

○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の
 監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局総務課) ……………254

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課) ……………254
 ○土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課) ……………254

再 掲

○一般競争入札の実施 (下水道課) ……………255

正 誤

○道路の区域の変更 (平成22年8月福岡県告示第1402号) 中正誤
 (道路維持課) ……………262

告 示

福岡県告示第496号

福岡県領収証紙条例 (昭和39年福岡県条例第48号) 第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小 川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
529	福岡市中央区春吉三丁目25番6号 西日本美装工業株式会社	福岡市西区内浜一丁目4番7号 福岡市西区保健福祉センター内	平成28年5月27日

福岡県告示第497号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-」、「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-普及版」、「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2014-」及び「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2014-普及版

」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小 川 洋

委託先	所在地	委託期間
川茂株式会社	東京都千代田区三番町24-3 三番町MYビル	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
株式会社紀伊屋書店福岡本店	福岡市博多区博多駅中央街2番1号博多バスターミナル6階	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
木下緑化建設株式会社	福岡市南区長丘三丁目13番27号	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
九州大学生協同組合伊都岐舎店	福岡市西区元岡744	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
九州造園・グリーンワーク共同事業体	北九州市小倉北区大島二丁目10番1号	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目23番5号	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
タカミヤ・マリバー里山を考える会共同事業体	北九州市八幡東区前田企業団地1番1号	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
株式会社福岡金文堂	福岡市中央区天神二丁目9番110号	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
一般財団法人福岡市市民の森協会	福岡市南区大字松原855番地4	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
株式会社丸善ジュンク堂書店	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	平成28年4月1日から平成29年2月28日まで
合名会社みやはら書店	直方市殿町8番26号	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
株式会社元野木書店	飯塚市飯塚18番7号	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

福岡県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	筑 後 線 城 島	前	久留米市城島町江上上 265番2先から 久留米市城島町江上上 282番1先まで	2.3 ～ 5.0	130.0
			後	久留米市城島町江上上 265番2先から 久留米市城島町江上上 282番1先まで	4.7 ～ 6.7	

福岡県告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	黒崎開 線 濃 施	前	みやま市高田町黒崎開 677番3先から みやま市高田町南新開 954番1先まで	9.6 ～ 11.8	46.3

			後	みやま市高田町黒崎開 677番3先から みやま市高田町南新開 954番1先まで	9.6 ～ 14.0	46.3
--	--	--	---	--	------------------	------

福岡県告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	黒崎開 線 濃 施	みやま市高田町黒崎開677番3先から みやま市高田町南新開954番1先まで

福岡県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京築	県道	福 土 線 吉 富	前	築上郡上毛町大字土佐井 1227番1先から 築上郡上毛町大字土佐井 1228番1先まで	9.6 ～ 10.4	59.0

			後	築上郡上毛町大字土佐井815番2先から 築上郡上毛町大字土佐井808番2先まで	9.6 ～ 11.0	75.0
--	--	--	---	--	------------------	------

福岡県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	福土線 吉富	築上郡上毛町大字土佐井815番2先から 築上郡上毛町大字土佐井808番2先まで

福岡県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	中間線 宮田	前	宮若市龍徳1774番2先から 宮若市龍徳1670番3先まで	10.0 ～ 25.8	640.0

			後	宮若市龍徳1774番1先から 宮若市龍徳1670番3先まで	10.0 ～ 25.8	640.0
--	--	--	---	----------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	中間線 宮田	宮若市龍徳1724番1先から 宮若市龍徳1670番3先まで

福岡県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	遠賀線 宗像 自転車道	宗像市田野3165番先から 宗像市江口599番3先まで

福岡県告示第506号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳川線 城島	大川市大字坂井546番1先から 大川市大字坂井485番2先まで

福岡県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	新延線 植木	前	鞍手郡鞍手町大字新北2013番1先から 鞍手郡鞍手町大字中山2755番3先まで	10.0 ～ 24.0	610.0
			後	鞍手郡鞍手町大字新北2013番1先から 鞍手郡鞍手町大字中山2755番3先まで	10.0 ～ 24.0	610.0

福岡県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成28年6月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	新延線 植木	鞍手郡鞍手町大字中山2737番8先から 鞍手郡鞍手町大字中山2755番3先まで

福岡県告示第509号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福岡	県道	雷山線 前原	前	糸島市三坂324番12先から 糸島市有田中央一丁目728番1先まで	5.7 ～ 20.0	3,497.7	
			前	糸島市三坂396番3先から 糸島市有田中央二丁目721番3先まで	12.5 ～ 44.0	4,470.0	うち県道大野城二丈線重用延長416メートル、一般国道202号重用延長628メートル

			後	糸島市三坂324番12先から 糸島市有田中央一丁目728番1先まで	5.7 ～ 20.0	3,497.7	
			後	糸島市三坂396番3先から 糸島市有田中央二丁目721番3先まで	12.5 ～ 44.0	4,470.0	うち県道大野城二丈線重用延長416メートル、一般国道202号重用延長628メートル

福岡県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年6月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	雷山線 前原	糸島市八島98番1先から 糸島市有田224番6先まで

福岡県告示第511号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林子定森林の所在場所

朝倉市杷木穂坂字園山817の7、字横井880、881、891、893の1、字舟ヶ迫907の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第512号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 区域の名称 田本

2 区域の所在地 八女市黒木町田本

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から23号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と23号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
八女市黒木町田本字上ノ山	1281番8	1号
	1280番2	2号
	1278番2	3号
	1277番1	4号及び5号
	1259番	6号から9号まで

	1277番2 1278番3	20号 23号
八女市黒木町田本字川原	231番 228番5 228番6 212番 225番地先道路敷 215番4 216番2地先水路敷 216番5 221番2地先水路敷 221番1	10号及び11号 12号 13号 14号 15号 16号 17号 18号 19号 21号
八女市黒木町田本	1668番	22号

公 告**公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

ハマダ創研株式会社

(2) 所在地

福岡市西区戸切三丁目1036番地1

(3) 代表者

代表取締役 濱田 忠義

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成28年5月24日

4 処分の理由

ハマダ創研株式会社は、平成28年4月27日午後1時に福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成28年6月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

全戸配布広報紙の製作及び配送業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成28年4月15日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

大成印刷株式会社

(2) 住所

福岡市博多区東那珂三丁目6番62号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

48,082,780円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公示日

平成28年3月4日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市潤三丁目476番2、476番3及び476番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市潤三丁目25番21号
潤 政司

公告

解散した清算法人水縄土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法18条第17項の規定により次のように公告する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
稲吉 典一	久留米市田主丸町益生田1438番地

公告

平成28年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 講習の種類
消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から2年以上経過しているもの
- (2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
イ 危険物関係法令による規制の要点
- (2) 危険物の火災予防に関する事項
ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

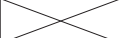
4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日、場所及び講習種別

- 午前の部（受付：9時00分～9時30分 講習：9時30分～12時30分）
午後の部（受付：13時00分～13時30分 講習：13時30分～16時30分）

開催地	講習会場	講習月日	午前	午後
福岡	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	8月17日(水)	その他	給油
		8月18日(木)	その他	石コン
		8月19日(金)	給油	その他
		8月22日(月)	石コン	給油
		8月23日(火)	給油	その他
		8月24日(水)	その他	給油
北九州	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階	9月1日(木)	給油	石コン
		9月2日(金)	石コン	給油
		9月5日(月)	石コン	その他
		9月6日(火)	その他	石コン
		9月7日(水)	石コン	その他
		9月8日(木)	その他	石コン
		9月9日(金)	石コン	その他
久留米	久留米市東合川5-9-10 久留米地域職業訓練センター	9月14日(水)	その他	給油
		9月15日(木)	給油	その他
		9月16日(金)	その他	給油
大牟田	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田市労働福祉会館 ※9月28日は午後のみ	9月28日(水)		給油
		9月29日(木)	その他	その他
		9月30日(金)	その他	その他
田川	田川市大字川宮1570 田川地区消防本部	10月12日(水)	給油	その他
		10月13日(木)	その他	給油
苅田	京都郡苅田町幸町6-91 パンジープラザ	10月17日(月)	給油	その他
		10月18日(火)	その他	給油
予備開催	北九州市小倉北区東港1-2-5 北九州市民防災センター別館3階	平成29年 1月18日(水)	給油	その他

平成29年1月18日(水)の講習は、予備開催となります。

平成28年度受講対象の方は、8月17日から10月18日までの期間にできる限り受講して下さい。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、公益社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受講申請書記入要領

受講申請書裏面の記入要領をよく読み、記入漏れのないよう記入すること。

受講希望日は同一会場で第2希望(北九州会場の石コン・その他希望者は第3希望)まで必ず記入すること。

(4) 受付の期限等

受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、定員に達していない日程及び会場へ変更することがある。

ア 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限(当日消印有効)に従い公益社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付期間(消印有効)	郵送申込み先
福岡会場	7月1日(金)～7月27日(水)	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階 公益社団法人福岡県危険物安全協会 ※郵送の際は、簡易書留をお願いします。 (紛失等の事故防止のため)
北九州会場	7月1日(金)～8月10日(水)	
久留米会場	8月10日(水)～8月31日(水)	
大牟田会場	8月10日(水)～9月7日(水)	
田川会場	8月25日(木)～9月21日(水)	
苅田会場	8月25日(木)～9月28日(水)	
予備開催会場	12月1日(木)～12月15日(木)	

イ 講習開催地への持参による受付

受付時間：10時00分～16時00分(12時00分～13時00分を除く。)

講習会場	受付日	受付会場	所在地
福岡会場	8月9日(火)	ふくおか石油会館2階 会議室	福岡市博多区下呉服町1-15

北九州会場	8月29日(月)	北九州市消防局2階特設会場	北九州市小倉北区大手町3-9
久留米会場	9月12日(月)	久留米広域消防本部	久留米市東櫛原町999-1
大牟田会場	9月21日(水)	大牟田市消防本部	大牟田市浄真町46
田川会場	10月5日(水)	田川地区消防本部	田川市大字川宮1570
苅田会場	10月7日(金)	苅田町消防本部	京都郡苅田町京町2-4-4

開催地受付当日に限り会場で領収証紙の販売を行います。

予備開催会場の受講申請は、郵送受付のみです。

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として危険物取扱者免状に講習修了証明印を押印する。

8 その他

- 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。
- 受講手続その他の問合せは、公益社団法人福岡県危険物安全協会（電話092-273-1150）に対して行うこと。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮ノ陣土地改良区	平成28年5月31日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年5月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 ダイレックス田主丸店
- 所在地 久留米市田主丸町鷹取466番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 貞方 宏司	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年1月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,522平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	71
合計	71

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
--------	---------

建物西側	20
合計	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北側	65
合計	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内北側	18.82
合計	18.82

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
2箇所	建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成28年5月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス大木店
 (2) 所在地 三潞郡大木町大字上八院1732番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成29年1月18日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,528平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数（台）
建物西側	62
合計	62

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数（台）
建物敷地北側	16
合計	16

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物西側	50
合計	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内南側	12.0
合計	12.0

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県庁舎電力供給（負荷追従供給部分）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手すること

ができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年6月24日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る入札参加申請書を期限までに提出し、受領された者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

福岡県庁舎電力供給（負荷追従供給部分）

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成28年10月1日から平成30年9月30日まで

(4) 供給場所

福岡県庁舎

福岡市博多区東公園7番7号

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年6月24日（金曜日）現在において、次の(1)から(3)までの条件を満たすこと。また、開札時点において、次の(1)から(5)までの条件を満たすこと。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録を受けている者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (4) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（サー

ビス業種その他）で、「AA」の等級に格付けされているもの（入札参加資格申請を予定の者も含む。）

(5) 福岡県電力の調達に係る環境配慮方針（平成23年12月7日施行）に基づく入札参加資格の要件を満たす者。なお、同方針第6条第1項にて提出を義務付けられる報告書については、入札書の提出期限までに次項に記載する部局へ提出すること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部財産活用課設備管理係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3091（ダイヤルイン）

（FAX）092-643-3093

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成28年6月10日（金曜日）から平成28年7月19日（火曜日）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下「県の休日」という。）には交付しない。）、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。そのほか福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）でのダウンロードによる交付も行う。

8 入札参加申込み

(1) 提出書類

入札参加申請書

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出期限

平成28年6月24日（金曜日）午後5時00分まで
期限後は受領しない。

(4) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

9 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参し、又は郵送して行うものとする。また、質問に対する回答は、閲覧場所での閲覧に供し、あわせて福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）への掲載も行う。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

平成28年6月13日（月曜日）から平成28年7月12日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成28年7月20日（水曜日）午後5時00分まで

(4) 閲覧場所

福岡県総務部財産活用課設備管理係

(5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成28年7月20日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成28年7月20日（水曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県総務部財産活用課
福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

平成28年7月21日（木曜日）午前10時00分

13 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書

面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) Subject matter of contract: Electricity to use in Fukuoka Prefectural Building.
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:00 P.M. 24 June, 2016
- (3) The date and time for the submission of tenders:5:00 P.M. 20 July, 2016
- (4) A contact point where tender documents are available: Property Utilization Division, General Affairs Department of Fukuoka Prefectural Government, 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.
Tel: 092-643-3091

公告

都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の一部改正案について、平成28年2月25日から平成28年3月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成28年5月17日に改正しました。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

建築都市部都市計画課開発第一係、開発第二係

電話：092-643-3715

メールアドレス：toshi@pref.fukuoka.lg.jp

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
放置駐車違反管理システム機器等賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成28年6月29日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

放置駐車違反管理システム機器等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年5月福岡県告示第534号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成28年7月20日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供でき

ると認められる者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2236
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成28年6月10日（金）から平成28年7月14日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
平成28年7月20日（水）午後5時45分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成28年7月21日（木）午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for computers and other devices that are going to be used for a system administering with parking violations or such violations as leaving vehicles without a driver in No-Stopping/No-Standing/No-Parking areas
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on July 20, 2016
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141(Ext.2236)

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護福祉施設サービス	4071702015	特別養護老人ホーム ソレイユ湯野原 福岡県直方市大字感田 1545番地	社会福祉法人正勇会	H28. 6. 1

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市朱雀四丁目2616番2、2616番15から2616番21まで、2617番1、2617番4の一部、2617番16から2617番20まで及び5187番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区原五丁目14番22号
株式会社秀建
代表取締役 栗原 秀利

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町志免中央一丁目646番1及び646番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡志免町志免一丁目9番8号
光安 富士子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志登字ハスハ337番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市波多江駅北二丁目12番7-303号

高村 鉄平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市寺福童字内畑下道西791番7、791番14から791番18まで、794番1、794番4、795番1及び801番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市上津町1417番地1
株式会社駅前不動産買取バンク
代表取締役 田中 義之

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市今在家字井手口206番1、206番4、207番1及び207番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市花見東五丁目9-5-201
新本 栄和

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事

業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営花立地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成28年6月10日から 平成28年7月8日まで	小郡市役所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成28年4月8日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオン下大利店
 - 所在地 福岡県大野城市下大利一丁目216-1外
- 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
下大利えびすショッピングセンター	イオン下大利店

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後

株式会社ダイエー 代表取締役 村井 正平 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1	イオンストア九州株式会社 代表取締役 佐方 圭二 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
鬼木 賢二 福岡県大野城市下大利一丁目14番1-501	鬼木賢二 福岡県大野城市下大利一丁目13番12号
株式会社蔵森商店 代表取締役 蔵森 正気 福岡市博多区網場町六丁目8	株式会社蔵森商店 代表取締役 蔵森 正気 福岡県大野城市南ヶ丘一丁目18番3号
株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸 一弥 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号	株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸 一弥 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
副島邦男 福岡県小郡市小郡906番2	副島邦男 福岡県小郡市小郡906番2
株式会社ハリケーン 代表取締役 井崎 英一 福岡市博多区上川端町11番8	-
株式会社Lami 代表取締役 大淵 利克 佐賀県佐賀市諸富町徳富73番1	-

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成28年5月9日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 イオン二日市店
 - 所在地 筑紫野市二日市北二丁目2番1号

3 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
二日市ショッピングバザール	イオン下二日市店

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ダイエー 代表取締役 村井 正平 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1	イオンストア九州株式会社 代表取締役 佐方 圭二 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
筑邦製茶株式会社 代表取締役 田中 英明 佐賀県鳥栖市藤木町2285	筑邦製茶株式会社 代表取締役 田中 秀明 久留米市荒木町藤田200
千鳥屋販売株式会社 代表取締役 原田 利一郎 福岡市中央区鳥飼二丁目36番	千鳥屋販売株式会社 代表取締役 原田 利一郎 飯塚市本町4番21号
堺 和博 筑紫野市大字上古賀10番1	堺 和博 筑紫野市大字上古賀10番1号
高野 秀治 福岡市南区大橋三丁目15番43号	高野 秀治 福岡市南区大橋三丁目15番43号
大場 義正 福岡市博多区寿町三丁目3番16号	株式会社福岡あけぼの薬局 代表取締役 帆足 昭彦 福岡市南区大楠二丁目3番10号
株式会社武田メガネ 代表取締役 武田 耕一 福岡市中央区天神四丁目3番30号	株式会社鈴花 代表取締役 森 啓輔 佐賀県佐賀市高木瀬町大字東高木232番地1
有限会社ینگ 代表取締役 横山 幸子 福岡市早良区有田八丁目18番12号	山上 克己 筑紫野市紫二丁目3番28号
株式会社ひよこ 代表取締役 石坂 博史 福岡市南区向野一丁目16番13号	株式会社キャンドゥ 代表取締役 城戸 一弥 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
有限会社セピア 代表取締役 菅原 弘寿 福岡市博多区東那珂一丁目15番5号	-

株式会社タケヤ
代表取締役 岸沢 昭
福岡市東区和白ヶ丘三丁目238番1号

-

公告

平成28年度福岡県製菓衛生師試験を次のように実施する。

平成28年6月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において、菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- (4) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの又は2年以上菓子製造業に従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品学
- エ 食品衛生学

- オ 栄養学
カ 製菓理論
キ 製菓実技（和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか一科目を選択）

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出るものについては、カ 製菓理論及びキ 製菓実技の試験を免除する。

(2) 日時及び場所

日	時	科目	場所
平成28年9月2日 (金曜日)	午後1時00分から 午後3時00分まで (ただし、試験科目の免除を受ける者の試験時間は午後1時00分から午後2時30分までとする。)	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論 製菓実技	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎8階803号会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に、次に掲げる書類（オ）の書類の提出については、試験科目の一部免除を願い出る場合に限る。）、写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）1枚、受験票1枚及び受験申込手数料9,400円を添えて、県内に住所地、就業地又は就学地を有する者は、当該住所地、就業地又は就学地を管轄する保健福祉（環境）事務所（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター、大牟田市については大牟田市保健所、久留米市については久留米市保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。）、県外に住所地、就業地又は就学地を有する者は、福岡県保健医療介護部保健衛生課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「県庁保健衛生課」という。）

へ提出すること。

- (ア) 学校教育法第57条に規定する者であることを証する書類（中学校卒業以上の卒業証書の写し又は卒業証明書） 1部
(イ) 製菓業務従事証明書又は製菓衛生師養成施設において1年以上の製菓衛生師としての課程を修了したことを証する書類 1部
(ウ) 履歴書 1部
(エ) 戸籍抄本（出願前6月以内に発行されたもの） 1部
(オ) 菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格したことを証する書類 1部

イ 受験願書の用紙は、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、「製菓衛生師試験願書希望」と明記の上、宛先及び郵便番号を記入し、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号、往復はがきが折らずに入る定形外郵便のもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料9,400円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は受験しなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便とし、「製菓衛生師受験願書在中」と朱書きすること。

(2) 受付期間及び受付時間

ア 受験願書の受付期間は、平成28年7月1日（金曜日）から平成28年7月15日（金曜日）までとし、受付時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成28年7月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の受験番号は、平成28年10月6日（木曜日）に発表する。発表は、各保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課に掲示するほか、県ホームページに掲載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

(1) 台風の到来等により、平成28年9月2日に試験の実施が困難となったときは、各

保健福祉環境事務所等及び県庁保健衛生課から各受験者に電話連絡をする。

- (2) 受験手続その他の問合せは、最寄りの保健福祉環境事務所等又は県庁保健衛生課に対して行うこと。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第13号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25条）第30条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定有形民俗文化財について、中欄に掲げる文化財の指定解除を行い、記載事項を右欄のように改める。

平成28年6月10日

福岡県教育委員会

左 欄		中 欄		右 欄
名 称	関係告示	名 称	員数	員数
求菩提山修験道遺品	昭和48年福岡県教育委員会告示第4号	修験者住宅（岩屋坊）	1棟	333点

監査委員

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人工藤雅春より監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年6月10日

福岡県監査委員 山下 芳 郎
同 伊 藤 龍 峰
同 行 正 晴 實
同 縣 善 彦

平成27年度
福岡県包括外部監査の結果報告書

平成28年3月

福岡県包括外部監査人

公認会計士 工藤 雅春

目次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 監査対象期間	1
4. 監査対象機関（部局）	1
5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	2
6. 監査の方法	3
7. 監査の実施期間	5
8. 外部監査人及び補助者	5
9. 利害関係	5
第2 監査対象の概要	6
1. 福岡県の農林水産業	6
2. 福岡県の計画	11
3. 主な事業と実施体制	16
4. 農林水産業施策実施部署と監査対象機関	20
第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	22
1. 報告書の構成について	22
I. 総論（意見）	23
1. 公共施設の整備事業における中長期計画について	23
2. 成果指標・目標値の設定について	24
3. 事業管理について	25
4. 事業評価について	27
5. 予算執行等に係る情報の公表について	27
6. 適切な情報の公表について	28
7. 公募型プロポーザルにおける応募者の確保について	28
II. 各論（結果及び意見）	29
1. 結果及び意見の概要	29
[1] 農林水産政策課・農林業総合試験場	36
1. 農業総合試験場再編整備費・農林業総合試験場先導的試験研究開発強化事業費	36
[2] 農山漁村振興課	41
1. 中山間地域等直接支払交付事業費	41
2. 地域特産物振興費	42
3. 協定で育む「農山村との絆」モデル事業費	45
4. 各種事業負担金・管理費負担金	46

5. 特用林産基盤整備事業費	47
6. 特用林産産地振興推進費	50
[3] 食の安全・地産地消課	51
1. 「いただきます！福岡のおいしい幸せ」県民運動強化費	51
2. ふくおか食の安全・安心対策事業費	54
3. 農薬適正使用推進事業費	55
4. 土壌健全化対策事業費	56
5. 肥料等安全確保対策事業費	57
6. 環境に調和した農業の推進事業費	58
7. 環境保全型農業直接支援費	59
8. 県産果実学校給食導入費	60
9. 県産米消費拡大事業費	61
10. 県産食材取引拡大システム事業費	62
11. 直売所販売促進人材育成事業費	63
12. 県産食材取引推進事業費	65
13. 中山間ふるさと水と土保全対策事業費	66
[4] 団体指導課	68
1. 農業近代化資金融通対策費	68
2. 農業経営体育成資金融通対策費	69
3. 農家負担軽減支援特別資金融通対策費	70
4. 農林漁業災害対策資金融通対策費	71
5. 木材産業等高度化推進資金助成事業費	72
6. 林業改善資金業務費・林業改善資金貸付金	73
[5] 園芸振興課	75
1. 県産農林水産物輸出強化費	75
2. ふくおか農林水産物販売促進費	76
3. ブランド農林水産物育成対策費	77
4. とよみつひめ競争力強化対策費	78
5. とよみつひめブランド向上対策費	79
6. 被災果樹・茶等改植支援費	80
7. 活力ある高収益型園芸産地育成事業費	81
8. 「花あふれるふくおか」総合推進事業費	83
9. 園芸施設ハイブリッド暖房システムモデル事業費	85
10. 6次産業化推進費	86
11. 雇用型園芸農業推進費	87
12. 園芸農業生産総合対策事業費	88

[6] 水田農業振興課	94
1. 農業生産総合対策事業費（経営体育成支援事業費）	94
2. 農業生産総合対策事業費（水田農業生産総合対策事業費）	97
3. 「ラー麦」ブランド化推進費	101
4. 農地中間管理機構事業費	103
5. 農地中間管理事業支援基金積立金	106
6. 水田農業経営力強化事業費	108
7. 力強い水田農業確立事業費	112
8. 経営所得安定対策関連事業費	116
9. 多面的機能支払事業費	119
10. 農業委員会指導費	122
11. 水田農業担い手機械導入支援費	124
[7] 経営技術支援課	127
1. 普及活動総合推進事業費	127
2. 女性農業者活動支援事業	129
3. 女性農業者能力発揮事業費	130
4. 女性の視点を活かした農業経営発展支援事業費	131
5. 生産資材対策事業費	132
6. たくましい農業人材育成事業費	133
7. 若い農業者育成対策事業費	134
8. 若者の農業参入定着支援費	136
9. 農業人材確保支援事業	137
10. 女性の力を活かす園芸農業強化事業費	138
[8] 畜産課	139
1. 畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業費	139
2. 養鶏経営安定対策事業費	140
3. 博多和牛ブランド強化対策費	141
4. 九州一へ「はかた地どり」倍増事業費	143
5. 畜産経営総合指導事業費	144
6. 高能力牛群改良推進事業費	145
7. ふくおかの畜産競争力強化対策費	146
8. 自衛防疫強化総合対策事業費	148
9. 農林水産物鳥獣害防止対策費	149
10. 有害鳥獣対策強化費	150
11. 獣肉等利活用推進費	153
12. 狩猟費	154

[9] 農村森林整備課	155
1. 土地改良施設維持管理適正化事業費	155
2. 土地改良事業計画決定調査費	156
3. 土地改良事業換地費	157
4. 土地改良事業推進費	158
5. 国営造成水利施設管理体制整備事業費	159
6. 県営かんがい排水事業費	160
7. 農業水利施設保全対策事業費	161
8. 一般農道整備事業費	162
9. 県営農村総合整備事業費	163
10. 県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	164
11. 農地環境整備事業費	165
12. 農村環境整備事業費	166
13. 県代行林道開設費・県営林道開設費	167
14. 森林環境保全整備事業費	169
15. 県単林道事業費	170
16. ふるさと林道緊急整備事業費	171
[10] 林業振興課	172
1. 林業関係団体育成強化費	172
2. 県産材競争力強化費	176
3. 県産材シェア増対策費	177
4. 森林整備加速化・林業再生事業費	178
5. 林業労働力確保対策費	182
6. 森林調査等活動支援費	183
7. 森林整備推進対策事業費	184
8. 造林事業費・県単造林事業費	185
9. 緑化推進事業費	186
10. 荒廃森林再生費	187
11. 県民参加の森林づくり推進費	188
12. 林業労働力確保支援費	189
[11] 漁業管理課	190
1. 水産関係団体強化育成費	190
2. 漁業調査船「ずいよう」代船建造費	192
3. 漁業近代化資金利子補給費	193
4. 沿岸漁業改善資金業務費	194
5. 沿岸漁業改善資金貸付金	195

6. 有明海漁場再生対策事業費	197
7. 有明海環境改善事業費	199
8. 漁場環境保全対策費	200
[12] 水産振興課	202
1. 我が国周辺漁業資源調査費	202
2. 資源増大技術開発事業費	203
3. 栽培漁業センター運営費	204
4. 資源管理型漁業対策事業費	205
5. 保護水面管理事業費	207
6. 豊前海了り資源回復対策費	208
7. 大規模沿岸漁業経営改善支援費	209
8. 福岡の魚競争力強化促進事業	210
9. 明日を担う漁業者育成事業費	211
10. 県産水産物消費拡大事業費	212
11. 内水面環境保全活動事業費	213
12. 内水面水産資源増殖事業費	214
13. 沿岸漁場整備開発事業調査費	215
14. 地先型（大規模）増殖場造成事業費	216
15. 人工礁漁場造成事業費	217
16. 漁場環境改善事業費	218
17. 漁港修築事業費	219
18. 漁港海岸保全事業費	220
19. 漁港環境整備事業費	221
20. 漁港施設改修費	222

第1 監査の概要
1. 監査の種類

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

農林水産業施策に係る財務事務の執行及び事業管理について

3. 監査対象期間

原則として平成26年度とし、必要と認められた場合、平成27年度及び平成25年度以前の年度についても監査対象とした。

4. 監査対象機関（部局）

福岡県の農林水産業施策を実施する以下の課

部名	課名
農林水産部	農林水産政策課
	農山漁村振興課
	食の安全・地産地消課
	団体指導課
	園芸振興課
	水田農業振興課
	経営技術支援課
	畜産課
	農村森林整備課
	林業振興課
	漁業管理課
	水産振興課

- 第1 監査の概要
5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

近年、農林水産業を取り巻く環境は大きく変化するとともに、農林水産業に対する関心及び農林水産業施策の重要性が高まっている。

我が国の直面している少子高齢化社会の問題は、農林水産業にも影響を及ぼしており、人口減少に伴う食料・木材の国内需要の減少、農村の衰退、後継者問題、里山の減少による野生鳥獣被害の拡大など様々な問題へとつながっている。

また、地球温暖化等の気候変動は、農作物の品質低下や価格変動の問題を引き起こし、ゲリラ豪雨や大型台風等の発生増加により被災リスクが高まっている。

消費者の意識も変化している。食品偽装問題、残留農薬問題、異物混入事件など、食品の安全・安心に対する信頼を揺るがす事件が相次いで発生する中、消費者の安全・安心へのニーズはさらに高まりをみせている。

また、経済のグローバル化が進む中、飼料価格の高騰、日本食ブーム、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定など、国内の動きのみならず国外の市場動向を見据えた取組が必要となっている。

このような中、福岡県においては、「福岡県総合計画」において、「農林水産業の競争力の強化」を重点的に取り組む施策として掲げ、総合計画を推進するための個別計画として、「福岡県農業・農村振興基本計画」、「福岡県森林・林業基本計画」及び「福岡県水産振興基本計画」を策定し、施策に取り組んでいる。

また、県民一人ひとりが、食や木材利用の重要性、農林水産業・農山漁村の役割について、自ら考え主体的に行動していく契機となるべく、平成26年12月、「農林水産業及び農山漁村の持続的発展」並びに「県民の健康で豊かな生活の向上」に寄与することを目的に、「福岡県農林水産業・農山漁村振興条例」を制定した。

平成22年国勢調査の産業等基本集計結果によると、福岡県の第1次産業就業者数は65,806人（農業60,199人、林業1,000人、漁業4,607人）で県就業者総数の2.9%。また、平成24年福岡県県民経済計算によると、福岡県の第1次産業の名目県内総生産は1,418億円（農業1,159億円、林業49億円、漁業211億円）で県内総生産の0.8%であり、県内全産業に占める割合は少ない。

しかしながら、耕地面積は8万4,900ha（平成26年度福岡県農林水産白書）で県土面積の17%、森林面積は22万2,123ha（平成26年度福岡県農林水産白書）で県土面積の45%と県土面積の多くを占め、また県土は筑前海、有明海、豊前海という3つの豊かな漁場に面している。

福岡県における農林水産業は、食料の供給のみならず、県土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等、広く県民の生活に関わる重要な産業であり、県としてもその競争力強化

第1 監査の概要
6. 監査の方法

のための施策は必要不可欠である。一方、少子高齢化により、社会保障費は増大し、生産人口は減少し、一人当たりの税負担が増していく中で、より効率的な施策実施が求められる。そのため、現状の農林水産業施策の実施状況を検討し、今後の農林水産業施策の適正かつ効率的な実施につなげることが有用であると考へ、特定の事件として選定した。

6. 監査の方法

(1) 監査要点

農林水産業施策に係る財務事務の執行及び事業管理について、地方自治法第2条第14項及び15項の規定の趣旨である「住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果」、「組織及び運営の合理化」が達成されるよう実施されているか否かについて、3E（有効性-Effectiveness、効率性-Efficiency、経済性-Economy）、真実性、適法性、公平性の視点から監査を実施した。

<地方自治法第2条第14項及び15項>

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(2) 主要な監査手続

(事前調査)

農林水産業施策担当各課の事業概要についてヒアリングを実施し、監査対象機関を絞り込み。

(監査実施)

関係部署から提供を受けた農林水産業施策に関する以下の資料を閲覧及び担当者へのヒアリングを実施。

- ・農林水産業施策に係る事業管理資料
- ・農林水産業施策に係る収入・支出関係資料
- ・農林水産業施策に係る根拠法令、条例、要綱、事務処理要領等
- ・県の内部監査時に作成され内部監査部門に提出された資料

第1 監査の概要
6. 監査の方法

(3) 監査実施における具体的な視点

(全般)

- ① 事業目的は適切か。
- ② 事業内容は事業目的と整合しているか。
- ③ 事業は適切に実施されているか。
- ④ 成果指標は適切に設定されているか。
- ⑤ 成果は適切に把握・評価されているか。
- ⑥ 成果の評価を適切にフィードバックしているか。
- ⑦ 事業に係る書類管理は適切になされているか。

上記を踏まえ、県の実施する事業で多く見られる補助・委託事業については、特に以下の視点に着目した。

(補助)

- ① 補助内容は事業目的と整合しているか。
- ② 補助要綱は適切か（交付対象・補助金額算定方法等）。
- ③ 補助要綱に沿った補助がなされているか。
- ④ 補助決定の採択過程は適切か。
- ⑤ 補助金の交付時期は適切か。
- ⑥ 補助対象事業は適切に実施されているか。
- ⑦ 実績報告は適切になされているか。
- ⑧ 補助交付団体への指導・監督は適切か。

(委託)

- ① 委託内容は事業目的と整合しているか。
- ② 契約書・仕様書の記載は適切か。
- ③ 委託先の選定は適切か。
- ④ 委託金額は委託内容に対して適切か。
- ⑤ 委託料の支払時期は適切か。
- ⑥ 委託内容は適切に履行されているか。
- ⑦ 実績報告は適切になされているか。
- ⑧ 委託成果品の検査、委託内容の履行確認は適切か。

第1 監査の概要
7. 監査の実施期間

7. 監査の実施期間

平成27年7月1日から平成28年3月31日まで

<監査実施日程>

実施期間	対象部署
7月29日～7月31日	農林水産政策課、食の安全・地産地消課、畜産課
8月4日～8月12日	農山漁村振興課、団体指導課、園芸振興課、経営技術支援課
8月31日～9月4日	水田農業振興課、農村森林整備課、漁業管理課、水産振興課
9月10日～9月18日	食の安全・地産地消課、経営技術支援課、畜産課
9月28日～10月9日	水田農業振興課、農村森林整備課、林業振興課、水産振興課
10月20日～10月23日	農山漁村振興課
10月27日～10月30日	園芸振興課、水田農業振興課、林業振興課
11月12日～11月13日	農林業総合試験場（本場）
11月19日～11月20日	農林業総合試験場（資源活用研究センター）

8. 外部監査人及び補助者

	氏名	資格
外部監査人	工藤 雅春	公認会計士
	石橋 幸登	公認会計士
	波多江 誠一	公認会計士
	久米村 翔	公認会計士
	園田 優志	公認会計士
補助者	村中 政夫	公認会計士
	黒田 高宏	公認会計士試験合格者
	松尾 恭平	公認会計士試験合格者
	森田 都子	公認会計士試験合格者

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第252条の29の規定により、記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要
1. 福岡県の農林水産業

第2 監査対象の概要

1. 福岡県の農林水産業

(1) 福岡県の農林水産業

「第1 監査の概要 5. 特定の事件（テーマ）を選定した理由」にも記載のとおり、福岡県内の第1次産業就業者数は65,806人で就業者総数の2.9%（平成22年国勢調査の産業等基本集計結果）。また、福岡県の第1次産業の名目県内総生産は1,418億円で県内総生産の0.8%（平成24年福岡県県民経済計算）であり、県内全産業に占める割合は少ない。

しかしながら、耕地面積および森林面積は県土面積の多くを占め、またその県土は筑前海、有明海、豊前海という3つの豊かな漁場に面しており、食料の供給のみならず、県土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等、広く県民の生活に関わる重要な産業である。

<福岡県における農林水産業の規模>

項目	単位	1次産業			県全体	割合	備考
		農業	林業	水産業			
就業者数	人	60,199	1,000	4,607	2,262,722	2.9%	*1
名目県内総生産	億円	1,159	49	211	179,122	0.8%	*2
面積	ha	84,900	222,123	—	498,640	61.6%	*3

*1 出所：平成22年国勢調査産業等基本集計結果

*2 出所：平成24年福岡県県民経済計算

*3 出所：平成26年度福岡県農林水産白書

(2) 福岡県の農業

平成26年度福岡県農林水産白書によると、福岡県の農業規模は、農家数61,981戸（全国シェア2.5%、全国ランク18位）、耕地面積84,900ha（全国シェア1.9%、全国ランク15位）、農業産出額は2,231億円（全国シェア2.6%、全国ランク15位）と、全国の都道府県における相対的な位置は、比較的上位にある。

第2 監査対象の概要
1. 福岡県の農林水産業

<福岡県農業の主要指標>

項目	単位	福岡県	全国	全国 シェア	全国 ランク	備考
農家数	戸	61,981	2,527,948	2.5%	18	2010年農林業センサス
うち 販売農家	戸	41,727	1,631,206	2.6%	18	
自給的農家	戸	20,254	896,742	2.3%	16	
農業就業人口	人	68,091	2,605,736	2.6%	18	2010年農林業センサス
うち 女性の割合	%	49.9	49.9	—	—	(販売農家)
65歳以上の割合	%	58.2	61.6	—	—	
耕地面積	ha	84,900	4,518,000	1.9%	15	26年耕地面積調査
うち 水田面積	ha	67,100	2,458,000	2.7%	14	
畑面積	ha	17,800	2,060,000	0.9%	24	
水田率	%	79.0%	54.4%		13	
1戸当たり平均耕地面積	a	137.0	178.7		21	
農業産出額	億円	2,231	85,748	2.6%	15	25年生産農業所得
うち 米	億円	446	17,864	2.5%	13	統計
麦類	億円	34	429	7.9%	3	
豆類	億円	21	663	3.2%	5	
野菜	億円	758	22,533	3.4%	10	
果実	億円	258	7,588	3.4%	9	
花き	億円	184	3,485	5.3%	3	
種苗・苗木類	億円	82	800	10.3%	1	
工芸農作物	億円	30	1,849	1.6%	13	
畜産	億円	392	27,948	1.4%	22	
乳用牛飼養頭数	頭	15,500	1,395,000	1.1%	14	26年畜産統計調査
肉用牛飼養頭数	頭	24,200	2,567,000	0.9%	25	
豚飼養頭数	頭	82,500	9,537,000	0.9%	27	
採卵鶏飼養羽数	千羽	2,923	133,506	2.2%	21	
ブロイラー飼養羽数	千羽	1,465	135,747	1.1%	19	

(出所：平成26年度福岡県農林水産白書より要約)

農業産出額 2,231 億円の内訳をみると、野菜が 758 億円と最も多くの割合を占め、続いて、米 446 億円、畜産 392 億、果実 258 億円、花き 184 億円と続き、これらで県の農業産出額の 90%以上を占める。

第2 監査対象の概要
1. 福岡県の農林水産業

これらの構成割合を算出し全国と比べてみると、野菜、果実、花き、種苗・苗木類の構成割合が高く、畜産の割合が低い。

さらに、福岡県は、耕地面積 84,900ha に対し水田面積 67,100ha で水田率は 79.0%を占め、全国における水田率 54.4%に比べ高い割合となっている。ここで、水田面積あたりの米産出額を算定すると、全国に比べ低いことが分かる。

また、耕地面積を見ると、1戸当たり平均耕地面積は、福岡県137.0aに対し、全国は178.7a。福岡県は1戸あたりの規模が全国に比べ小さい。

こうしたことが、福岡県の農業の特色として読み取れる。

<農業産出額における構成割合>

項目	福岡県	全国
農業産出額	100.0%	100.0%
うち 米	20.0%	20.8%
麦類	1.5%	0.5%
豆類	0.9%	0.8%
野菜	34.0%	26.3%
果実	11.6%	8.8%
花き	8.2%	4.1%
種苗・苗木類	3.7%	0.9%
工芸農作物	1.3%	2.2%
畜産	17.6%	32.6%

<水田面積あたり産出額>

項目	単位	福岡県	全国
米 産出額	億円	446	17,864
水田面積	ha	67,100	2,458,000
水田面積あたり産出額	千円	665	727

(3) 福岡県の林業

平成26年度福岡県農林水産白書によると、福岡県の林業産出額は1,292千万円（全国シェア3.0%、全国ランク9位）と、全国の都道府県における相対的な位置は、比較的上位にある。

第2 監査対象の概要
1. 福岡県の農林水産業

<福岡県林業・木材産業の主要指標>

項目	単位	福岡県	全国	全国シェア	全国ランク	備考
民有林の状況						
面積	千ha	195	17,356	—	—	県：H27年4月1日現在(地域森林計画書) 全国：H24年3月末現在(2014年森林・林業統計要覧・林野庁)
材積	千m ³	57,441	3,741,903	—	—	
造林面積	ha	213	20,277	—	—	県：H26年度実績(林業振興課調べ) 全国：H24年度実績(2014年森林・林業統計要覧・林野庁)
間伐面積	ha	3,942	368,000	—	—	県：H26年度実績(農山漁村振興課調べ) 全国：H24年度実績(2014年森林・林業統計要覧・林野庁)
主伐面積	ha	426	62,483	—	—	
林道延長	km	1,549	92,952	—	—	県：H26年3月末現在(農村森林整備課調べ) 全国：H25年3月末現在(2014年森林・林業統計要覧・林野庁)
林道密度	m/ha	8.0	5.3	—	—	
林業・木材産業の状況						
森林組合数	組合	9	660	1.4%	—	県：H27年4月1日現在(団体指導課調べ) 全国：H25年3月末現在(H24年度森林組合統計・林野庁)
森林組合員数	人	30,005	1,554,846	1.9%	—	県：H26年3月末現在(団体指導課調べ) 全国：H25年3月末現在(H24年度森林組合統計・林野庁)
製材工場数	工場	133	5,468	2.4%	—	H26年12月末現在(H26年木材統計・農林水産省)
主な林産物生産量						
素材	千m ³	171	19,913	0.9%	29	H26年次実績(H26年木材統計・農林水産省、林業振興課調べ)
しいたけ	t	888	92,437	1.0%	27	
ぶなしめじ	t	13,329	117,363	11.1%	3	県：H26年次実績(農山漁村振興課調べ) 全国：H25年次実績(H25年特用林産基礎資料・林野庁)
えのきたけ	t	6,246	133,647	3.8%	3	全国シェア、全国ランクはH25年次実績
たけのこ	t	14,022	24,203	23.2%	1	
木ろう	t	21	24	83.3%	1	
林業産出額						
木材生産	千万円	1,292	43,224	3.0%	9	
薪炭生産	千万円	224	22,210	1.0%	27	
栽培きのこ類	千万円	5	553	0.9%	12	H25年次実績(H25年林業産出額・農林水産省)
林野副産物採取	千万円	1,057	20,350	5.2%	4	
林野副産物採取	千万円	6	110	—	—	
木材価格						
スギ(中丸太)	円/m ³	12,300	13,500	—	—	県：H26年次県森連浮羽事業所実績値 全国：H26年次実績(農林水産統計・H26年次木材価格・農林水産省)
ヒノキ(中丸太)	円/m ³	17,400	20,000	—	—	
緑化木						
生産本数	千本	11,545	100,424	11.5%	3	県：H25年実績(林業振興課調べ) 全国：H21年実績(H21年度林野庁研究保全課報告)
生産額	億円	25	—	—	—	

(出所：平成26年度福岡県農林水産白書より要約)

第2 監査対象の概要
1. 福岡県の農林水産業

林業産出額1,292千万円の内訳をみると、栽培きのご類が1,057千万円と最も多く80%以上の割合を占め、続く木材生産224千万円と大きく開いている。

これらの構成割合を算出し全国と比べてみると、栽培きのご類の構成割合が高く、木材生産の割合が低い。

主な林産物生産量では、ぶなしめじ、えのきたけ、たけのこ、木ろうの全国シェアが高く、素材生産の全国シェアは低い。また、木材価格は全国に比べ低いことが分かる。

こうしたことが、福岡県の林業の特色として読み取れる。

<林業産出額における構成割合>

項目	福岡県	全国
林業産出額	100.0%	100.0%
うち 木材生産	17.3%	51.4%
薪炭生産	0.4%	1.3%
栽培きのご類	81.8%	47.1%
林野副産物採取	0.5%	0.3%

(4) 福岡県の水産業

平成26年度福岡県農林水産白書によると、福岡県の漁業生産額（海面のみ）は29,360百万円（全国シェア2.2%、全国ランク15位）である。

漁業生産額の構成をみると、養殖業の占める割合が大きく46%を占めている。これは全国における30%を大きく上回っている。

<福岡県水産業の主要指標>

項目	単位	福岡県	全国	全国シェア	全国ランク	備考
経営体数（海面のみ）	経営体	2,734	94,507	3.0%	11	農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」「水産物流統計年報」、水産振興課調べにおける平成25年数値
就業者数（海面のみ）	人	5,140	180,985	2.8%	12	
	うち 男性	4,071	157,117	2.6%	14	
	女性	1,069	23,868	4.5%	7	
漁業生産量	t	93,693	4,792,118	2.0%	—	
漁船漁業生産量	t	44,799	3,764,526	1.2%	—	
養殖業生産量	t	48,894	1,027,593	4.8%	—	
漁業生産額（海面のみ）	百万円	29,360	1,354,378	2.2%	15	
漁船漁業生産額	百万円	15,938	947,995	1.7%	19	
養殖業生産額	百万円	13,422	406,384	3.3%	11	

（出所：平成26年度福岡県農林水産白書より作成）

第2 監査対象の概要
2. 福岡県の計画

2. 福岡県の計画

(1) 福岡県総合計画

福岡県では、県が目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となるものとして、総合計画を策定している。現行の計画は、平成24年度から平成28年度の5年間を計画期間としている。

この計画では、目指すべき目標を「県民幸福度日本一」として掲げている。そして、「県民幸福度日本一」の基本である、県民生活の「安定」「安全」「安心」を向上させるため、その実現のための「10の事項」の実現に取り組むとしている。

農林水産業の競争力の強化の方針は、この「10の事項」のうち、「1 活力にあふれ成長力に富んだ経済と雇用の創出」の中項目として「3 足腰の強い農林水産業をつくる」において以下のように示されている。

中項目	小項目	施策
3 足腰の強い農林水産業をつくる	ブランド化を通じた県産農林水産物の競争力の強化	県産農林水産物のブランド化の戦略的展開
		県独自品種開発の加速
		品質維持、安定生産による供給力の向上
		対象の明確化による消費者の認知度向上対策
	多様な流通・消費に応じた県産農林水産物の生産と販売対策の推進	県産農産物の市場流通を基本にした直接取引の強化
		消費者への直接販売の拡大
		県産農産物の輸出拡大
		木材需要に対応した供給体制の整備
	水産物の付加価値向上や低コスト化の促進	新規就農者の農外からの参入促進
		女性農業者の負担軽減と能力開発の促進
若者や女性が活躍する農業経営の推進	園芸農業における雇用労働を導入した経営の促進	
	水田農業における法人化による経営の安定	
県民とともにつくる農林水産業	「応援団」づくりによる県民の広範な支持の拡大	
	農林水産物の安全・安心の確保による県民の信頼の向上	
女性の活躍、地域資源の活用による農林水産業・農山漁村の活性化	環境に配慮した農業生産の拡大	
	女性農業者の地域における社会参画の促進	
	地域資源を活用した6次産業化の取組支援	
	駆除と隔離による鳥獣被害対策の強化	
水産資源の回復と養殖生産の安定化		

第2 監査対象の概要
2. 福岡県の計画

そして、これらを推進するため、主として、以下の個別計画が策定されている。

個別計画名	概要
福岡県農業・農村振興基本計画 〔平成24年3月策定〕 〔～平成28年度〕	福岡県農業・農村振興条例に基づき本県農業・農村の将来像や施策の展開方向を示している。
福岡県森林・林業基本計画 〔平成25年3月策定〕 〔～平成29年度〕	本県森林・林業の将来像や施策の展開方向を示している。
福岡県水産振興基本計画 〔平成25年3月策定〕 〔～平成29年度〕	本県水産業の将来像や施策の展開方向を示している。

第2 監査対象の概要
2. 福岡県の計画

(2) 福岡県農業・農村振興基本計画

福岡県では、米の生産調整が強化される中、県独自品種を活用したブランド化による競争力ある産地の育成を推進し、収益性の高い園芸農業への転換や安定した水田農業の実現に取り組んできた。

本計画では、これまでに取り組んできたブランド化、生産体制の構築についてさらに強化するとともに、農業を取り巻く新たな環境の変化や現状を踏まえ、今後、県が取り組むべき農政の方向を示すものである。

現行の計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間の計画期間としている。本計画では、県農業・農村の持続的発展に向け、6つの目指す方向のもと、具体的な施策を展開している。

<目指す方向>

項目	内容
(1) ブランド化を通じ県産農産物の競争力を高める。	品種開発の加速、品質維持・安定生産による供給力の向上、対象を明確化した認知度向上対策など、ブランド化を戦略的に展開する。
(2) 多様な流通・消費に対応した生産、販売を推進する。	市場流通を基本にしつつ、県産農産物の直接取引や直接販売、海外への輸出を進め、流通・消費の変化に対応した生産と販路拡大を図る。
(3) 若者や女性が活躍する農業経営を推進する。	農外からの新規就農者の拡大、負担軽減による女性農業者の経営参画を推進する。 園芸農業では雇用労働の導入、水田農業では法人化を進め、経営の安定化を図る。
(4) 県民とともに「ふくおかの農業」をつくる。	「応援団」づくりで県民の広範な支持を拡大するとともに、安全・安心の確保で県産農産物の信頼の向上を図る。環境に配慮した農業生産の拡大を図る。
(5) 女性の活躍、地域資源の活用で農業・農村を活性化する。	女性農業者の地域での社会参画を促進するとともに地域資源を活用した6次産業化の取組を支援する。 組織的な取組の拡大で中山間地域の振興を図るとともに、鳥獣被害対策の強化を図る。
(6) 災害に強い安全・安心な農業・農村をつくる。	計画的な予防措置により、農村の防災機能を強化するとともに、気候変動に強い農業生産を推進する。 農業生産現場でのエネルギーの自給力の向上を図る。

(出典：県資料「福岡県農業・農村振興基本計画」)

第2 監査対象の概要
2. 福岡県の計画

(3) 福岡県森林・林業基本計画

福岡県では、原木価格の低下が続く中、生産のみならず流通・加工でのコスト縮減や林業を担う事業者、人材の育成に取り組んできた。また、長引く林業不振の影響で森林の荒廃が進んだことから、森林環境税を活用し、森林の公益的機能を回復するとともに、防災施設については緊急性の高い地区から整備を進めてきた。

本計画では、これまでに取り組んできたコスト縮減、事業者・人材の育成についてさらに強化するとともに、森林・林業を取り巻く環境の変化や現状を踏まえ、今後、県が取り組むべき森林・林業行政の方向を示すものである。

現行の計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間としている。本計画では、林業経営の確立と森林の持つ公益的機能の保全に向け、5つの目指す方向のもと、具体的な施策を展開している。

<目指す方向>

項目	内容
(1) 森林の世代サイクルを回復する。	林業経営が成り立つ人工林に原木生産拡大の施策を集中するとともに、適正な管理が見込まない人工林は自然林への移行を誘導する。 林業経営は間伐中心から主伐中心へ誘導する。
(2) 県産材の競争力を強化し、需要を拡大する。	低コストで均質な原木の供給力の強化と、品質や性能が確かな製材品の供給力の向上を図る。 住宅事業者等との連携や公共施設での活用を促進するとともに、間伐材や製材端材はチップ化で利用先を開拓する。
(3) 経営感覚に優れた担い手を育成する。	森林組合の組織・機能の強化と、民間事業者の技術力の向上を図るとともに、林業への若者の参入と定着を促進する。
(4) 山村地域での収入機会を拡大する。	主要な特産物は、生産・販売の工夫で収益性の向上を図る。 未利用資源の活用を進めるとともに、都市住民の山村への訪問を促進する。
(5) 森林の持つ公益的機能を計画的に保全する。	荒廃森林の着実な再生を図るとともに、森林の計画的な整備で防災機能を強化する。 森林・林業に対する県民の理解を促進する。

(出典：県資料「福岡県森林・林業基本計画」)

第2 監査対象の概要
2. 福岡県の計画

(4) 福岡県水産振興基本計画

福岡県では、生産安定のため、覆砂や魚礁の設置による漁場づくり、禁漁期の設定や種苗放流による資源づくり、ノリ養殖技術の開発等に努めてきた。また、所得向上に向け、直売所等での漁業者による直接販売の取組を支援してきた。

本計画では、これまでの資源管理や漁場環境の保全、所得向上の取組をさらに強化するとともに、水産業を取り巻く環境の変化や現状を踏まえ、今後、県が取り組むべき水産行政の方向を示すものである。

現行の計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画期間としている。本計画では、水産業の持続的発展に向け、5つの目指す方向のもと、具体的な施策を展開している。

<目指す方向>

項目	内容
(1) 漁業経営は、収益性の向上で競争力を強化する。	大規模な漁船漁業は操業や出荷の方法を、小規模漁業は流通・販売の方法を見直す。 養殖業は加工・出荷の共同化を促進する。
(2) 鮮度保持や6次産業化で水産物の付加価値を向上させる。	出荷方法の改善で市場評価の向上を図るとともに、観光業と結びつけた6次産業化、「鮮度」を活かした直接販売や直接取引を促進する。 県産水産物の品質の良さをアピールし、認知度向上を図る。
(3) 漁場の生産力を高め、漁獲の安定を図る。	海域特性に合わせた漁場づくり、漁業者による資源管理や種苗放流、漁場保全の取組を進めるとともに、養殖業は漁場環境に応じた管理を徹底する。 漁業調整と密漁取締りの徹底で水産資源を保護するとともに、漁港の防災力や荷さばき機能の強化で生産活動の安定を確保する。
(4) 経営力の高い組織や漁業者を育成する。	漁協の指導力・販売力を強化するとともに、漁業者の経営力を強化する。 若者の漁業への参入・定着を促進する。
(5) 漁業・漁村への理解を促進し、水産物の消費を拡大する。	情報発信や交流で県民の水産業に対する関心の向上を図るとともに、地域の団体や教育現場と連携し魚食の普及を促進する。 漁業が持つ環境保全機能を啓発するとともに、安全な漁村づくりを促進する。

(出典：県資料「福岡県水産振興基本計画」)

第2 監査対象の概要
3. 主な事業と実施体制

3. 主な事業と実施体制

(1) 福岡県の農林水産業施策の実施体制・予算規模

このような計画を実施するため、福岡県では、福岡県総合計画の体系に沿って、施策を整理し、「平成26年度当初予算の編成概要」を公表している。

主な農林水産業施策の実施担当課及び予算は以下のとおりである。

<平成26年度当初予算の編成概要>

区分	課名	事項名	H26年度当初予算額(千円)
足腰の強い農林水産業をつくる	農林水産政策課	福岡のナシ新品種開発費	708
		福岡の大豆新品種開発費	5,300
		かき新品種「秋王」普及事業費	4,413
		⑩農業総合試験場再編整備費	212,736
	農山漁村振興課	⑪福岡型園芸増収技術開発費	4,848
		中山間地域等直接支払交付事業費	656,397
		地域特産物振興費	2,258
		協定で育む「農山村との絆」モデル事業費	4,515
		国営事業等負担金	4,324,682
		基盤整備事業費	6,894,031
農山漁村振興課 農村森林整備課 農山漁村振興課	特用林産振興対策費	4,395	
	⑫「いただきます！福岡のおいしい幸せ」県民運動強化費	34,280	
	環境保全型農業直接支援費	20,157	
	県産果実学校給食導入促進費	3,599	
食の安全・地産地消課	県産米消費拡大事業費	11,098	

⑩：新規事業

第2 監査対象の概要
3. 主な事業と実施体制

区分	課名	事項名	H26年度 当初予算 額(千円)
足腰の強い 農林水産業 をつくる	園芸振興課	農業近代化資金融通対策費	35,282
		債務負担行為	130,483
		農業経営体育成資金融通対策費	12,036
		農家負担軽減支援特別資金融通対策費	2,475
		債務負担行為	19,856
		農林漁業災害対策資金融通対策費	769
		債務負担行為	2,853
		木材産業等高度化推進資金助成事業費	190,000
		林業改善資金業務費・林業改善資金貸付金	264,818
		県産農林水産物輸出促進費	40,935
		ふくおか農林水産物販売促進費	17,135
		活力ある高収益型園芸産地育成事業費	1,400,000
		「花あふれるふくおか」総合推進費	2,694
		「とよみつひめ」競争力強化費	375
6次産業化推進費	81,062		
被災果樹・茶等改植支援費	9,009		
園芸施設ハイブリッド暖房システム(福岡方式)モデル事業費	7,402		
園芸振興課	園芸振興課	園芸振興課	14,873
水田農業振興課	水田農業振興課	農林水産物ブランド確立対策費	10,766
畜産課	畜産課		
園芸振興課	園芸振興課	園芸農業生産総合対策費	2,783,171
		雇用型園芸農業推進費	5,293
		④多面的機能支払事業費	536,947
		水田農業担い手機械導入支援費	175,000
		水田農業生産総合対策費	990,805
		水田農業経営力強化費	22,000
		経営所得安定対策関連事業費	256,030
		⑤農地中間管理機構事業費	690,234
		⑥力強い水田農業確立事業費	87,507
		⑦農地中間管理事業支援基金積立金	596,559
	水田農業振興課		

第2 監査対象の概要
3. 主な事業と実施体制

区分	課名	事項名	H26年度 当初予算 額(千円)
	経営技術支援課	若者の農業参入定着支援費	951,295
		たくましい農業人材育成事業費	9,884
	畜産課	女性農業者活動支援費	8,960
		農林水産物鳥獣被害防止対策費	743,201
		受精卵移植等実用化確立事業費	1,765
		畜産経営維持緊急支援資金融通対策費	2,231
		債務負担行為	14,674
		ふくおかの畜産競争力強化費	65,623
		九州一へ「はかた地どり」倍増事業費	5,309
		国営造成水利施設管理体制整備事業費	33,942
農村森林整備課	農村総合整備事業費	2,188,872	
	中山間地域農村活性化総合整備事業費	768,873	
	農地環境整備事業費	106,050	
	林道整備事業費	2,385,390	
	資源活用研究センター試験費	8,551	
	「ふくおかの木と竹」ふれあい推進費	630	
	林業労働環境対策費	630	
	県産材競争力強化費	5,643	
	森林調査等活動支援費	33,907	
	◎県産材シェア倍増対策費	29,347	
林業振興課	森林整備推進対策事業費	21,806	
	造林事業費	791,546	
	漁業近代化資金利子補給費	33,736	
	債務負担行為	51,941	
	漁場環境保全対策費	15,821	
	有明海漁場再生費	108,824	
	有明海環境改善事業費	85,535	
	◎漁業調査船「ずいよう」代船建造費	35,831	
	沿岸漁業改善資金業務費・沿岸漁業改善資金貸付金	231,495	
	漁業管理課		

足腰の強い
農林水産業
をつくる

第2 監査対象の概要
3. 主な事業と実施体制

区分	課名	事項名	H26年度 当初予算 額(千円)
足腰の強い 農林水産業 をつくる	水産振興課	明日を担う漁業者育成事業費	242
		栽培漁業事業費	44,343
		沿岸地域活性化対策事業費	22,643
		保護水面管理事業費	1,115
		我が国周辺漁業資源調査費	11,978
		豊前海了サリ資源回復対策費	4,187
		沿岸漁場整備開発事業費	882,860
		内水面漁業振興対策費	18,104
		県産水産物消費拡大事業費	5,663
		大規模沿岸漁業経営改善支援費	7,615
		福岡の魚競争力強化促進事業費	5,104
		漁港整備事業費	1,254,944

(出典：県資料「平成26年度当初予算の編成概要」)

平成26年度一般会計歳出予算は、全体で1,671,833,424千円である。このうち農林水産業施策に位置づけられる農林水産業費の予算は59,469,027千円で、一般会計全体の約3.6%を占める。

- 第2 監査対象の概要
4. 農林水産業施策実施部署と監査対象機関

4. 農林水産業施策実施部署と監査対象機関

(1) 監査対象機関の選定

監査対象機関の選定に当たっては、「平成26年度当初予算の編成概要」における農林水産業施策の項目に記載のある部署を基本に監査対象機関を選定した。また必要に応じ関連する出先機関を対象とした。

＜県の農林水産業施策実施部署＞

部名	課名
農林水産部	農林水産政策課
	農山漁村振興課
	食の安全・地産地消課
	団体指導課
	園芸振興課
	水田農業振興課
	経営技術支援課
	畜産課
	農村森林整備課
	林業振興課
	漁業管理課
水産振興課	

(2) 監査対象機関の職務分掌

今回監査対象とした農林水産業施策の担当部署の職務分掌は以下のとおりである。

＜監査対象とした部署の職務分掌＞
県の組織

部	課	職務分掌
農林水産部	農林水産政策課	部内の人事、予算、総合企画、試験研究調整 等
	農山漁村振興課	農山漁村活性化、山村振興、国土調査、農業農村整備事業の調査・計画、地域森林計画、保安林、林地開発許可、入札等に関すること

第2 監査対象の概要

4. 農林水産業施策実施部署と監査対象機関

部	課	職務分掌
	食の安全・地産地消課	食品表示、食育・地産地消、農業応援団づくり、農業安全使用、環境保全型農業 等
	団体指導課	農・林業関係団体（農業協同組合、農業共済組合、森林組合等）の指導に関すること、農・林業制度金融に関すること
	園芸振興課	果樹、野菜、花き、茶等生産振興、流通対策に関すること、農林水産物等の輸出促進に関すること
	水田農業振興課	米・麦・大豆の生産振興及び消費拡大に関すること、意欲ある農業者や生産組織等の育成、農地の利用集積に関すること、農業振興地域制度及び農地転用に関すること
	経営技術支援課	協同農業普及事業に関すること、女性農業者の支援に関すること、病虫害、肥料、農業機械に関すること、農林水産業の後継者育成に関すること
	畜産課	畜産の振興及び家畜伝染病の発生予防・まん延防止のための振興策の実施、鳥獣被害防止、有害鳥獣捕獲及び狩猟に関すること
	農村森林整備課	農地、農業用水利施設及び農村環境の整備・保全に関すること、治山・林道事業に関すること
	林業振興課	木材流通、県産材利用促進、林業労働安全、造林、森林国営保険、種苗、緑化木生産、緑化事業、森林環境税事業 等
	水産局漁業管理課	漁業の管理や秩序維持、漁場環境、有明海の再生、水産関係団体の指導に関すること
	水産局水産振興課	栽培漁業、資源管理型漁業、水産物の加工・流通、水産物の養殖、内水面漁業、水産技術の普及指導、沿岸漁業構造改善、漁場整備、漁港の管理・整備に関すること

(出典：県ホームページ)

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見
1. 報告書の構成について

第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1. 報告書の構成について

「Ⅰ. 総論（意見）」において、包括外部監査全体を通しての意見を記載した。

「Ⅱ. 各論（結果及び意見）」において、個別の農林水産業施策についての結果及び意見を記載した。同一の施策に基づき結果と意見は密接に関係するため、施策ごとに結果・意見を記載する形式とした。

また、それぞれの施策は、県において改善に向けて取り組みやすいよう、部署別に記載することとした。

なお、施策の予算計上課と執行課とが異なる場合においては、予算計上課の区分で記載している。

I. 総論（意見）

I. 総論（意見） 1. 公共施設の整備事業における中長期計画について

今回の包括外部監査における指摘・意見に共通する事項や、県の事業実施体制について意見を述べていきたい。

包括外部監査は、真実性、適法性の視点の他に、いわゆる3E（有効性、効率性、経済性）や公平性といった視点からも監査を実施している。

監査の結果、財務事務手続上の書類に不備はないものの、3E（有効性、効率性、経済性）や公平性の観点から事業を適切に実施できているか否か判断できない事業が見受けられた。

県の事業費の構成を見ると補助、委託、工事が主な支出費目であり、業務においては、計画策定・事業管理・評価等、管理が主である。

こうした業務の性質上、計画や目標の設定から実績評価や見直しの流れをPlan-Do-Check-Action（以下「PDCA」）サイクルにより適切に循環させていくことが特に重要であると考えられるが、これらが必ずしも適切に実施されていない状況が見受けられため、総論として記載することとした。

PDCAサイクルは、国、自治体、民間企業において広く活用されている。県においても、「福岡県総合計画」（平成24年3月）を策定し、毎年の実施状況報告をホームページ上に公開している。

当計画においては、PDCAサイクルに関する記載があり、第1章総論 II 計画の基本的な考え方 2 取組方針 (3) 施策の実効性を高める好循環の構築において、「施策の実施に当たっては、県民意識調査を通じて県民の幸福実感や施策の重要度などを把握するとともに、施策の目標については、その達成度を確認し、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルにより、施策の実効性を高める好循環の構築を図ります。」と記載している。

1. 公共施設の整備事業における中長期計画について

県では、公共施設の整備事業の実施にあたり、事業のマスタープランとして5年間の中期の整備目標及び長期の全体整備目標を定めている。この中長期計画を市町村へ示すとともに、毎年度市町村から5年間の実施計画の提出を受け、県において、緊急性や優先度及び必要な予算額などを検討・精査したものを事業計画として事業の実施が行われている。

一方、長期にわたって活用される造成施設は、その後の維持管理・補修・更新コストの負担増加まで考慮する必要がある。このため、県では、施設の点検・診断を行い、その結

1. 総論（意見）
2. 成果指標・目標値の設定について

果をもとに長寿命化計画を策定中である。

今後の中長期計画には、この長寿命化計画を反映し、これまで造成した施設の維持管理・補修・更新コストの低減を図ることが望まれる。

2. 成果指標・目標値の設定について

行政の活動の成果は単純に利益で測ることができない。そのため、その評価には適切な成果指標の設定が必要である。

しかしながら、直接的に図ることが困難なものや数値化が難しいものもあり、成果指標の設定は容易ではない。

県では、事業ごとに成果指標を設定し目標管理を行っているが、以下の事項が見受けられた。

①事業目標と成果指標の関連性が適切でない

PDCA サイクルを回すには計画の達成状況を評価する必要があるが、設定した指標の実績値では事業の達成度を評価できない事業があった。

目標とする指標の設定に当たっては、実績の評価及び翌年度の具体的な見直しが可能となる指標を採用すべきである。

また、啓発事業等においては、事業の成果を直接的に把握しづらく、成果指標において費用対効果を測定し難い場合がある。そのような場合においては、成果との関連性が合理的に想定される活動指標を定めることも考えられる。

たとえば、事業費の積算に当たり想定した事業の実施回数や利用者数を指標として組み合わせることににより、事業1回当たりコストや利用者1名当たりコストを評価することができる。

- I. 総論（意見）
3. 事業管理について

②目標設定が形骸化している

目標値を達成しようとする予算が不足となる事業、事業の実施方法が変わっているにも関わらず目標数値が見直されていない事業、既に目標を達成しているもの見直されていない事業があった。

目標値の設定が形骸化していたものと思われる。

③目標と実績が乖離している

目標未達が継続しているにもかかわらず、事業の再評価や目標設定の見直しが行われていない事業が見受けられた。

まず、目標と実績との比較分析を適切に実施する必要がある。目標値が適切なら、当該目標値を達成するための改善策を検討すべきである。また、目標値が明確ではない、すなわち利用者のニーズに合致していないければ、事業の廃止の可否を検討すべきである。

その上で、計画未達成の事業を継続する場合は、継続する理由を十分に説明する必要がある。仮に必要な事業であっても、他の関連する事業との優先順位を検討する必要がある。優先度の低い事業は廃止し、優先度の高い事業に転換する柔軟性が求められる。

3. 事業管理について

事業管理において、実質的な管理が不十分と思われるものが散見された。補助要綱に定められた様式に則り、申請や実績報告を受け、形式的には資料が整っているものの、当該資料で実質的に事業管理が行われているのかどうか疑問が持たれるものがあった。また、緊急雇用対策に係る事業で、不適正な支出も公表されており、事業管理の徹底が望まれる。

監査の中では、具体的には以下のような事項が見られた。

①計画に対応する実績が報告されていない

事業計画に対応する実績が、実績報告で記載されていないものがあった。

計画が適切なものだったとしても、計画された事項に対応する実績を把握できなければ、事業が適切に実行されたのか否かは確認できない。

I. 総論（意見）
3. 事業管理について

②活動量の管理が行われていない

事業計画または実績報告における記載が、収支等の会計数値が記載されているのみで、活動量が見えないものがあった。

何をどの程度行うのかが把握できなければ、その事業費が適切か否かを判断できない。

③費用対効果の視点が乏しい

補助の事業計画や実績報告において、事業費および活動内容の記載はあるものの、そこからただだけの収益や費用削減効果を得られるか記載を求めているものがあった。

例えば、所得増加やコスト削減を目的とした補助事業などは、事業費をかけた結果どれだけの効果が見込めるかを金額で算定できるものも多いはずである。

その場合、実績報告に当該金額の記載を求め、費用対効果を測定し、補助の決定や、事業の適正な履行を確認するべきである。

④委託事業における仕様書の記載が不十分

仕様書に活動量や規模の記載がないため、委託内容が適切に履行されたのか否か判断できないものがあった。

仕様書においては、業務内容と共に、活動量や規模を明確に定めるべきである。

⑤委託事業における事業報告の記載が不十分

仕様書で掲げる業務内容に対応する記載が事業報告にない、または判断が困難なものがあつた。

事業報告の目的は、事業が適切に実施されたか否かを確認するものであるため、仕様書の要件の満たしていることを確認できる報告を求めらるべきである。

⑥市町村等を經由する補助の実施状況の確認が不十分

市町村等が事業主体に補助を行い、県はその事業に関連し市町村等に対して補助を行うというような間接的な事業の場合、事業主体に対する補助の決定や履行状況の確認は市町村等が行っている。このような場合に、市町村の補助が適切であったかどうかまでの確認ができていないものがある。

市町村の補助が適切に行われているか否かを判断するために、県においても事業主体の実施状況を検証すべきである。

I. 総論（意見）
4. 事業評価について

4. 事業評価について

補助や委託における実績報告について、形式的には整っているものの計画との対比が困難であったり、会計数値の記載のみで活動の状況が不明であったりと、事業評価に活用し難いものが見受けられた。

実績報告は、委託・補助事業の実施状況の確認のため求めているものであるが、PDCAの観点からも、積極的に活用すべきである。

翌年度以降の改善へとつなげるためには、当年度の実績を適切に評価する必要がある、実績報告において明瞭に記載する必要がある。

県では、事業実施部署とは別に、行政評価部署において、施策の透明性の向上、成果重視の行政への転換、県民の行政に対する信頼性の向上を図ることを目的として、行政評価を実施している。

しかしながら、補助事業における交付決定の審査や履行確認などの事業管理と、事業評価とは密接に関係していることから、事業実施部署においても、自ら事業評価を行うべきである。

5. 予算執行等に係る情報の公表について

農林水産業の事業を監査していくなかで、非常に多くの補助事業があることが分かった。補助金の中には、多額の設備投資に対し交付されるが、要綱等で補助交付額の上限が設定されていないものもあり、真にその社会的な必要性が問われるべきであり、県民の納得を得られるものでなければならぬ。その意味でも県民に対して必要な情報を公開することは非常に重要である。

しかしながら、県における補助金に関しての情報は、限られたものしか公開されていない。

この点、国においては、「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について（平成25年6月28日閣議決定）」において、「国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現する観点から適切に予算執行等に努めることが政府に求められていることを踏まえ、予算執行等に係る情報の公表等を適切に行い、外部からの検証や、情報の積極的な活用を可能とすることにより、予算執行等の効率性の向上を図るとともに、行政に対する信頼の向上を目指すこととした。」としており、補助要綱や交付先等が明らかにされている。

I. 総論（意見）
6. 適切な情報の公表について

当該公表の対象は各府省庁を対象としたものであるが、この趣旨は県にも同様にあてはまるものであると考える。

どういった補助事業があり、どういったところに交付されているのかを広く公表することにより、行政のガバナンスの向上に寄与すると同時に、補助を受ける者に対しても、その社会的責任を自覚させ、より適切な事業の実施が期待できる。

一般的に、何か施策を実施してほしいという声はあがりやすいが、廃止しようという声はあがりにくいと思われる。また、施策の縮小・廃止は既得権者との摩擦を生じることが予想されるが、財政の健全化を促すためにも、予算執行等に係る情報の公表は、有効であると思われる。

県民に対する説明責任を果たすことによる施策の透明性の向上、成果重視の行政への転換、県民の行政に対する信頼性の向上を図るためにも、県民に対して補助金に係る情報の提供を、国や他県の状況も踏まえ検討していくことが望まれる。

6. 適切な情報の公表について

公表の必要がある特命随意契約で公表が漏れているものがあった。情報を公表するとしても、公開される情報が網羅的でなかったり、また誤った数値が公表されたりする可能性もある。

県においては、ガバナンスを確保し、適正な情報の公表が望まれる。

7. 公募型プロポーザルにおける応募者の確保について

事業の委託業者の選定にあたり、一定の仕様に基づく価格面での競争のみで判断するのではなく、広く公募により企画の提案を受け、最も優れた提案を行った企業・団体を選定することが適当であるとし、公募型プロポーザル形式を採用しているものの、提案を行った会社は1社のみというケースが散見された。

提案を行う会社が1社だけでは、企画面・価格面ともに競争原理が働き難い可能性がある。プロポーザル募集にあたっては、関係団体を通じて公募型プロポーザルの実施について周知するなど、複数の応募者が確保できるよう努力しているとのことであるが、引き続き複数応募者の確保に努めていくことが望まれる。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）
1. 結果及び意見の概要

Ⅱ. 各論（結果及び意見）

1. 結果及び意見の概要

(1) 指摘・意見の区分

監査により検出された事項について、以下の観点から総合的に判断し、指摘と意見とに区分している。

区分	内容
指摘	短期的に是正措置を講ずる必要がある事項 誤り・不当・不正なもの
意見	長期的に改善すべき事項 誤り・不当・不正のうち軽微なもの 有効性・効率性・経済性の視点からの提言

(2) 部署別 指摘・意見件数

部	課	指摘	意見
農 林 水 産 部	[1] 農林水産政策課・農林業総合試験場	3	—
	[2] 農山漁村振興課	—	4 (2)
	[3] 食の安全・地産地消課	2 (1)	5 (1)
	[4] 団体指導課	—	1
	[5] 園芸振興課	—	5
	[6] 水田農業振興課	—	10 (1)
	[7] 経営技術支援課	—	3
	[8] 畜産課	1	6 (1)
	[9] 農村森林整備課	—	6
	[10] 林業振興課	—	5
	[11] 漁業管理課	1	3
	[12] 水産振興課	—	1
合計		7 (1)	49 (5)

() は平成26年度で事業が終了したため改善対応ができない項目、又は既に改善済みの項目に係る件数で内数

Ⅱ. 各論（結果及び意見）
1. 結果及び意見の概要

(3) 指摘・意見の一覧

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁
[1] 農林 水産政策 課・農林 業総合試 験場	1. 農業総合試験場再編整備費・農林業 総合試験場先導的試験研究開発強化事 業費	指摘	①物品の管理方法について (農林業総合試験場 本場)	37
			②物品の管理方法について (資源活用研究センター)	39
			③入札の適正実施について (資源活用研究センター)	40
[2] 農山 漁村振興 課	1. 中山間地域等直接支払交付事業費	—	—	
	2. 地域特産物振興費	意見	①補助対象範囲について	42
			②6次産業化計画について	43
	3. 協定で育む「農山村との絆」モデル 事業費	—	—	
	4. 各種事業負担金・管理費負担金	—	—	
5. 特用林産基盤整備事業費	意見	①補助金交付要綱の記載について	47	
		②補助対象経費の支払確認につい て	49	
[3] 食の 安全・地 産地消課	6. 特用林産産地振興推進費	—	—	
	1. 「いただきます！福岡のおいしい幸 せ」県民運動強化費	指摘	①子どもが作る「ふくおか弁当の日」 事業に係る仕様書の記載について	52
			①「いただきます！福岡のおいしい 幸せ」推進業務委託における契約方 法について	52
		意見	②「いただきます！福岡のおいしい 幸せ」推進業務委託における実績に ついて	53
	2. ふくおか食の安全・安心対策事業費		—	—
	3. 農薬適正使用推進事業費	—	—	
	4. 土壌健全化対策事業費	—	—	
	5. 肥料等安全確保対策事業費	—	—	
	6. 環境に調和した農業の推進事業費	—	—	
	7. 環境保全型農業直接支援費	—	—	
8. 県産果実学校給食導入費	意見	①事業目標の設定について	60	
9. 県産米消費拡大事業費		—		

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)
1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁
[4] 団体 指導課	1 0. 県産食材取引拡大システム事業費	指摘	①インターネット受発注システムについて	62
	1 1. 直売所販売促進人材育成事業費	意見	①事業実績の管理について	63
	1 2. 県産食材取引推進事業費	—	—	
	1 3. 中山間ふるさと水と土保全対策事業費	意見	①成果指標について	67
	1. 農業近代化資金融通対策費	—	—	
	2. 農業経営体育成資金融通対策費	—	—	
	3. 農家負担軽減支援特別資金融通対策費	—	—	
	4. 農林漁業災害対策資金融通対策費	—	—	
	5. 木材産業等高度化推進資金助成事業費	—	—	
	6. 林業改善資金業務費・林業改善資金貸付金	意見	①貸付制度の周知について	73
	1. 県産農林水産物輸出強化費	—	—	
	2. ふくおか農林水産物販売促進費	—	—	
	3. ブランド農林水産物育成対策費	—	—	
4. とよみつひめ競争力強化対策費	—	—		
5. とよみつひめブランド向上対策費	—	—		
6. 被災果樹・茶等改植支援費	—	—		
7. 活力ある高収益型園芸産地育成事業費	意見	①事業実施状況確認調書について	82	
8. 「花あふれるふくおか」総合推進事業費	意見	①助成金額の配分について	84	
9. 園芸施設ハイブリッド暖房システムモデル事業費	—	—		
1 0. 6次産業化推進費	—	—		
1 1. 雇用型園芸農業推進費	—	—		
[5] 園芸 振興課	1 2. 園芸農業生産総合対策事業費	意見	①目標の達成状況について	90
			②事業実施における契約監理について	91
			③目標と実績との関連性について	92
[6] 水田 農業振興 課	1. 農業生産総合対策事業費 (経営体育 成支援事業費)	意見	①成果指標の目標値の設定と事業 の実施について	95
	2. 農業生産総合対策事業費 (水田農業 生産総合対策事業費)	意見	①事業実施先における契約監理及 び成果指標について	98

Ⅱ. 各論（結果及び意見）
1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁
	3. 「ラー表」ブランド化推進費	意見	①目標の達成状況について	102
	4. 農地中間管理機構事業費	意見	①予算の執行について	105
	5. 農地中間管理事業支援基金積立金	意見	①福岡県農地中間管理事業支援基金の活用について	107
	6. 水田農業経営力強化事業費	意見	①成果指標の目標値の設定と事業の実施について	110
	7. 力強い水田農業確立事業費	意見	①予算の策定と事業の実施について	114
	8. 経営所得安定対策関連事業費	—	—	
	9. 多面的機能支払事業費	意見	①目標の設定について	120
	10. 農業委員会指導費	意見	①農地台帳システム整備事業の自治体別交付額について	123
	11. 水田農業担い手機械導入支援費	意見	①実績の検査について	126
	1. 普及活動総合推進事業費	意見	①成果指標の設定について	128
[7] 経営 技術支援 課	2. 女性農業者活動支援事業	—	—	
	3. 女性農業者能力発揮事業費	—	—	
	4. 女性の視点を活かした農業経営発展支援事業費	—	—	
	5. 生産資材対策事業費	意見	①成果指標の設定について	132
	6. たくましい農業人材育成事業費	—	—	
	7. 若い農業者育成対策事業費	意見	①成果指標について	134
	8. 若者の農業参入定着支援費	—	—	
	9. 農業人材確保支援事業	—	—	
	10. 女性の力を活かす園芸農業強化事業費	—	—	
	[8] 畜産 課	1. 畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業費	—	—
2. 養鶏経営安定対策事業費		意見	①成果指標について	140
3. 博多和牛ブランド強化対策費		意見	①事業の必要性について	141
4. 九州一へ「はかた地どり」倍増事業費		—	—	
5. 畜産経営総合指導事業費		—	—	
6. 高能力牛群改良推進事業費		—	—	
7. ふくおかのおかの畜産競争力強化対策費		意見	①補助金を受けるための事前審査について	147

Ⅱ. 各論（結果及び意見）
1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘要見	項目	頁
	8. 自衛防疫強化総合対策事業費	意見	①実績報告書類について	148
	9. 農林水産物鳥獣害防止対策費	—	—	
	10. 有害鳥獣対策強化費	意見	①狩猟免許取得助成事業の事業計画について ②鳥獣捕獲マイスター事業の成果について	151
	11. 獣肉等利活用推進費	指摘要見	①「獣肉処理施設の広域的利用事業」の特命随意契約の公表について	153
	12. 狩猟費	—	—	
	1. 土地改良施設維持管理適正化事業費	—	—	
	2. 土地改良事業計画決定調査費	—	—	
	3. 土地改良事業換地費	—	—	
	4. 土地改良事業推進費	—	—	
	5. 国営造成水利施設管理体制整備事業費	—	—	
	6. 県営かんがい排水事業費	—	—	
	7. 農業水利施設保全対策事業費	—	—	
	8. 一般農道整備事業費	—	—	
	9. 県営農村総合整備事業費	意見	①検査調査の文書化について	163
[9] 農村 森林整備 課	10. 県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	—	—	
	11. 農地環境整備事業費	—	—	
	12. 農村環境整備事業費	意見	①事業の緊急性・優位性の判断について ①同一路線に対する複数財源の交付について ②検査調査の文書化について	166
	13. 県代行林道開設費・県営林道開設費	意見	①同一路線に対する複数財源の交付について ②検査調査の文書化について	167
	14. 森林環境保全整備事業費	—	—	168
	15. 県単林道事業費	—	—	
	16. ふるさと林道緊急整備事業費	意見	①同一路線に対する複数財源の交付について ②検査調査の文書化について	171
[10] 林 業振興課	1. 林業関係団体育成強化費	意見	①補助事業における事業計画及び事業実績報告の記載について	173

Ⅱ. 各論（結果及び意見）
1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁	
			②森林組合振興対策（指導）事業における人件費の計上方法について	173	
	2. 県産材競争力強化費	—	—		
	3. 県産材シェア増対策費	—	—		
	4. 森林整備加速化・林業再生事業費	意見	①補助申請書類における残高証明書入手の意義について（事業全体）	180	
			②概算払いに伴う収支計画について（原木しいたけ再生回復緊急対策）	180	
			③補助事業の履行確認について（原木しいたけ再生回復緊急対策）	181	
	5. 林業労働力確保対策費	—	—		
	6. 森林調査等活動支援費	—	—		
	7. 森林整備推進対策事業費	—	—		
	8. 造林事業費・県単造林事業費	—	—		
	9. 緑化推進事業費	—	—		
	10. 荒廃森林再生費	—	—		
	11. 県民参加の森林づくり推進費	—	—		
	12. 林業労働力確保支援費	—	—		
	[11] 漁業管理課	意見	①実績報告書について	190	
			1. 水産関係団体強化育成費	—	
			2. 漁業調査船「ずいよう」代船建造費	—	
			3. 漁業近代化資金利子補給費	—	
			4. 沿岸漁業改善資金業務費	—	
			5. 沿岸漁業改善資金貸付金	意見	①予算額の執行残について
	6. 有明海漁場再生対策事業費	指摘	①特命随意契約の公表について	198	
	7. 有明海環境改善事業費	—	—		
	8. 漁場環境保全対策費	意見	①実績報告書について	201	
	1. 我が国周辺漁業資源調査費	—	—		
	2. 資源増大技術開発事業費	—	—		
	3. 栽培漁業センター運営費	—	—		
	[12] 水産振興課	意見	①事業の成果指標について	206	
			5. 保護水面管理事業費	—	
			6. 豊前海アサリ資源回復対策費	—	

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)
 1. 結果及び意見の概要

部署	事業名	指摘 意見	項目	頁
	7. 大規模沿岸漁業経営改善支援費	—	—	
	8. 福岡の魚競争力強化促進事業	—	—	
	9. 明日を担う漁業者育成事業費	—	—	
	10. 県産水産物資消費拡大事業費	—	—	
	11. 内水面環境保全活動事業費	—	—	
	12. 内水面水産資源増殖事業費	—	—	
	13. 沿岸漁場整備開発事業調査費	—	—	
	14. 地先型(大規模)増殖場造成事業費	—	—	
	15. 人工礁漁場造成事業費	—	—	
	16. 漁場環境改善事業費	—	—	
	17. 漁港修築事業費	—	—	
	18. 漁港海岸保全事業費	—	—	
	19. 漁港環境整備事業費	—	—	
	20. 漁港施設改修費	—	—	

- II. 各論（結果及び意見）
 [1] 農林水産政策課・農林業総合試験場
 1. 農業総合試験場再編整備費・農林業総合試験場先導的試験研究開発強化事業費

[1] 農林水産政策課・農林業総合試験場

1. 農業総合試験場再編整備費・農林業総合試験場先導的試験研究

開発強化事業費

(1) 事業概要

事業名	内容
農業総合試験場再編整備費	<p>○事業目的 農林業総合試験場として、農業及び林業の研究並びに病害虫の発生予察等について効果的に行える体制を整備する。</p> <p>○事業内容 農業総合試験場と森林林業技術センターの再編統合・バイオマスエネルギーや6次産業化分野等の新たな研究分野の開拓</p>
農林業総合試験場先導的試験研究開発強化事業費	<p>○事業目的 農林業総合試験場における研究開発を強力に支援し、一層、効率的かつ効果的に取り組んでいくために必要な研究用備品の整備や施設の機能向上等を行う。</p> <p>○事業内容 ア. 先導的技術開発用備品等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先導的技術開発用備品 ・ 研究用高価備品 イ. 施設機能向上等事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究機能向上用施設 ・ 研究用施設維持改修 </p>

当事業は、農林水産政策課において予算を計上し、農林業総合試験場において執行を行っている。そのため、農林業総合試験場における執行状況を確認することとした。

- II. 各論（結果及び意見）
 [1] 農林水産政策課・農林業総合試験場
 1. 農林業総合試験場再編整備費・農林業総合試験場先導的試験研究開発強化事業費

【農林業総合試験場の概要】

農林業に関する試験研究、調査、分析鑑定、技術指導、相談及び知的財産権取得等を行うとともに、種苗、種畜及び種鶏等の育成・配布を行い、農林業技術の開発、農林業生産の向上及び知的財産の取得促進等の業務を、本場、資源活用研究センター及び分場で実施。

【農林業総合試験場の沿革】

旧農業試験場 (明治12年～)	旧園芸試験場 (昭和40年～)	旧種畜場 (昭和12年～)	旧種鶏場 (昭和3年～)	旧森林技術 センター (昭和14年～)
旧農業総合試験場 (昭和56年～)				
農林業総合試験場 (平成26年4月～)				

【農林業総合試験場の組織】

名称	所在地	主な研究活動分野
本場	筑紫野市吉木	知的財産活用、バイオテクノロジー、環境保全、病害虫、水稻育種、麦類育種、大豆品質、イチゴ、施設野菜、果樹育種、果樹栽培、家畜
資源活用研究 センター	久留米市山本町	林業普及、森林管理、木材利用、流通・加工、バイオマス、苗木、花き
豊前分場	行橋市西泉	野菜水田作、果樹
筑後分場	三潁郡大木町	水田高度利用、野菜
八女分場	八女市黒木町	茶・中山間地作物

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①物品の管理方法について（農林業総合試験場 本場）

農林業総合試験場は、試験研究を行う機関であることから、備品等の物品購入が多い。そこで、物品の管理に焦点をあてて監査を実施した。物品管理資料は、事業単位でファイリングされているものではなかったため、前述の事業名に限定せずに手続きを実施した。

農林業総合試験場では、需用品のうち、農薬・劇物について受払簿を設け管理しているが、監査の過程で、記載誤りや不適切な記載方法が見受けられた。

- II. 各論（結果及び意見）
 [1] 農林水産政策課・農林業総合試験場
 1. 農業総合試験場再編整備費・農林業総合試験場先導的試験研究開発強化事業費

県では、福岡県財務規則第246条において、原材料品、需要品、小動物及び生産品（以下「物品」という。）を購入し供用する際、需用品等出納簿および需用品等整理簿で受払の記録をすることを定めている。

具体的には、物品を購入した際、財務担当部門において受入れる。その後、使用部門に対し払出を行い、同時に使用部門において受入れを行う。使用部門においては、使用者に払出を行う。この際財務担当部門で記載するものが需用品等出納簿であり、使用部門で記載するものが需用品等整理簿である。

この需用品等整理簿の記載について、鉛筆による記載、摘要欄に記載なく使用目的が不明なもの、受領印がないものが散見された。

鉛筆による記載は、後に書き換えが可能であることから適切ではない。また、使用目的が不明であれば単なる数量把握にすぎず、適切な管理がされているとは言い難い。

受払は数量及び使用目的を記載し、受領印の押印は使用者を明らかにし責任の所在を明確にすることから適時に行う必要がある。

また、需用品等出納簿における財務部門の払出が3月19日であるにも関わらず、需用品等整理簿における使用部門の受入が3月12日で日付の記載が不整合のものがあった。原因としては、受入日付の記載誤りと思われるが、適時に記載していれば防止できたミスであると思われる。

福岡県財務規則第246条（一部抜粋）

（供用の手続）

第二百四十六条 使用責任者(警察本部にあつては会計課長、財務担当所にあつては財務担当所長)は、次の各号に掲げる場合、前条各号に掲げる物品の使用者に、当該各号に定める手続を行わせたいえ、当該物品を交付し、又は出納員をして交付させるものとする。

二 出納員が保管している原材料品、需用品、小動物及び生産品の供用しようとする場合
 需用品等整理簿(様式第百八十三号)、郵便切手等整理簿(様式第百八十三号の二)又は生産品等整理簿(様式第百八十四号)(財務担当所の使用責任者を置かない財務担当所にあつては、需用品等出納整理簿(様式第百八十五号)、郵便切手等出納整理簿(様式第百八十五号の二)又は生産品等出納整理簿(様式第百八十六号)とする。)に、受領印を押させること。

県では毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止することを目的とし、毒物劇物危害防止規程を定めており、平成27年4月1日時点における保

- II. 各論（結果及び意見）
〔1〕 農林水産政策課・農林業総合試験場
1. 農業総合試験場再編整備費・農林業総合試験場先導的試験研究開発強化事業費

管劇物毒物一覧表を作成している。

この一覧表は、実際に現物をカウントした結果を記載したものであるが、この一覧に記載の保管量と、需用品等整理簿の残高が一致していないものがあった。

農薬・劇物等は原因不明の差異が発生してはならないものであるが、揮発性のもの等何らかの理由で、必ずしも需用品等整理簿と実際数量とが一致しないこともあり得る。

需用品等整理簿において日々の受払の流れを記録し理論上の残高を算定すると同時に、定期的に現物を確認し実際数量を把握することで、理論上の残高と実際の残高との差異を把握することができる。

大切なことは、差異を適切に把握し、その差異が異常なものであるかどうかを判断した上で、異常なものであれば原因の徹底的な究明が必要である。その後、報告等適切な手順を踏んだうえで、異常性の有無にかかわらず、需用品等整理簿における残高を実際残高に一致させる必要がある。

単に帳簿を形式的に整えるということではなく、適切な物品管理のために適切な帳簿の管理が求められる。

②物品の管理方法について（資源活用研究センター）

資源活用研究センターにおいても、本場と同様に物品の管理方法を確認した。

需用品等整理簿を確認したところ、摘要欄に記載なく使用目的が不明なもの、購入履歴にはあるものの整理簿への記載がないものが見受けられた。また、同一物品の購入に対して、受払が重複して記載されているものがあった。

また、物品購入における検収時においては、納品書に検収年月日の記載および押印を行うことで、検収調書の作成に代える事務が認められているが、納品書が本来保管されておべき簿冊に添付されていないものが1件あった。結果的に当該納品書は別に保管されていたことが判明したものの、適時・適切な事務処理を行っていたとすれば、このような状況は起きなかつたと思われる。

適切な物品管理のために、適時・適切な事務処理が求められる。

- II. 各論（結果及び意見）
 [1] 農林水産政策課・農林業総合試験場
 1. 農業総合試験場再編整備費・農林業総合試験場先導的試験研究開発強化事業費

③入札の適正実施について（資源活用研究センター）

県では、「福岡県建設工事等競争入札に関する基本要綱」において、福岡県が発注する建設工事等の競争入札方式、発注基準、参加資格その他競争入札の実施に関する基本的事項を定めている。

この要綱において、「予定価格を事前に公表する工事にあつては、入札に際し工事費内訳書の提示を求めるとし、この提示は入札に関する条件として明示するものとする。」としている。

しかしながら、以下の予定価格を事前に公表している工事の関係資料を閲覧したところ、全ての工事において工事費内訳書の提示に関する入札条件への明示はなく、また工事費内訳書がないものも一部に見受けられた。

入札・契約手続きの透明性・客観性、競争性確保のため、要綱に沿った適切な実施が求められる。

事業名	執行内容	工事費内訳書の入手	工事費内訳書提示の明示
農業総合試験場再編整備費	鉄骨ハウス移転工事	なし	なし
	パイプハウス移設・建設工事	あり	なし
	ガラスハウス・網室ハウス改修工事	あり	なし
	冷蔵庫建屋建設工事	あり	なし
	作業棟新築工事	あり	なし
	組織培養棟改修工事	あり	なし
農林業総合試験場先導的試験研究開発強化事業費	苗木・花き部本館空調工事	なし	なし

- II. 各論（結果及び意見）
 [2] 農山漁村振興課
 1. 中山間地域等直接支払交付事業費

[2] 農山漁村振興課

1. 中山間地域等直接支払交付事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するため、市町村が行う中山間地域等直接支払交付金及び中山間地域等直接支払推進交付金の交付に要する経費に対し、予算の範囲内において交付金等を交付するものとする。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
直接支払 交付金	集落協定または個別協定を締結し、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に市町村を通し交付金を交付。 ①対象地域：8法地域（福岡県内は特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島法の4法） ②対象農用地：傾斜基準等を満たす農振農用地内の一団の農用地 ③国庫及び県補助金を市町村へ交付し、市町村は市町村補助金を加え、農業者等へ交付。 ④対象行為：耕作放棄の発生防止等の基礎的活動、共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」又は担い手の育成等、より前向きな取組。	集落協定に 基づき、5年 以上継続し て農業生産 活動を行う 農業者等
直接支払 推進交付金	中山間地域等直接支払交付金を適正かつ円滑に交付するため、県及び市町村に補助するもの。 ①県：市町村への説明会や指導及び事務審査等を実施。 ②市町村：農業者への協定締結の推進活動、事業説明会及び書類審査や現地確認等を実施。	県、市町村

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [2] 農山漁村振興課
 2. 地域特産物振興費

2. 地域特産物振興費

(1) 事業概要

【事業目的】

「ハゼ実」栽培に対する支援を行い、地域特産「木ろう」の維持を図る。また、農業者自らが行う「木ろう」及び「ハゼ」派生品の加工・販売、商工との連携による新規商品開発などへの導入支援を行い、中山間地域における6次産業化を推進する。

【事業内容】

	内容	実施主体
対策交付金	・集落単位で行うハゼ実栽培や木ろうによる6次産業化の取組を支援	営農集団
推進事業	・ハゼ実収穫省力化のための低木化試験 ・ハゼ・木ろうの用途拡大検討、栽培技術指導	県、市町村

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①補助対象範囲について

当事業の補助は、福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱に基づき交付されているが、この補助金交付要綱の補助対象範囲は、高齢化農家でも取り組める農林産物栽培となっている。

同補助金交付要綱における、同事業の補助金についての記載は以下のとおりである。

福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金交付要綱 別表（第1条関係）（要約）

対策名	地域特産物振興対策交付金
目的	中山間地域等において、高齢化農家でも取り組める農林産物栽培を推進、また、6次産業化を推進し、農業集落における安定的な収入の確保を図る。
事業主体	営農集団

II. 各論（結果及び意見）
 [2] 農山漁村振興課
 2. 地域特産物振興費

採択基準	<p>市町村を通じて営農集団に地域特産物振興対策交付金を交付</p> <p>1 対象地域及び対象農用地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 対象地域</p> <p>地域特産物振興対策交付金の交付対象となる地域は次の①から⑥までの地域とする。</p> <p>①特定農山村地域（「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づき公示）</p> <p>②振興山村地域（「山村振興法」に基づき指定）</p> <p>③過疎地域（「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき公示）</p> <p>④離島振興対策実施地域（「離島振興法」に基づき指定）</p> <p>⑤中山間地域等直接支払事業において、福岡県知事が指定する特認地域</p> <p>⑥歴史的、地勢的にハゼ栽培の適地として福岡県知事が認める地域</p> <p>(以下省略)</p>
------	--

上記のとおり同補助金交付要綱では、採択基準において補助対象となる対象地域を①～⑥と広く設定している。

しかしながら、当事業の予算書をはじめとした県の事業関連資料は、ハゼの木の植栽を行う営農集団に対する補助と位置付けられており、実際に平成26年の交付実績を見てもハゼの木の植栽を行う営農集団のみに交付されている。

これについて、県では、当初から地域特産「木ろう」の生産維持を図るため、「ハゼ実」の栽培を支援し、中山間地域における6次産業化の推進が目的であることから、補助対象はハゼの栽培に絞っているということである。

以上のことから、同補助金交付要綱の採択基準は、「ハゼの栽培」に絞ったものとするべきであったと思われる。

なお、当事業は平成26年度で終了している旨申し添える。

②6次産業化計画について

当事業は、地域特産の維持、6次産業化の推進により、中山間地域における安定的な収入の確保を図ることを目的としており、6次産業化計画を策定し、市町村長の認定を受けることを要件の一つとしている。

この6次産業化計画において、年次計画（工程表）やそれを実施するための資金計画の記載項目はあるものの、それを実行することによって、どれだけの売上に結びつき、所得

Ⅱ. 各論（結果及び意見）
[2] 農山漁村振興課
2. 地域特産物振興費

増につなげるのかを記載する項目も必要であると思われる。すなわち、6次産業化が長期的な視点で事業として成立するか否かを判断するためには収益面の計画も必要であると思われる。

なお、当事業は平成26年度で終了しているが、団体は規定に基づき、事業実施年度の翌年度から5年間、事業実施成果報告書を提出することから、同報告書の内容に基づき、団体の指導に努めることが望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
 [2] 農山漁村振興課
 3. 協定で育む「農山村との絆」モデル事業費

3. 協定で育む「農山村との絆」モデル事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

協定締結による農山村と都市との地域ぐるみの共助関係を構築し、農山村地域の活性化を図る。

【事業内容】

	内容	事業主体
農山村地域と都市部の活動主体づくり	農山村地域における村おこしグループ等を核とし、応援団体と共助活動を実施する「地域組織」の設立に向けた取組に対し支援 ・定期的な相談窓口開設 ・合意形成アドバイザー派遣 ・出張説明会の実施 等 応援団体との共助関係構築に対する助成 補助率：定額（1 地域組織あたり 1,000 千円） ・地域組織の設立に要する経費 ・共助活動を行う応援団体の選定に要する経費 ・共助活動実践前の土台づくりに要する経費	県
地域組織と応援団体とのマッチング	地域組織と応援団体との協定締結に向けたマッチングを実施 ・情報交換会の開催 ・協働面談会の開催 等	地域組織
		県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [2] 農山漁村振興課
 4. 各種事業負担金・管理費負担金

4. 各種事業負担金・管理費負担金

具体的な事業名称は以下に記載のとおり。負担金として性質が同じであるため、合わせて記載する。

(1) 事業概要

事業名称	事業目的	事業主体
水資源機構宮岡筑平野用水事業負担金	老朽化した施設の改築更新等を行う岡筑平野用水事業に係る事業費の負担を行う。	(独)水資源機構
岡筑平野用水管理費負担金	水資源機構宮岡筑平野用水事業により築造された水源施設及び共同施設の管理に要する経費負担を行う。	(独)水資源機構
水資源機構宮筑後川下流用水事業管理費負担金	水資源機構宮筑後川下流用水事業により造成された取水施設及び導水施設の管理に要する経費の負担を行う。	(独)水資源機構
水資源機構宮筑後川下流用水事業負担金	国筑後川下流土地改良事業の基幹部分（揚水機場、導水路等）の整備のため、昭和56年度から水資源機構が継承して実施している筑後川下流用水事業に係る事業費を負担する。	(独)水資源機構
国営耳納山麓総合かんがい排水事業負担金	国営耳納山麓総合かんがい排水事業（合所ダム、頭首工、水路等）に係る事業費を負担する。	国
国営筑後川下流かんがい排水事業負担金	福岡・佐賀両県にまたがる筑後川下流域40,899haを対象に、アオ取水合口による取水の安定化と合理的水利用、クリーク統廃合による用排水系統の再編整備等を図る国営筑後川下流かんがい排水事業に係る事業費の負担を行う。	国
国営椎田地区農地再編整備事業負担金	築上町において既耕地の区画整理と未墾地等の開畑を行う国営椎田地区農地再編整備事業に係る事業費の負担を行う。	国
国営海岸保全施設整備事業負担金	海岸法に基づき、有明海東部地区において、津波、高潮、波浪、その他海象又は地盤変動による被害から背後地を守るため、堤防の補強及び樋門等の改修を行う国営海岸保全施設整備事業に係る事業費の負担金を支払う。	国
国営総合農地防災事業負担金	国営筑後川下流土地改良事業によって造成された用排水兼用水路（クリーク）のうち土水路の法面護岸整備を行う国営総合農地防災事業「筑後川下流左岸地区」に係る事業費の負担を行う。	国

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [2] 農山漁村振興課
 5. 特用林産基盤整備事業費

5. 特用林産基盤整備事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

地域の特色を生かした特用林産物の産地体制の強化を図るとともに、生産者の所得向上及び農山村の活性化を図る。

【事業内容】

福岡県特用林産基盤整備事業費補助金

事業種目	事業内容	補助率
作業道等整備事業	特用林産物の経営を目的とした、作業道の開設及び改良、並びにモノレール、索道等の機械器具の設置	4/10 以内
特用林産物造成事業	特用林産物の生産環境整備、栽培地造成、特用林産物の新植、改良及び補植等	3/10 以内
ほだ場等整備事業	特用林産物の生産のためのほだ場の造成及び水源施設等の整備	3/10 以内
展示林等整備事業	特用林産物の展示を目的とした作業道等整備事業、特用林産物造成事業及び展示施設等の整備	4/10 以内

【事業主体】 森林組合、生産森林組合、農協等

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①補助金交付要綱の記載について

当事業の福岡県特用林産基盤整備事業費補助金交付要綱の一部で、補助対象経費の対象となる額について誤解を生じる恐れのある記載となっている。
 同補助金交付要綱の記載は以下のとおりである。

- II. 各論（結果及び意見）
 [2] 農山漁村振興課
 5. 特用林産基盤整備事業費

福岡県特用林産基盤整備事業補助金交付要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 知事は、特用林産物の生産基盤の整備を推進することにより、農林家の経営の安定と合理化を図るとともに、この特用林産物を地域の産業として定着させ、豊かな農山村づくりのために有効に活用し、地域全体の健全な発展に資することを目的として、市町村に対し特用林産基盤整備事業に要する経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、（以下省略）

（補助対象事業等）

第2条 補助対象となる事業及び経費並びにこれに対する補助率は次のとおりとする。

なお、事業種目毎の事業内容及び補助対象となる経費の内訳については、福岡県特用林産基盤整備事業実施要領に定めることによるものとする。

事業種目	補助対象となる経費	補助金率
作業道等整備事業	市町村が行う作業道等整備事業に要する経費及び森林組合、生産森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等が行う作業道等整備事業に要する経費につき市町村が補助する場合における当該補助金	4/10 以内
特用林産物造成事業 ほだ場等整備事業	市町村が行う事業に要する次の経費及び森林組合、生産森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等が行う事業に要する次の経費につき市町村が補助する場合における当該補助金	3/10 以内
展示林等整備事業	市町村が行う展示林等整備事業に要する経費及び森林組合、生産森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等が行う展示林等整備事業に要する経費につき市町村が補助する場合における当該補助金	4/10 以内

- II. 各論（結果及び意見）
[2] 農山漁村振興課
5. 特用林産基盤整備事業費

同補助金交付要綱第2条の規定における補助対象となる経費は、以下のとおり要約できる。

ア. 市町村が行う事業に要する経費

イ. 団体等が行う事業に要する経費につき市町村が補助する場合における当該補助金

上記イの場合の補助対象経費は、「市町村が補助する額」と読み取れるが、実際の交付状況をみると、「事業に要する経費」を補助対象経費として交付額を算定している。

これについて、県によると、昭和61年6月の同補助金交付要綱制定時より、補助対象となる経費の考え方は、市町村、団体を区分することなく「事業に要する経費」としている。また、様式第2号（第4条関係）の「4 額の確定」においても、「団体等が行う事業については、事業に要した経費の実支出額に補助率を乗じて得た額」とあり、「事業に要する経費」を補助対象経費とすることが記載されており、交付額の算定は適切であるとのことである。

同補助金交付要綱の記載が、このような誤解を生じる恐れのある記載となった要因については、県によると、平成26年1月に行った一部改正において、第2条の表中「補助金率」の欄から、「事業に要する経費」の文言が削除されたことによるものことであるが、補助対象となる経費の考え方は、一部改正以前から変更はないとしている。

以上の状況から、同補助金交付要綱の記載について、誤解を生じないものに修正する必要がある。

②補助対象経費の支払確認について

当事業の補助金による資産取得にかかる支払確認書類として、通帳の写し等が添付されている。

しかしながら、一部の実績報告書において、支払を確認する資料として不十分と思われるものがあった。具体的には、支払を確認する資料として通帳の写しが添付されているが、支出先である債権者名が明らかでないものがある。

県出先機関において、適切に支払を行ったことの確認ができる根拠資料に基づき調査し、事業が適切に実施されていることを確認しているというところであるが、実績報告書に適切な根拠資料の添付を求めることが望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
 [2] 農山漁村振興課
 6. 特用林産地振興推進費

6. 特用林産地振興推進費

(1) 事業概要

【事業目的】

特用林産物の計画的・安定的な生産の振興を図るため、県内の生産量等の情報を十分に把握し、地域の実情に即した特用林産基本計画の策定とその推進のための協議会を開催する。

【事業内容】

事業	内容
特用林産振興協議会の開催	生産、流通、消費、行政各関係者による産業振興を図る協議会の開催（1回）
生産地等への指導、情報提供	品評会、生産地診断の実施による現地指導等（椎茸ほだ場コンクール、伏込地診断、竹林品評会、椎茸品評会）
生産統計調査	県内市場等調査 （各農林事務所実施による県内生産量、単価の把握）
九州地区特用林産物振興対策協議会参加	—
林野庁における協議・情報収集	—

【事業主体】 県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [3] 食の安全・地産地消課
 1. 「いただきます！福岡のおいしい幸せ」県民運動強化費

[3] 食の安全・地産地消課

1. 「いただきます！福岡のおいしい幸せ」県民運動強化費

(元気なふくおか農業づくり推進費(平成25年度繰越執行分)含む)

(1) 事業概要

【事業目的】

食育・地産地消県民運動をさらに拡大することにより、県民の健康で豊かな食生活の実現と本県の農林水産業への県民の幅広い支持の拡大を図る。

【事業内容】

事業	内容	実施主体
食育・地産地消を推進するためのモデル事業に取り組む企業等に対する助成	食育・地産地消スタートアップ事業 (県民会議構成団体による自主的な県民運動を育成) ・自主的な食育・地産地消のモデル企画に対して一部支援	企業等
県民運動の認知度向上	・「食育の日(毎月19日)、食育・地産地消月間(11月)に、構成団体が一斉に取組を実施 ・県民大会、優良団体表彰等によりPR強化 ・ロゴマークを高標登録し、県産品や飲食店メニューで使用	県、食育・地産地消ふくおか県民会議
家庭・学校・地域をつなぐ食育・地産地消の推進	・子供たちが作る「弁当の日」拡大事業 ・小学校調理実習での柿むき ・直売所の出荷者育成支援 ・地域への食育支援事業	県、食育・地産地消ふくおか県民会議、市町村等
ふくおかの農業応援づくり事業	①ふくおかの農業応援づくり事業 ・ふくおかの農業応援ファミリーの募集・登録、農業農村体験ツアーの実施、メールマガジンの配信、ホームページによる情報発信 ・ふくおかの農業応援の店の募集・認定 ・ふくおかの農業応援企業の募集・登録 ・ふくおかの農業応援直売所の募集・登録 ②「ふくおか農業応援団」拡大キャンペーン事業 ・ふくおかの農業応援団拡大キャンペーンの実施	県

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
[3] 食の安全・地産地消課
1. 「いただきます！福岡のおいしい幸せ」県民運動強化費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①子どもが作る「ふくおか弁当の日」事業に係る仕様書の記載について

仕様書では業務内容の一つとしてシンポジウムの開催をあげているが、当シンポジウムの開催規模が記載されていない。

会場の大小や開催回数が増減により、事業費が増減する可能性がある。仕様を定めるにあたって、規模の記載が必要である。

なお、当事業の企画提案書においては、エルガーラ中ホール、アクロス中会議室が候補として挙げられている。また、参加者募集チラシに記載されている定員は500人、実施報告書に記載の参加者数は257人であった。

平成27年度の同事業に係る仕様書については改善済みであることを申し添える。

(3) 意見

①「いただきます！福岡のおいしい幸せ」推進業務委託における契約方法について

当事業は、福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の一環として、新規にイベントスタッフを雇用し、食育・地産地消の取組を広げ、さらなる県産農林水産物の消費拡大を目指すために県内各地で実施するイベント、街頭キャンペーンなどに関する企画・運営業務を委託している。

この業務委託の仕様書では、「福岡県の食育・地産地消ポータルサイト」ホームページの改修を業務内容の一つに掲げている。しかしながらこの業務にはただし書きが付されており、「※県の指定する業者に委託。委託費 4,320,000 円。」との記載が存在する。

当初より別の事業者にも再委託することや金額も決まっておき、緊急雇用創出事業として実施する業務には馴染まないものと思われる。そのため、再委託ではなく、直接委託すべき業務であったと思われる。

II. 各論（結果及び意見）
[3] 食の安全・地産地消課

1. 「いただきます！福岡のおいしい幸せ」県民運動強化費

② 「いただきます！福岡のおいしい幸せ」推進業務委託における実績について

当事業の仕様書に記載の委託要件に「委託事業に係る経費のうち新規雇用失業者の人件費割合が5割以上であること。」「新規雇用するスタッフ11名以上、延べ2,772人日以上」とある。

実績報告書によると、契約額74,328,960円に対し新規雇用失業者人件費33,939,257円で人件費割合は46%、新規雇用者の延べ人日は2,536人日と記載され、いずれも要件を満たしていないことになる。

これについて県は、「当初、受託業者は、委託要件を満たすべく新規雇用失業者を雇用し事業を開始したが、途中で退職者が発生したため、平成26年4月以降に追加で失業者3名の雇用を行った。実績報告書における新規雇用失業者の数値には、平成26年3月末までに雇用した者のみを記載することとしているため、実績報告書内の「(参考)新規雇用の失業者の人件費以外の額」に記載されている平成26年4月以降に追加で雇用した失業者3名分を含めて実績を確認し、委託要件を満たしていると判断している。」とのことであった。そうであるならば、当該事実を明瞭に記載し、保存しておく必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
 [3] 食の安全・地産地消課
 2. ふくおか食の安全・安心対策事業費

2. ふくおか食の安全・安心対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

食品表示偽装が多発するなど、県民の食品に対する関心が高まっているなか、県産農林水産物に対しては、生産から消費に至るまで安全性の確保が求められている。このため、生産段階では生産工程管理（GAP）を、消費段階ではJAS法に基づく調査・指導及び普及啓発を実施し、安全・安心な県産農林水産物を県民に提供することにより、県産農林水産物の消費拡大を図る。

【事業内容】

事業	事業内容
生産工程管理 推進事業	生産工程管理（GAP）の実践支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県 GAP 普及推進会議（JA、県機関等）の開催 ・ 普及指導員に対する研修、情報提供、高度な GAP 専門指導者育成研修 ・ 地域段階での GAP 導入支援のための助成
食品表示適正 化推進事業	食品表示指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生鮮食品店舗を巡回しての表示状況調査・指導 ・ 食品表示 110 番情報等に基づく、疑義業者に対する調査 ・ 製造者や生産者対象の説明会開催、パンフレット作成、配付による制度普及活動

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
- [3] 食の安全・地産地消課
- 3. 農薬適正使用推進事業費

3. 農薬適正使用推進事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

食の安全を確保し、消費者に信頼される農業生産を行うため、法令を遵守し、適正な農薬使用を進める総合的な対策を推進する。

【事業内容】

事業	内容
農薬適正使用 推進対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売者、使用者に対して、農薬適正使用の啓発、指導を実施する。 ・販売店や使用者に対して定期的な立入検査や改善指導を実施する。 ・生産者が農薬取締法を遵守し、県産農産物の農薬適正使用の徹底を図るため、販売用農産物の残留農薬分析を実施する。
農薬用廃プラスチック 適正処理推進事業	九州ブロック協議会、処理状況調査、地域協議会等現地指導
農薬展示ほ設置事業	新規農業の現地での効果及び被害を確認するための展示ほ設置
農薬登録事業	作付面積が少ないなど農薬に登録がない作物の農薬登録を拡大するため、薬効薬害残留に関するデータを収集し、登録拡大に利用する。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [3] 食の安全・地産地消課
 4. 土壌健全化対策事業費

4. 土壌健全化対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

農用地土壌汚染の実態を把握し、各種対策を講じることにより、カドミウム汚染米の生産を防止する。

【事業内容】

事業	事業内容
農用地土壌汚染対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大牟田地域の玄米のカドミウム濃度の経時的変化を調査する。 ・環境中におけるカドミウム賦存量を把握するため、当該地域の土壌、かんがい水、降水、降下ばいじんのカドミウム濃度の経時的変化を調査する。 ・大牟田地域のカドミウム汚染対策として、カドミウムの吸収抑制に効果のある土壌改良資材を関係農家に配布する。 ・福岡県大牟田地域土壌汚染対策推進協議会（会長：農林水産部次長）を開催するとともに、国、大牟田市、三井金属鉱業（株）及び汚染地区農家と協議、指導、連絡調整を行い、汚染農地への対策を講じる。 ・農用地土壌汚染対策として、昭和開地区で客土工事を実施しているが、農用地土壌汚染対策地域内には市街化区域など客土工事の実施が困難な地域がある。客土工事実施困難地域で、新たに開発されたカドミウムをほとんど蓄積しない超低カドミウム稲の実証試験などを実施し、カドミウム低減技術の確立・普及に取り組む。
カドミウム低減技術確立事業	

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[3] 食の安全・地産地消課
- 5. 肥料等安全確保対策事業費

5. 肥料等安全確保対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

放射能に汚染された堆肥等肥料の県内流通による農地汚染を防ぐ。

【事業内容】

肥料等の流通実態を把握するため、取扱状況のアンケート及び現地立入調査を実施する。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [3] 食の安全・地産地消課
 6. 環境に調和した農業の推進事業費

6. 環境に調和した農業の推進事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

食の安全と安心に対する消費者の関心の高まりを踏まえ、減農薬・減化学肥料農産物の生産拡大を図るとともに認証を行い、県産品の消費拡大と農業における環境負荷の軽減を推進する。また、新たな認証マーク、愛称等の設定により、より親しみやすいイメージを構築するとともに、組織的な認証取得による栽培拡大を図る。

【事業内容】

区分	事業内容
認証事業	・ 認証委員会の開催など
生産実証の指導	・ 栽培計画の事前審査や実証指導、認証後の確認検査
残留農薬分析	・ 認証農産物の残留農薬分析
認知度向上対策及び販売対策	・ 新しい認証マーク・愛称の設定、PR ・ 認証農産物の販売拡大支援 ・ 試食イベントの開催 ・ 販売拡大協議会の支援（交流会・商談会の開催）
認証農産物の生産拡大	・ 認証農産物の生産拡大支援 ・ JA 生産部会における、生産拡大・認証取得支援 ・ 農産物直売所生産者グループの認証取得支援

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [3] 食の安全・地産地消課
 7. 環境保全型農業直接支援費

7. 環境保全型農業直接支援費

(1) 事業概要

【事業目的】

農地の一時的留機能による治水効果や地下水のかん養など県土の保全効果は、農道や水路などの農村環境の保全だけで為されるものではなく、それらの水路に囲まれた農地において、環境と調和した農業が行われて初めて発揮される。環境保全型農業に対する直接支払いが実施されることによって、農業者の環境保全型農業への取組意欲を刺激し、取組面積・生産量の増加、及び県産農産物の付加価値向上が見込まれるとともに、結果として地域環境の保全、県土の保全が図られる。

【事業内容】

区分	事業内容
環境保全型農業直接支払交付金	化学肥料と化学合成農薬を原則地域の5割以下に低減し、なおかつ生物多様性保全や地球温暖化対策に効果のある農法のある農業者に対し、その栽培にかかる掛かり増し経費分を助成する。
環境保全型農業直接支払推進交付金	支援要件のうち栽培にかかる技術的確認を行う。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [3] 食の安全・地産地消課
 8. 県産果実学校給食導入費

8. 県産果実学校給食導入費

(1) 事業概要

【事業目的】

学校給食のメニューへ果物の導入促進を図ることで、幼少の頃から県産果実の美味しさに親しんでもらい、将来にわたる消費を確保するものとする。

【事業内容】

区分	内容	実施主体
給食への県産果実の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・皮むきの必要な果実の学校給食導入の弊害となつてい る学校給食調理員の作業量増加や設備的問題を解決す るため、カットフルーツによる学校給食導入促進を図 り、子どもたちへ果実を摂取する習慣づくりを行う。 ・その際、カットフルーツで導入する場合の価格差（加 工賃）である33円（果実1/4カット）を助成。 	食育・地産地消 ふくおか 県民会議
食育・地産地消 出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座、リーフレット作成、配布 	県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業目標の設定について

当事業の目標は学校、保育所及び幼稚園給食への果実の提供、県産果実の消費拡大啓発である。

成果指標の一つとして、給食への県産果実の提供実施校数を掲げており、平成26年度の目標は752校（290,694人）で、これは県下の完全給食実施国公立小学校を基にした数値である。これに対し、平成26年度の実績は246校（118,241人）であり、目標の50%以下の達成率である。

また、当事業における予算は2,238千円であるのに対し、実績は1,263千円である。仮に目標を達成しようとする、予算不足となることが容易に想像される。すなわち目標と予算とが整合していないと言いうことができる。

適切な目標及び予算設定により、実績との乖離を原因分析することで、PDCAサイクルを回す必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
- [3] 食の安全・地産地消課
- 9. 県産米消費拡大事業費

9. 県産米消費拡大事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

学校給食に年間を通じた県産米「夢つくし」「元気つくし」の導入推進を図り、幼少の頃から県産米の美味しさに親しんでもらい、将来にわたる消費を確保するものとする。

【事業内容】

区分	内容	実施主体
県産米学校給食導入促進事業	「夢つくし」「元気つくし」を学校給食に導入する小中学校に対し、「奨励金」を500円/60kg交付する。	食育・地産地消ふくおか県民会議

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [3] 食の安全・地産地消課
 10. 県産食材取引拡大システム事業費

10. 県産食材取引拡大システム事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

県内システム開発企業等に対し、新分野への進出を行うための人材の確保・育成を支援すること、更なるビジネス拡大と雇用の拡大を図る。

県産農林水産物や6次化商品の生産・供給情報をデータベース化し、県内生産者と県内を中心とした飲食店とをつなぐ取引システムを構築することにより、県内生産者の所得向上と、地産地消の拡大を図る。

【事業内容】

区分	内容
県産食材取引拡大システム事業	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを活用した受発注システムの開発 ・配送ルールを含めた運営体制づくり ・生産者と食材情報（品目、時期、価格、数量等）のデータベース化 ・需要者（飲食店等）、供給者（生産者等）に対するシステム説明及び参加促進

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①インターネット受発注システムについて

当事業の委託契約書では、成果物であるインターネット受発注システムの著作権は県にあるとしている。当委託事業は平成26年度で終了しているが、当該システムの運営やメンテナンスは、システム制作を行った受託企業が引き続き行っている。しかしながら事業終了後の運用方法について取り決めた契約等が交わされていない。

当事業は緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の起業支援型地域雇用創出事業として、起業後10年以内の民間企業等に地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託して実施するもので、当初より本格運用を民間で行っていくというスキームで事業が組み立てられているとのことであるが、著作権の使用許諾の手続きが必要である。

- II. 各論（結果及び意見）
 [3] 食の安全・地産地消課
 11. 直売所販売促進人材育成事業費

11. 直売所販売促進人材育成事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

直売所の販路拡大や安全・安心の取組、野菜の調理方法や旬情報など、地域の特色を生かした直売所の魅力を高める知識を身につけた人材の確保・育成を支援することで、更なるビジネス拡大と雇用の拡大を図る。

【事業内容】

福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の一貫として、新規にイベントスタッフを雇用し、直売所の魅力を高める知識を身につけた人材を育成する。

区分	内容
スタッフの募集及び雇用・人材管理等	27名以上、延べ6,237人日以上のスタッフを新規雇用
スタッフの研修	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修 ・県内各地域直売所へスタッフを派遣し、直売所での実務研修を実施
イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・集客施設等において、県内各地域の直売所や特産物をPRするイベントの実施 ・生産者と消費者の交流イベントの実施
広報資料等の作成	県内各地域の魅力を紹介したパンフレットの作成

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業実績の管理について

当事業は、仕様書で以下の実施を求めている。

- ア. スタッフの募集及び雇用・人材管理等
- イ. スタッフの研修
- ウ. イベントの実施

- Ⅱ. 各論 (結果及び意見)
[3] 食の安全・地産地消課
1 1. 直売所販売促進人材育成事業費

エ. 広報資料等の作成

オ. イベント会場の手配、会場設営・装飾、撤去等

カ. その他上記に関連して必要な業務

しかしながら、実績報告にはア. スタッフの募集及び雇用・人材管理等、イ. スタッフの研修に対する実績の記載はあるものの、それ以外の項目については記載がなく、実施状況を確認することができなかつた。

当事業は、緊急雇用対策事業としての位置づけであり、新規雇用を前提とする事業のため、派遣会社が当該事業を受託している。しかしながら、上記イ～カの業務については、そのノウハウをもつ会社に再委託している。

再委託された業務のうちイを除く業務についての情報が事業報告に反映されていないものと考えられる。

県では、再委託先からは別に事業報告の提出を受けていることや、事業実施において県、事業受託者、再委託者の3者で協議を重ね実施していることから、事業の実施状況は把握しているとのことであったが、再委託先の実施内容も含めて適切に反映した実績報告を提出するよう事業受託者に求める必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
- 〔3〕食の安全・地産地消課
- 1 2. 県産食材取引推進事業費

1 2. 県産食材取引推進事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

県内の直接取引をさらに進めるため、生産者と飲食店等をつなぐ人材の育成を図る。
 生産現場の情報、流通の仕組み、飲食店のニーズの把握等の知識と経験を積ませ、コーディネーターとして育成する。

生産者と飲食店等の交流を促進し、販路拡大及び地産地消の推進を図る。

【事業内容】

区分	内容
県産食材取引推進 人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者と飲食店等をつなぐコーディネーターの育成 ・雇用者に対する研修 ・生産者と飲食店等の情報収集及びマッチング ・生産者と飲食店等の交流会の実施

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [3] 食の安全・産地消課
 1.3. 中山間ふるさと水と土保全対策事業費

1.3. 中山間ふるさと水と土保全対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

県民に農地や土地改良施設が有する多面的機能に対する理解促進を促し、維持保全活動の必要性を啓発し、地域活動を活性化するために、本事業による啓発、支援事業を実施。農地や土地改良施設が有する多面的機能を将来にわたって維持促進するために、地域住民等の共同活動の強化、集落機能の活性化を図る。農地等が有する多面的機能に対し、県民の理解が進み、農業・農村の役割の再認識につなげることで、本県農業の持続的な発展、県民の健康で豊かな生活の向上を図る。

【事業内容】

事業	内容
中山間ふるさと水と土保全事業	調査研究事業・・・ウォッチングマップ作成 研修事業・・・指導員（地域おこしマイスター）の研修会への派遣、全国研修会へのふるさと・水と土指導員の派遣 推進事業・・・委員会・審査会開催、まちとむらネットワーク活動支援（むら（地域住民）、まちとむらネットワーク運営、まちとむらネットワーク会員交流会の開催、都市と農村との交流連携促進、多面的機能啓発（推進費、ウォーキング、田んぼの生きもの調査）
棚田地域水と土保全推進事業	保全ネットワーク事業・・・NPO 等との協働、棚田フェア、復興災害支援 保全活動推進事業・・・棚田マップ作成 保全活動支援事業・・・地域住民活動支援

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[3] 食の安全・地産地消課
1.3. 中山間ふるさと水と土保全対策事業費

(3) 意見

①成果指標について

本事業では、地域住民活動参加数を成果指標として用いているが、平成24年度から平成25年度にかけて、実績数が大幅に減少している（平成24年度：75,668人、平成25年度：29,598人）。これは、平成24年度から平成25年度にかけて、当該事業のやり方を大幅に変更したためである。一方、成果指標の目標数値は一切変更されておらず、適切な目標値ではなかった可能性がある。

一般的に、複数年にわたる事業の場合、開始当初の目標値を見直すことはあまりなく、特に目標値の下方修正は、行いにくい状況にある（外見上、事業が縮小したように思われ、予算が削減される可能性があるため）。しかしながら、適切な目標値を設定することは、PDCAサイクルを実施する前提であり、事業の大幅な見直しがあった場合には目標値も見直すべきである。

なお、当該事業の目標値は既に自主的に見直しが行なわれ、次年度以降に反映されていることを申し添える。

- II. 各論（結果及び意見）
 [4] 団体指導課
 1. 農業近代化資金融通対策費

[4] 団体指導課

1. 農業近代化資金融通対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

福岡県農業近代化資金利子補給規程に基づき、農業の近代化と資本装備の高度化を図るため、農協等が農業者等に対して資金を融通した場合、その融資残高に対して利子補給を行う。

【事業内容】

貸付対象者	農業者、農業協同組合等
資金使途	建築物等造成資金（1号資金） 果樹等植栽育成資金（2号資金） 家畜購入育成資金（3号資金） 小土地改良資金（4号資金） 長期運転資金（5号資金） 農村環境整備資金（6号資金） 大臣特認資金（7号資金）
貸付限度額	個人施設 個人 1,800万円 法人 2億円 共同利用施設 15億円
償還期間	7～20年以内（うち据置2年～7年以内）
利子補給率	0.40～1.75%（平成26年1月23日現在）
利子補給期間	償還期間の範囲内
融資枠	25億円（利子補給対象融資枠 12.5億円）

【事業主体】 民間金融機関

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [4] 団体指導課
 2. 農業経営体育成資金融通対策費

2. 農業経営体育成資金融通対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法等の農業経営改善計画の認定を受けた農業者が、農業経営基盤強化資金（スパーL資金）の融資を受けた場合、利子助成を行う（平成23年度貸付分まで）とともに、農業信用基金協会の債務保証を受けた場合に協会の特別準備金に対する出捐を行う。

【事業内容】

貸付対象者	認定農業者で特別融資制度推進会議の認定を受けた者
資金使途	農地取得、農業用施設・農機具の取得、家畜果樹の導入、負債整理等
貸付限度額	個人 3億円（特認 6億円）
	法人 10億円（特認 20億円）
償還期間	25年以内（うち据置期間 10年以内）
利子補給期間	償還期間の範囲内（平成22・23年度分は貸付当初5年間）

【実施主体】 市町村

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [4] 団体指導課
 3. 農家負担軽減支援特別資金融通対策費

3. 農家負担軽減支援特別資金融通対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

負債の償還が困難となっている農業者が、償還負担の軽減を図るため必要な資金を農協等金融機関から融資を受けた場合、利子補給を行う。

【事業内容】

貸付対象者	次の要件を全て満たす者 ア 農業経営を改善する意欲と能力を有している農業者 イ 申請者が、現に主として農業に従事しており、かつ将来ともその見込がある者
資金使途	営農負債の借り換え（5%超の制度資金も対象）
融資限度額	営農負債の残額
償還期間	10年以内（うち据置3年以内） 特認15年以内（うち据置3年以内）
利子補給率	1.25%（平成26年1月23日現在）
利子補給期間	償還期間の範囲内
融資枠	2億円

【実施主体】 民間金融機関

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [4] 団体指導課
 4. 農林漁業災害対策資金融通対策費

4. 農林漁業災害対策資金融通対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

被害農林漁業者の経営再建のため、被害農林漁業者が日本政策金融公庫、農協又は信漁連からの融資を受け、市町村が利子補給をした場合、その一部を助成する。

【事業内容】

発動要件	① 特別災害 被害程度、農林漁業経営に与える影響等を考慮し、本資金を融資することが適当であると知事が認めた場合 ② 一般災害 上記①以外の災害
貸付対象者	農産物の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ減収による損失額が平年農業総収入額の30%以上の被害農業者 等 ※平成24年豪雨災害の場合 ※平成24年7月の大雨により被害を受けた農林漁業者 (市町村長の罹災証明を受けた者)
資金使途	被害農林漁業者の経営維持に必要な資金
貸付限度額	5,000 千円
貸付期間	日本政策金融公庫資金は10年以内(うち据置期間3年以内) 農協及び信漁連資金は7年以内(うち据置期間3年以内)
利子補給期間	3年間 (平成24年豪雨災害に伴う融資については5年間)
融資金種	3.1 億円 公庫 2.387 億円 農協・信漁連 0.713 億円

【実施主体】 民間金融機関

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [4] 団体指導課
 5. 木材産業等高度化推進資金助成事業費

5. 木材産業等高度化推進資金助成事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

木材の生産・加工・流通を行う事業者が、経営の合理化や事業規模の拡大などを図るために必要な資金を低利で融通する。

【事業内容】

ア. 融資制度の仕組み

- ・ 県は、県の資金と独立行政法人農林漁業信用組合からの借入金を金融機関に預託
- ・ 県は木材関連事業者の事業の合理化計画等を認定
- ・ 金融機関は県の預託金の2倍、3倍または4倍を限度として、事業計画の認定を受けた事業者に貸付

イ. 融資制度の内容

貸付対象者	素材生産、製材、木材卸売等の事業を行う組合、会社、個人
貸付種類	事業経営改善合理化資金、構造改善合理化資金、林業経営高度化推進資金
利率	年 1.30%～1.60%（短期資金）
信用保証	借入に際し、基金に借受者が出資することで基金の信用保証を利用可能

【実施主体】 民間金融機関

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [4] 団体指導課
 6. 林業改善資金業務費・林業改善資金貸付金

6. 林業改善資金業務費・林業改善資金貸付金

(1) 事業概要

【事業目的】

林業者・木材産業者への経営改善、林業従事者の労働災害防止、林業従事者の福祉向上を行うのに必要な資金を無利子で融通し、林業・木材産業に携わる者の金利負担を軽減する。

【事業内容】

融資内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業経営または木材産業界の改善に対する融資 ・ 林業従事者に係る林業労働災害の防止に対する融資 ・ 林業従事者確保のための福祉向上等に対する融資
貸付対象者	林業従事者、木材協同組合、木材関連業者（製材・市場・卸売事業者）
貸付申請	年4回（5,9,11,1月）に最寄りの森林組合等を経由し、所管農林事務所に提出
貸付決定	県において、借受者の事業計画（目的、申請額）の妥当性、返済能力を審査し貸付を実施

【実施主体】 県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①貸付制度の周知について

当貸付事業は、貸付枠に対し貸付実績が大幅に少ない。過去の貸付実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
貸付枠	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
貸付実績	16,848	9,550	1,360	11,300	6,300	—	8,950

Ⅱ. 各論（結果及び意見）
〔4〕 団体指導課
6. 林業改善資金業務費・林業改善資金貸付金

平成26年度末の貸付残高は29,994,633円、これに対応する貸付先は15件である。県によると、当貸付制度への需要が少ない要因としては、規模の大きな事業者は補助金を利用するケースが多いため、貸付の需要は、補助を利用できない小規模の事業者で新規の設備投資需要等も少ないためとのことである。

資金需要が低迷していることを踏まえ、平成27年度から貸付枠を減額しているが、利用促進のため、更なる制度の周知が望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 1. 県産農林水産物輸出強化費

[5] 園芸振興課

1. 県産農林水産物輸出強化費

(1) 事業概要

【事業目的】

農産物輸出拡大による農業者の所得維持・向上
 県産林産物・水産物の新たな販路開拓
 基本方針は、輸出拡大を重点化する国（地域）や品目を明確化した取組強化及び輸出純増につながる新たな輸出品目の発掘

【事業内容】

事業名	内容
輸出純増につながる新たな輸出品目の発掘	国内需要が低迷する品目の輸出拡大（柿・みかん）
	安定輸出に向けた産地整備（柿・みかん）
	県産農産物の知名度向上と販路拡大
	新たな鮮度保持技術の船便輸送による輸出拡大（あまおう）
	新たな害虫除去技術の活用による輸出拡大（柿）
	低コスト輸送による通年取引による輸出拡大
	高い購買力が見込める新規輸出国の開拓
	事務費（国内調査旅費、情報収集）
	福岡花市場を輸出拠点とし海外バイヤー招聘等を通じた「県産花き」の販路開拓
	検疫条件の情報提供等を通じた「植木」の輸出促進
本県漁業の特徴に応じた少量でも利益につながる販路開拓	

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 2. ふくおか農林水産物販売促進費

2. ふくおか農林水産物販売促進費

(1) 事業概要

【事業目的】

大都市圏や県内でのPRを実施し、県産農林水産物の認知度向上、販売拡大を図る。

【事業内容】

事業名	内容
大都市圏（全国向けブランド品目）対策	異業種とのタイアップによるPR 大手スーパーでの「福岡コーナー」の設置 外食産業と連動した福岡産メニューの強化 トップセールスによる県産農林水産物のPR
県内（県内向けブランド品目）対策	ホームページ等による県産農林水産物の情報発信 大手スーパーでの旬情報の提供 県産農林水産物フェアの開催 トップセールスによる県産農林水産物のPR
農林水産物キャンペーンスタッフ活動費	うまかもん大使による県産農林水産物PR活動経費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 3. ブランド農林水産物育成対策費

3. ブランド農林水産物育成対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

「あまおう」、「夢つくし」、「はかた万能ねぎ」に続く、新たなブランド品を7品目以上育成する。

【事業内容】

事業名	内容
消費者を直接対象とした認知度向上対策	テレビCM（元氣つくしなど）やSNSの活用、グルメ雑誌への広告掲載 食に関わる著名人の協力によるPR
外食産業、中食産業や観光業界との連携による認知度向上対策	ホテルやレストランでの競争力あるメニューの開発・提供 大手食品産業、コンビニ等での競争力ある品目を使用した弁当やスイーツ等の商品販売 ホテル、旅館での競争力ある品目を料理に使用した旅行商品の開発支援及びPR
マーケティング等が専門のアドバイザーの招聘	マーケティング等が専門のアドバイザー等で構成される事業検討委員会を設置し、事業内容を検討、より効果的な事業遂行を目指す。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 4. とよみつひめ競争力強化対策費

4. とよみつひめ競争力強化対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

いちじくは、柿やぶどう、いちご等の品目とは生産時期が異なり、栽培方法も比較的に易で初期投資も少ないため、新規に取り組みやすく、新たな現金収入が見込めるため、複合経営を図る果樹農家へいちじく生産を勧め、生産拡大を目指す。

更なる品質向上のため、シートマルチ栽培の導入推進のために、現地検討会を開催し、技術の共有を行う。

こうした取組により、品質の高い「とよみつひめ」の生産拡大を図り日本一のいちじく産地を目指す。

【事業内容】

事業名	内容
品質向上対策	シートマルチ栽培による更なる品質向上と安定出荷

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 5. とよみつひめブランド向上対策費

5. とよみつひめブランド向上対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

若い女性をターゲットに首都圏での「とよみつひめ」の認知度を向上させるとともに、果実の消費量が少ない若い世代を中心とした県内消費者に対して直接「とよみつひめ」の魅力アピールすることにより、「とよみつひめ」を全国的なブランドとして確立する。

【事業内容】

事業名	内容
とよみつひめブランド向上対策費	<p>①若い世代が集まる場所で、カットフルーツ等を販売し、消費者が手軽に果実を消費できるカットフルーツステーションを、「とよみつひめ」の販売時期に合わせて設置する。 実施期間：8月～9月 実施場所：天神地区又は博多地区の若い世代が集まる場所</p> <p>②若い世代に人気のスイーツ店とタイアップして、「とよみつひめ」を使ったデザートメニューを販売し、フリーペーパー等で販売するメニューの情報を発信する。 実施期間：8月下旬～9月中旬 実施地：関東地区</p>

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 6. 被災果樹・茶等改植支援費

6. 被災果樹・茶等改植支援費

(1) 事業概要

【事業目的】

平成24年7月の梅雨前線豪雨で土砂流入や園地の崩壊等の被害を受けた果樹・茶経営農家等に対して、経営再開に必要な改植及び改植後の未収益期間の育成に要する経費の負担軽減を行うことで、経営意欲を喚起し、被災園地の早期復旧を進め、もって産地規模の維持を図る。

【事業内容】

事業名	内容	
被災果樹・茶等改植支援	果樹	従前品種と同一の改植経費 国事業により改植を実施した園地の改植経費 未収益期間の育成経費（上記改植に限る） 改植経費
	茶	国事業により改植を実施した園地の改植経費
	野菜	改植経費
	花	改植経費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 7. 活力ある高収益型園芸産地育成事業費

7. 活力ある高収益型園芸産地育成事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

本県園芸農業の生産額を増大し、持続的な発展を図るためには、イチゴやキク等の野菜・花きの既存産地の拡大やぶどう等の果樹の品質向上により、市場評価を高める必要がある。このため、先進技術の導入や省力機械・施設等の整備を進め、収益性が高く、活力ある園芸産地を育成する。

【事業内容】

事業名	内容
強い園芸農業対策事業	県基本計画を実行するための産地指導に要する経費
推進事業	収益性の高い園芸産地を育成するための啓発・指導資料の作成
競争力強化・評価向上対策事業	<p>安全安心の取組等による市場及び消費者の評価向上を図るための活動</p> <p>ア. 重点産地強化：市町村地域水田農業ビジョンの振興品目等、地域で重点的に振興する品目の産地強化を図るために必要な生産及び流通施設等の整備。</p> <p>イ. 中山間地支援：中山間地の気温差や土壌条件を活かした園芸農業の振興を図るために必要な生産及び流通施設等の整備。</p> <p>ウ. 省エネルギー化推進：燃料の削減を図るなどの省エネルギー化を進めながら、活力ある園芸産地を確立するために必要な生産施設等の整備。</p> <p>エ. 雇用型経営支援：雇用労力を活用し、一定規模以上の経営面積を実現するために必要な生産及び流通施設等の整備。</p> <p>オ. 6次化産業化推進：野菜などを生産し、商工業者等と連携して新たな加工や流通の取組を志向する場合、その生産や加工に必要な施設や機械の整備。</p> <p>カ. 夏期の高温対策支援：施設園芸における高温期の栽培環境の改善を図るために必要な施設等の導入支援</p> <p>キ. かき農家経営支援対策：経営品目の複合化を推進し、かき農家の経営安定を図る。</p>
条件整備事業	

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
〔5〕園芸振興課
7. 活力ある高収益型園芸産地育成事業費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業実施状況確認調書について

条件整備事業の事業実施状況確認調書において、記載事項の誤りがあった。

ある事業主体における条件整備事業の事業実施状況確認調書「7 入札状況」の表において、1 回目入札で A 社の価格が 1,350,000 円と記載されており、予定価格 1,920,000 円を下回っていたが、2 回目の入札が行われていた。

担当者に確認した結果、1 回目の入札価格を 2,350,000 円と記載すべきところ、誤って記載したとのことだった。

事業実施状況報告調書の作成にあたっては、記載事項の誤りがないよう、細心の注意を払うべきである。

- II. 各論 (結果及び意見)
 [5] 園芸振興課
 8. 「花あふれるふくおか」総合推進事業費

8. 「花あふれるふくおか」総合推進事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

県民の花に囲まれた心豊かで文化的な生活の普及を図るとともに、県産花きの生産・消費拡大に資することで花き産業の振興を図る。

- ①大消費地において花き実需者等を招いた商談会等を実施し、県産花きの新たな販路拡大を図る。
- ②小学生を対象としたフラワーアレンジ教室や花壇作りなどの花育活動を実施、花のある生活の推進を図る。
- ③市場等実態把握調査及び栽培方法、出荷形態の改良のための実証試験等の取組により、新たな需要の創出を図る。

【事業内容】

事業名	内容
県産花き販路拡大事業	花きの新たな販路拡大を図るため、国内での商談会等を実施
花のある生活推進事業	花のある生活を普及するため、各種消費拡大啓発事業を実施 ・小学生のためのフラワーアレンジメント教室等 花に関する調査研究や情報提供等の活動に対する負担金 新たな需要の創出に向けた産地の取組を推進し、キク、バラ、トルコギキョウをはじめとする県内花き産地の維持、強化を図る。 ・産地検討会の開催 ・流通等、実態把握調査の実施 ・栽培方法、出荷形態等実証試験の実施
新たな花き需要創出対策事業	

- II. 各論（結果及び意見）
〔5〕園芸振興課
8. 「花あふれるふくおか」総合推進事業費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①助成金額の配分について

新たな花き需要創出対策事業において、始めに県が事業者に対して要望調査を行っている。今年度は予算総額300千円に対し、要望額合計は575千円であった。この場合、各事業主体に対し予算を配分することとなるが、配分に当たっては、事業者と協議し、内容を審査したうえで決定しているということである。

今回、担当者は要望調査表に手書きでいくつかの案をメモしており、その上で決定しているが、メモ書きだけでは、後日第三者が配分方法を検証するような場合に、合理的な判断がなされたか否かを判定できない。

よって、事業主体との事前調整や県の配分方法の検討の過程を記録し、適切な手順を踏んだ組織的な意思決定によるものであることを明らかにし、第三者が検証できる文書として整理しておく必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 9. 園芸施設ハイブリッド暖房システムモデル事業費

9. 園芸施設ハイブリッド暖房システムモデル事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

福岡県農業の主力である施設園芸において、地域内未利用資源である木質チップの低コスト供給と、これを燃料とする暖房システムを実証しコストを削減する。これにより、農家所得が向上し、重油高騰に左右されない経営の安定化と産地の維持・拡大を図る。また、林地残材を原料とした木質チップの供給コストを、県内で流通している製材端材を原料とした木質チップの価格並みに圧縮し、施設園芸での利用を推進することにより、林地残材の利用拡大を図る。なお、施設園芸と林業が一体となったこの取組は、森林整備による公益的機能の向上やCO2排出量低減による環境保全に寄与するとともに地域の活性化に繋がる。

【事業内容】

事業名	事業内容
ハイブリッド暖房システム実証	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッド暖房システムの実証 ・焼却灰利用方法の検討 ・ハイブリッド暖房システムの普及
林地残材低コスト収集運搬・輸送システム実証	<ul style="list-style-type: none"> ・製材用材と林地残材を一体的に収集する仕組みの検討 ・ストックポイントにおける丸太乾燥システムの検討
モデル事業推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業推進協議会の設置・運営

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 10. 6次産業化推進費

10. 6次産業化推進費

(1) 事業概要

【事業目的】

地域資源を活かした農林水産業の6次産業化を進めることで、地域産業の活性化を図り、雇用機会の創出や農林漁業者の所得向上につなげると共に、開発した農林水産加工品のPRによって、青果販売との相乗効果を図る。

【事業内容】

事業名	内容
新商品対策開発	<p>①農商工連携支援 農林漁業者団体と商工業者・流通業者が連携した共同体による、県産農林水産物を使用した新商品の開発計画を公募し、助成する。</p> <p>②農林漁業者支援 農林漁業者が主体的に、その生産物を活用した加工品を開発する際の、試作やパッケージデザイン開発等を支援する。</p>
ネットワーク活動支援	<p>①支援体制整備事業 農林漁業者等の6次産業化を推進するためにサポートセンターを設置し、必要な助言、指導、総合化事業計画の策定支援を行う。</p> <p>②推進事業支援 県内の農林漁業者等と多様な業種の事業者が参画して行う推進会議の開催やこの推進会議の検討を踏まえたプロジェクト検討会等の開催、これらのプロジェクトを主導する人材養成のための研修会への派遣を行う。</p> <p>③整備事業支援 6次産業化総合化計画又は農商工連携事業計画の認定に基づき設置する、農林水産物等の加工、流通、販売施設、農林水産物等の生産施設等及び食品等の加工、販売施設の整備を行う。</p>
商品認証対策	<p>①商品認証事業 農商工連携や農林漁業者による6次化商品のうち、独自性・獨創性、食味や風合い等に優れた商品を選定・認証し、県内はもとより全国に発信する。</p>

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 1 1. 雇用型園芸農業推進費

1 1. 雇用型園芸農業推進費

(1) 事業概要

【事業目的】

個別農家の指導状況、雇用労力の確保体制等について県域・地域で情報共有を行い、県全体での雇用型経営拡大を推進。

農家の面積拡大に向け、雇用実態に応じた支援による常時雇用の導入。

最終的には、雇用型経営で農家所得の向上を図り、産地規模を維持・拡大。

【事業内容】

事業名	内容
推進体制対策	雇用型経営推進体制の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県域及び地域推進会議の設置 ・ 雇用型経営体育成支援研修会の開催
個別農家育成対策	雇用型経営農家育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ セミナー、フォーラーアップ相談会の開催 ・ 中小企業診断士等のアドバイザー派遣 ・ 農家の経営分析
地域雇用システム導入対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用労働力の斡旋 ・ 荷造・集出荷作業の外注化

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 1.2. 園芸農業生産総合対策事業費

1.2. 園芸農業生産総合対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進のため、土地利用型作物の高品質化・高付加価値化、低コスト化及び農産物の販売拡大等の取組に対し、助成する。

【事業内容】

①対象となる事業等

強い農業づくり交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、県域農業団体、畜産関係団体及び特認団体（知事が地方農政局長と協議して適当と認められるもの。）に交付金を交付する。

②補助金の算定方法等（要約）

区分	強い農業づくり交付金 1 農業・食品産業強化対策整備交付金 (1) 産地競争力の強化
メニュー	2 園芸農業生産総合対策事業費 (1) 総合的推進 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 イ 耕種作物共同利用施設整備 (ア) 共同育苗施設 (イ) 農産物処理加工施設 (ウ) 集出荷貯蔵施設 (エ) 産地管理施設 (オ) 用土等供給施設 (カ) 農産物被害防止施設 (キ) 生産技術高度化施設 (ク) 種子種苗生産関連施設 (ケ) 有機物処理・利用施設 (2) 経営資源有効活用の推進 果樹、茶、施設園芸、離農跡地・後継者不在施設の有効活用 ア 優良品種系統等への改植・高接 イ 鉄骨ハウスの補改修
事業実施主体	(1) 市町村 (2) 農業協同組合連合会 (3) 農業協同組合 (4) 公社 (5) 土地改良区 (6) 農事組合法人 (7) 農事組合法人以外の農業生産法人 (8) 特定農業団体 (9) その他農業者の組織する団体 (10) 特認団体
要件	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。

II. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 1.2. 園芸農業生産総合対策事業費

	<p>(2) 実施要綱第3の4成果目標の基準を満たしていること。 (3) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 整備事業を実施する場合には、当該施設等の整備によるすべての効果によってすべての費用を償うことが見込まれること。 (5) 共同利用施設を設置する場合には、原則として、総事業費が5千万円以上であること。 (6) 生産局長が別に定める女性の参画促進に資する共同利用施設の整備にあつては、上記(3)及び(5)の要件を適用しない。</p>
<p>交付率</p>	<p>1/2以内 ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる補助率とする。 (1) 次に掲げる場合 4/10以内 ア 稲（種子用を除く。）を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合 イ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合 (2) 次に掲げる場合 1/3以内 ア 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合 イ 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合 ウ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合 エ 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合</p>

<p>区分</p>	<p>強い農業づくり交付金 1 農業・食品産業強化対策整備交付金 (2) 食品流通の合理化</p>
<p>メニュー</p>	<p>4 卸売市場整備事業費（卸売市場再編促進施設整備、卸売市場活性化等事業） ア 整備事業 (7) 売場施設 (a) 大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備 (b) 上記以外の改良、造成若しくは取得又は改良 (イ) 貯蔵・保管施設 (高度化・強化を図るもの) (7) 駐車施設 (エ) 構内舗装 (4) 搬送施設 (高度化・強化を図るもの) (カ) 衛生施設 (高度化・強化を図るもの) (キ) 食肉関連施設 (a) 高度化を図るもの b a 以外のもの (7) 情報処理施設 (7) 市</p>

II. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 1 2. 園芸農業生産総合対策事業費

	<p>場管理センター (ウ) 防災施設 (ハ) 加工処理高度化施設 (イ) 総合食品センター 一機能付加施設 (ス) 附帯施設 (セ) (フ)～(ク)までの施設内容に準ずる施設 (ク) 共同集出荷施設</p>
事業実施 主体	<p>(1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体 (2) 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者 (3) 中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者 (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者 (5) 事業協同組合又は協同組合連合会 (6) (5)に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (7) 地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者となっている法人であって、市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者 (8) 特認団体</p>
要件	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 実施要綱第3の4成果目標の基準を満たしていること。 (2) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。 (3) 整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が事業実施主体の欄の(3)の場合を除き、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p>
交付率	<p>4/10 以内 ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率以内とする。</p>

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①目標の達成状況について

当事業の成果指標として「農業産出額における、野菜・果樹・花き・茶・いぐさの占める割合」が挙げられているが、平成22年度においてすでに平成26年度の最終目標を達成している。

II. 各論（結果及び意見）
 [5] 園芸振興課
 1.2. 園芸農業生産総合対策事業費

【成果指標の達成状況】（単位：％）

成果指標	基準 (H20)	H21	H22	H23	H24	H25	目標 (H26)
農業産出額における、 野菜・果樹・花き・茶・ いぐさの占める割合	目標	53.4	53.5	53.5	53.6	53.7	53.8
	実績	—	52.9	56.4	55.2	57.1	57.5

「農業産出額における、野菜・果樹・花き・茶・いぐさの占める割合」の目標は、基準年度である平成20年度の52.4%をベースとして、平成21年度53.4%、平成22年度53.5%、平成23年度53.5%、平成24年度53.6%、平成25年度53.7%、平成26年度53.8%としていいる。これに対して実績は、平成21年度52.9%、平成22年度56.4%、平成23年度55.2%、平成24年度57.1%、平成25年度57.5%となっており、平成22年度以降は毎期平成26年度の最終目標を達成している。

最終目標年度の5年も前に達成してしまう目標設定のあり方自体が疑問に思われるが、担当課に質問したところ、基準年度を参考に平成21年度の目標値を設定し、その後は段階的に0.1%ずつ上昇させる目標としたのではないかとのことであった。

県では、例えば「福岡県総合計画」において「施策の目標については、その達成度を確認し、PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクルにより、施策の実効性を高める好循環の構築を図ります」とあるように、PDCA サイクルの活用を進めている。5年間も達成済みの目標を見直さなかったことについては、PDCA サイクルを活用しているとはいえず問題である。当初の目標設定を見直すのか、若しくは目標を達成したもものとして事業を終了するのか、適時な対応を行うべきである。

②事業実施における契約監理について

県が、福岡市から入札結果等の報告を受けた資料を見ると、下記の事例が散見された。

パターン1)

事前公表された最低制限価格と同じ入札額の業者が複数存在（4事例）

福岡市は、適正な積算を促す等の観点から、予定価格及び最低制限価格を事前公表している。複数業者が最低制限価格と同額で入札したため、最低額で入札した業者が複数存在した。

なお、事業費が1億円以下での一般競争入札において、最低額で入札した業者が複数

II. 各論（結果及び意見）
〔5〕園芸振興課
1.2. 園芸農業生産総合対策事業費

存在した場合は、地方自治法施行令167条の9に基づき、くじ引きで落札者を決定している。

パターン2)

最も低い金額を入札した業者以外と契約（2事例）

福岡市は、1億円以上の工事入札に対し、総合評価方式を採用しており、価格のみならず技術提案や企業評価も踏まえた評価値で最高点を取得した業者に決定している。

福岡市では、入札における落札者の決定方法について、「入札執行に係る運用基準」などの契約関係規程に基づくほか、予定価格1億円以上の工事では、「福岡市総合評価方式実施ガイドライン」に基づく総合評価方式を導入している。

この入札結果等の報告文書を確認した際、落札業者の選考過程の詳細が不明であったため担当課へ確認したところ、県は、入札結果報告・着工届の提出を受け、福岡市の入札結果の公表を確認しており、入札手続きの確認は適切に行われていたとのことであった。

この点について、県の担当課へ具体的な確認方法をヒアリングしたところ、以下のように確認したとのことであった。

パターン1) 事前公表された最低制限価格と同じ入札額については、福岡市から、入札結果報告・着工届が提出された直後に県担当者は福岡市に確認を行っている。

パターン2) 最も低い金額を入札した業者以外と契約した契約については、同様に県担当者は、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」第1の6により市が公表した入札結果をホームページにより確認している。

上記説明に不明な点はないものの、県は、市から提出を受けた入札結果報告・着工届に、担当者が確認した入札の詳細な状況についての内容を記述しておくことが必要であった。

③目標と実績との関連性について

当事業に関して、園芸振興課では、平成25年度に福岡市（中央卸売市場施設）に対し2,718,581千円を交付。平成26年度に、みやま市（集出荷貯蔵施設）に対し3,534千円、福岡市（中央卸売市場施設2件）に対し367,348千円を交付している。当事業の成果指標は、「農業産出額における、野菜・果樹・花き・茶・いぐさの占める割合」とされているが、目標との関連性に疑問が持たれる。

成果指標としては、当事業を利用した市場の取扱量の増加数等とすべきではないかと思われる。また、事業の評価に当たっては、投入した事業費と、事業の結果であるアウトカ

Ⅱ. 各論 (結果及び意見)
[5] 園芸振興課
1 2. 園芸農業生産総合対策事業費

ムを対比し、1件(回)当たり事業費を経年比較したり、民間事業者や他自治体の指標と比較したりすることによって成果を評価すべきである。

この点について、担当課より以下の説明を受けた。

当事業の目的は園芸産地の育成であり、年度ごとに実施する個別事業の目標を事業説明資料に記載するものではない。このため、成果指標としては、「農業産出額における野菜・果樹・花き・茶・いぐさの占める割合」としている。

当該成果指標は予算上の全体の大きな指標であり、個別に実施する事業計画には、それぞれ目標を定めており、その妥当性について国と協議を行っている。

また、個別事業の事業費が5千万円以上のものについては農林水産省の通知に基づいて費用対効果分析を事業主体が実施することとなり、本事業でも事業主体である福岡市が実施している。

個別には適切に目標設定し、費用対効果分析も実施しているとのことであるが、県全体の当事業に関しては、平成22年度にはすでに平成26年度の最終目標を達成しており、事業を見直すことなく当案件への投資が必要であったのかどうか疑問に思われる。とりわけ当案件は総事業費が高額であるため、当該成果について、経済性の観点からも検討すべきであった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 1. 農業生産総合対策事業費（経営体育成支援事業費）

[6] 水田農業振興課

1. 農業生産総合対策事業費（経営体育成支援事業費）

(1) 事業概要

【事業目的】

経営感覚に優れ、効率的かつ安定的な経営体が、地域農業の相当部分を占める農業構造を確立するために必要な農業生産、流通加工等の条件整備を総合的に実施し、担い手となる経営体を確保・育成する。

【事業内容】

農産物の生産、加工、流通、販売等に必要な機械、施設等の導入を支援するため、以下の事業に係る経費に対して助成を行う。

事業名	内容
融資主体補助型 経営体育成支援 事業費	<p>a. 融資主体型補助事業 支援計画に基づき、適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、主として融資機関から行われる融資（以下「プロジェクト融資」という。）を活用し、事業を行う場合において、当該整備事業に係る経費からプロジェクト融資の額を除いた自己負担部分について助成を行う。【交付率：3/10 以内】</p> <p>b. 追加的信用供与補助事業 支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、a の事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行う。【交付率：定額】</p>
被災農業者向け 経営体育成支援 事業費	<p>a. 融資等活用型補助事業 経営局長が定める重大な気象災害が発生し、担い手の農業経営の安定化に支障をきたす事態が発生した際に農産物の生産に必要な施設等について、被災支援計画に基づき、プロジェクト融資等を活用して、再建等する場合において、当該再建等に係るプロジェクト融資等の額を除いた自己負担部分について助成を行う。【交付率：3/10 以内】</p>

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 1. 農業生産総合対策事業費（経営体育成支援事業費）

	<p>b.追加的信用供与補助事業 被災支援計画に基づき、プロジェクト融資が円滑に行われるよう機関保証の活用を図るため、aの事業が実施されている場合に、プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却について助成を行う。【交付率：定額】</p>
<p>条件不利地域補助型経営体育成支援事業費</p>	<p>経営規模の小規模・零細な地域等における意欲ある経営体が経営の規模拡大、複合化を図るため必要となる共同利用機械等の導入について助成を行う。【交付率：1/2以内】</p>

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①成果指標の目標値の設定と事業の実施について

予算説明資料においては、成果指標として①「新規就農者数達成状況」と②「法人化した集落営農組織」が挙げられている。これは、「福岡県農業・農村振興基本計画（平成24年3月）」において目標を定めており、本事業の指標もそれに拠るものである。

成果指標①「新規就農者数達成状況」に関する実績を見ると、200人の最終目標（平成28年度）に対し、平成23年度124人、平成24年度204人、平成25年度208人、平成26年度217人と近年は実績が目標を上回っている。

【成果指標の達成状況】（単位：経営体）

成果指標	基準 (H22)	H23	H24	H25	目標 (H26)
	新規就農者数達成状況	目標 実績	150 124	160 204	170 208

成果指標②「法人化した集落営農組織」に関する実績については、平成23年度108法人、平成24年度131法人、平成25年度142法人、平成26年度180法人であり、最終目標の200法人（平成28年度）を目指している。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 1. 農業生産総合対策事業費（経営体育成支援事業費）

【成果指標の達成状況】（単位：経営体）

成果指標	基準 (H22)	H23	H24	H25	目標 (H26)
法人化した集落営農組織	—	110	135	170	188
	95	108	131	142	180

上記の2つの成果指標のうち、成果指標①「新規就農者数達成状況」については、すでに最終年度の目標を達成しており、成果指標として設定する必要があるのか否か検討する必要がある。また、成果指標②「法人化した集落営農組織」については、どこまで法人化を進めるのか、また法人化することの意義を踏まえた上で、新たな目標値を設定する必要があるのか否か、検討する必要がある。

加えて、平成26年度実績は、融資主体補助型経営体育成支援事業を、3市村、4事業者、計4,288千円、条件不利地域補助型経営体育成支援事業を、1町、1事業者、2,462千円、附帯事務費78千円、さらに、被災農業者向け経営体育成支援事業を、2市町、4事業者、計2,390千円、3事業合計で9,218千円を実施している。本事業については、事業目的に比較して実績件数及び金額が少ないため、成果指標の検討と併せて、適正な予算規模についても検討する必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 2. 農業生産総合対策事業費（水田農業生産総合対策事業費）

2. 農業生産総合対策事業費（水田農業生産総合対策事業費）

(1) 事業概要

【事業目的】

「食料・農業・農村基本計画」に基づき、消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進のため、土地利用型作物の高品質化・高付加価値化、低コスト化及び農産物の販売拡大等の取組に対し、助成する。

【事業内容】

①対象となる事業等

強い農業づくり交付金実施要綱に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村、県域農業団体、畜産関係団体及び特認団体（知事が地方農政局長と協議して適当と認められるもの。）に交付金を交付する。

②補助金の算定方法等（要約）

区分	強い農業づくり交付金 1 農業・食品産業強化対策整備交付金 (1) 産地競争力の強化
メニュー	1 水田農業生産総合対策事業費 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (イ) ほ場整備 (ロ) 暗きょ施工 (リ) 土壌土層改良 イ 耕種作物共同利用施設整備 (イ) 共同育苗施設 (ロ) 乾燥調製施設 (リ) 乾燥調製貯蔵施設 (レ) 種子種苗生産関連施設 (リ) 集出荷貯蔵施設 (ロ) 産地管理施設
事業実施主体	(1) 市町村 (2) 農業協同組合連合会 (3) 農業協同組合 (4) 公社 (5) 土地改良区 (6) 農事組合法人 (7) 農事組合法人以外の農業生産法人 (8) 特定農業団体 (9) その他農業者の組織する団体 (10) 特認団体
要件	次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。 (2) 実施要綱第3の4成果目標の基準を満たしていること。 (3) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 整備事業を実施する場合にあっては、当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 (5) 共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 2. 農業生産総合対策事業費（水田農業生産総合対策事業費）

	(6) 生産局長が別に定める女性の参画促進に資する共同利用施設の整備にあつては、上記(3)及び(5)の要件を適用しない。
交付率	<p>1/2 以内</p> <p>ただし、次に掲げる場合については、それぞれ次に掲げる補助率とする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合 4/10 以内</p> <p>ア 稲（種子用を除く。）を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合</p> <p>イ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合</p> <p>(2) 次に掲げる場合 1/3 以内</p> <p>ア 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合</p> <p>イ 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合</p> <p>ウ 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合</p> <p>エ 野菜を対象とする種子種育苗生産関連施設のうち、種子種育苗大量生産施設を整備する場合</p>

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

① 事業実施先における契約監理及び成果指標について

久留米市（実施事業者：久留米市農業協同組合）における「強い農業づくり交付金 事業実施状況確認調書」によると、「7.入札状況」において、穀類乾燥調製貯蔵施設（建設工事管理）は、A 社が 1 回目の工事管理料率 3.3%、2 回目は 3.0%で落札している。また、同（製造請負管理）も、A 社が 1 回目の工事管理料率 4.6%、2 回目は 4.0%で落札している。さらに、同（建設工事・製造請負工事）は、B 社が 1 回目 61,000 千円、2 回目 59,000 千円で落札している。当資料を見る限りは、いずれも一者の入札である。穀類乾燥調製貯蔵施設（建設工事・製造請負工事）については、2 回入札しているが、落札価格 59,000 千円は予定価格 59,500 千円の 99.16%となつている。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 2. 農業生産総合対策事業費（水田農業生産総合対策事業費）

同様に宗像市（実施事業者：宗像農業協同組合）における「強い農業づくり交付金事業実施状況確認調査」によると、「7.入札状況」において、代行施行業者は、A社が1回目工事管理料率4.3%、2回目は4.0%で落札している。また、製造請負業者は、C社が36,800千円で落札している。当資料を見る限りでは、いずれも一者の入札である。製造請負業者については、落札価格36,800千円は予定価格37,000千円の99.46%となっている。

一者入札の場合、予定価格を下回るままでは入札が続くとしても、予定価格を大きく下回る入札は期待できない。なお、同種事業を実施した柳川市では三者による競争入札となっている。

競争入札は複数の業者が参加することによりその効果が得られる。入札は一定期間の公告の後行われ、参加業者が一者であったとのことだが、より参加者が増加するような公告方法や、業者への呼びかけ等を指導する必要があるのではないだろうか。

また、出先事務所が市町村の入札状況を調査しているとのことであったが、実際にどのような入札状況かは検査調査でしか把握できない。検査調査に入札経過等の状況をより詳細に記載するか、検査マニュアルを策定する等の対策を講じる必要がある。

また、予算説明資料において、成果指標として「1等米比率」、「元気つくし」の作付面積、「ラー麦」の作付割合」が挙げられているが、いずれも実績が目標を達成できていない。なお、福岡県農業・農村振興基本計画の目標値を平成28年度までに段階的に達成する目標設定となっている。

【成果指標の達成状況】

成果指標	基準 (H22)	H24	H25	H26
一 等 米 比 率	目標	45%	50%	55%
	実績	36%	31%	40%
「元気つくし」の作付 面積	目標	5,000ha	6,000ha	7,000ha
	実績	1,090ha	4,260ha	5,060ha
「ラー麦」の作付割合	目標	6%	8%	12%
	実績	4%	7%	8.2%

「1等米比率」は、基準年度である平成22年度の実績21%をベースとして、平成24年度45%、平成25年度50%、平成26年度55%としている。これに対して実績は、平成24

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
〔6〕水田農業振興課
2. 農業生産総合対策事業費（水田農業生産総合対策事業費）

年度36%、平成25年度31%、平成26年度40%となっており、目標達成には至っていないものの、いずれも基準年より高い。

『元気づくし』の作付面積は、基準年度である平成22年度の実績1,090haをベースとして、平成24年度5,000ha、平成25年度6,000ha、平成26年度7,000haとしている。これに対して実績は、平成24年度3,790ha、平成25年度4,260ha、平成26年度5,060haとなっており、目標には届いていないものの、着実に面積は拡大している。

『ラー麦』の作付割合は、基準年度である平成22年度の実績4%をベースとして、平成24年度6%、平成25年度8%、平成26年度12%としている。これに対して実績は、平成24年度6%、平成25年度7%、平成26年度8.2%となっており、目標には届いていないものの、作付割合は増加している。

しかしながら、いずれの成果指標も7割程度の達成率であり、平成28年度までに福岡県農業・農村振興基本計画の目標値を達成できるのかどうか疑問が持たれる。

複数年間に亘って実施する事業については、年度ごとに事業の評価を実施し、目標達成率が低い事業については、実施方針の見直しを行い、また、当初の目標設定に問題があれば目標設定を見直すことも検討すべきである。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 3. 「ラー麦」ブランド化推進費

3. 「ラー麦」ブランド化推進費

(1) 事業概要

【事業目的】

消費者及びラーメン店舗両者への認知度向上対策を実施し、また、観光資源でもありメディアへの露出頻度も高い「屋台」での「ラー麦」使用を促進し、PRすることで、認知度の向上を図る。

ラーメン店、消費者に対する認知度向上対策、利用促進対策を重点的に実施、ブランドを確立することにより農家経営の安定を図る。

【事業内容】

事業の種類	事業の内容	実施状況
「屋台」導入推進	期間限定で屋台に「ラー麦」サンプル麺やPR資材等を提供し、キャンペーンを開催することで「ラー麦」をPRし、認知度向上を図るとともに屋台における「ラー麦」の導入を推進する。	○屋台における「ラー麦」キャンペーン ・実施期間：平成26年11月28日～平成26年12月6日 ・実施場所等：福岡市内の屋台66店舗 ・事業受託者：A社
ラーメン店向け認知度向上対策	「ラー麦」未使用ラーメン店に対して「ラー麦」の紹介とサンプル麺を提供し、認知度向上を図るとともに使用店舗数の拡大を促進する。	○未使用ラーメン店へのサンプル麺提供 ・提供店舗数：25店舗
消費者認知度向上対策	集客力が高いイベントにおいて「ラー麦」をPRすることにより、一般消費者の認知度向上を図る。	○イベント出展による「ラー麦」ラーメンの販売及びPR ・実施期間：平成26年10月28日～平成26年10月30日 ・出展イベント：[九州] 外食ビジネスウィーク 2014・九州ラーメン産業展 2014（マリメッセ福岡） ・事業受託者：A社

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 3. 「ラー麦」ブランド化推進費

(3) 意見

①目標の達成状況について

予算説明資料において、成果指標として「認知度」、「使用店舗数」、「ラー麦』栽培面積」が挙げられているが、いずれも目標を達成できていない。

【成果指標の達成状況】

成果指標	基準 (H23)	H24	H25	目標 H26
認知度 (%)	目標	20	60	80
	実績	8	46	45
使用店舗数 (店舗)	目標	200	300	400
	実績	97	185	197
「ラー麦」栽培面積 (ha)	目標	1,500	2,000	2,000
	実績	742	880	1,070

「認知度」は、基準年度である平成23年度の実績8%をベースとして、平成24年度20%、平成25年度60%、平成26年度80%としている。これに対して実績は、平成24年度33%、平成25年度46%、平成26年度45%となっており、達成率は56.3%である。

「使用店舗数」は、基準年度である平成23年度の実績97店舗をベースとして、平成24年度200店舗、平成25年度300店舗、平成26年度400店舗としている。これに対して実績は、平成24年度151店舗、平成25年度185店舗、平成26年度197店舗となっており、達成率は49.3%である。

「ラー麦』栽培面積」は、基準年度である平成23年度の実績742haをベースとして、平成24年度1,500ha、平成25年度2,000ha、平成26年度2,000haとしている。これに対して実績は、平成24年度880ha、平成25年度800ha、平成26年度1,070haとなっており、達成率は53.5%である。

このように三つすべての成果指標が5割程度の達成率である。複数年間に亘って実施する事業については、年度ごとに事業の評価を実施し、目標達成率が低い事業については、実施方法の見直しを行い、また、当初の目標設定に問題があれば目標設定を見直すことも検討すべきである。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 4. 農地中間管理機構事業費

4. 農地中間管理機構事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

担い手への農地集積と集約化により農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間受け皿として県に農地中間管理機構を整備し、活用を図る。

【事業内容】

区分	補助対象経費	補助率	補助事業者
農地中間管理事業	1 借受農地等管理事業 農地集積・集約化対策事業実施要綱第3の1の(1)に基づいて行う事業（借受農地管理等事業：機構が借り受けた農用地等の賃料及び保全管理に要する経費について補助金を交付する。） 2 農地中間管理事業等推進事業 ア 農地中間管理機構運営事業 農地集積・集約化対策事業実施要綱第3の1の(3)イに基づいて行う事業（農地中間管理機構運営事業：機構の運営及び業務委託等に必要経費について補助金を交付する。）	定額	農地中間管理機構
機構集積協力金交付事業	1 地域集積協力金交付事業 農地集積・集約化対策事業実施要綱第3の2の(1)に基づいて行う事業（地域集積協力金交付事業：地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、協力を交付する。） 2 経営転換協力金交付事業 農地集積・集約化対策事業実施要綱第3の2の(2)に基づいて行う事業（経営転換協力金交付事業：機構に農地を貸し付けることにより（又は集落営農組織との間で特定農作業受委託契約を締結することにより）、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人並びに東日本大震災における被災農地貸付者に対し、協力を交付する。） 3 耕作者集積協力金交付事業 農地集積・集約化対策事業実施要綱第3の2の(3)	定額	市町村

II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 4. 農地中間管理機構事業費

	<p>に基づいて行う事業（耕作集積協力金交付事業：機構が借り受け若しくは所有している農地若しくは機構法第17条第2項の規定に基づき公表された借受希望者応募情報に記載された借受希望者が耕作する農地の隣接農地を機構に貸し付けた当該隣接農地の所有者又は当該隣接農地を機構に貸し付けた時点において当該隣接農地を耕作していた農業者又は2筆以上の隣接する農地を機構に貸し付けた当該農地の所有者若しくは当該農地を機構に貸し付けた時点において当該農地を耕作していた農業者に対し、協力金を交付する。）</p> <p>4 機構集積協力金推進事業 農地集積・集約化対策事業実施要綱第3の2の(4)に基づいて行う事業（機構集積協力金推進事業：都道府県及び市町村が実施する(1)から(3)までの協力金の交付に要する経費を補助する。）</p>		
<p>農地売買 支援事業</p>	<p>農地売買支援事業実施要綱第4の1に基づいて行う事業 (1) 契約書及び許可申請書作成費 (2) 契約書及び許可申請書等関係係資料作成費 (3) 登記申請書 (4) 登記関係証明書 (5) 諸税 (6) 金銭消費貸借契約費 (7) 対価賃借料徴収支払関係費 (8) 財産管理費 (9) 測量費 (10) 通信費 (11) 旅費 (12) 資金回収事務費 (13) 信託・出資検討会費 (14) 農地管理業務費 (15) 委託契約印税費 (16) 連携強化活動費（農地中間管理機構等が行う農地中間管理機構事業の実施に係る団体等との連携活動）</p>	<p>当該事業費の10/10以内</p>	<p>農地中間管理機構</p>

- II. 各論（結果及び意見）
〔6〕水田農業振興課
4. 農地中間管理機構事業費

（2）監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

（3）意見

①予算の執行について

当事業は、三つの事業に区分されるが、そのうち二つの事業で予算額と執行額に差が生じている。

農地中間管理機構事業は、予算額 269,031 千円に対して、決算額 42,594 千円と執行率は 15.8%に留まっている。また、機構集積協力金交付事業は、予算額 391,690 千円に対して、決算額 18,180 千円と執行率は 4.6%に留まっている。

なお、事業開始初年度で、国の事業骨格ができていない状況での予算編成作業となったことや事業者（農地中間管理機構、農業者、市町村等）の準備・調整等に時間を要したことが当該執行率となった要因であるが、平成 27 年度以降は、26 年度の実績をもとに、成果目標を達成するための適正な予算策定を行う必要がある。

また、「農地集積・集約化対策事業費補助金実施要綱」の「第 1 趣旨」を見ると、「農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があります。このため、本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構の設立と当該機構による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現します。」とある。担い手への農地集積・集約化については、「担い手への利用集積率」を集計しているが、生産コストの削減効果については明確ではない。

なお、農地の集積・集約化における生産コストの削減効果は、早急に現れるものではないが、今後、事業が安定した段階で、生産コストの削減効果を評価する必要がある。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 5. 農地中間管理事業支援基金積立金

5. 農地中間管理事業支援基金積立金

(1) 事業概要

【事業目的】

担い手への農地集積・集約化を加速するため、県において農地の中間受け皿となる「農地中間管理機構」が整備される。

本基金は、機構が行う担い手への農地集積・集約化を支援する事業に対して支援するものである。

【事業内容】

福岡県農地中間管理事業支援基金の積立・取崩状況は以下のとおりである。

当基金は、国からの交付金及び運用益が原資となっている。

(単位：千円)

事項名	事業内容	期首残高	積立額	取崩額	期末残高
農地中間管理機構事業費（農地中間管理機構事業）	農地中間管理機構の整備費、その活動費、事業費	408,379	302,664	25,675	685,367
農地中間管理機構事業費（機構集積協力金交付事業）	農地の出し手に対する協力金の交付金	459,612	843,249	18,180	1,284,681
農業委員会等指導費（機構集積支援事業）（農地台帳システム整備事業）	農地台帳の電子化を支援する経費	144,033	302	127,556	16,779
合計		1,012,024	1,146,216	171,412	1,986,828

上表のように、約20億円の残高があり、当年度の積立額が10億円以上あるのに、取崩額が1割程度に留まっており、基金の大半は使用されることなく翌年度へ繰り越されている。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
〔6〕水田農業振興課
5. 農地中間管理事業支援基金積立金

(3) 意見

①福岡県農地中間管理事業支援基金の活用について

当基金は平成25年度より積立が始まっているが、取崩額が少ない。

平成25年度の積立額は1,012,024千円であり、平成26年度の積立額（国庫及び運用益による）は1,146,216千円、取崩額171,412千円、平成26年度の残高は1,986,828千円となっている。2年連続で10億円を超える国からの補助金で基金を造成しているが、取崩額は171,412千円となっている。

なお、平成26年度については、事業開始初年度のため、事業を推進する上でのノウハウが確立しておらず、事業者（農地中間管理機構、農業者、市町村等）の準備・調整等に時間を要したため、取崩額が少額となったようであるが、平成27年度以降の活用状況の推移を見守る必要がある。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 6. 水田農業経営力強化事業費

6. 水田農業経営力強化事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

水田農業の持続的発展のためには、永続性のある担い手である専業農家や法人化された集落営農組織が中心となる生産構造の実現が必要である。

経営として成り立つ水田農業へ誘導し、農業の構造改革を加速的に進めるため、組織構成員の意識改革と組織の経営改善を行い、大規模農家や法人の経営規模を3割増加するなど経営基盤の強化を図る。

水田農業の競争力強化を一層図っていく必要があることから、農業経営基盤強化対策を平成27年度まで実施する。

【事業内容】

低コスト化の促進、複合化多角化の取組を行うとともに経営基盤を強化するために必要な経費を交付金として交付する。また、経営規模を拡大した農地に対し、加算金を交付する。

実施主体	採択基準	補助対象経費	補助率
個別経営体	1 個別経営体は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。 (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項の要件を満たす法人（以下「農業生産法人」という。）となることが確実な者 (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。） (3) 自作地及び借地を合わせた水田（期間借地は除く）面積（以下「水田面積」という。）が10ha以上	1 農業経営の基盤強化 補助対象経費は別表の附表2【※】によるものとする。 2 交付額（1経営体あたり） (1) 個別経営体50万円以内 (2) 組織経営体100万円以内	定額
組織経営体	2 組織経営体は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。 (1) 農業生産法人 (2) 認定農業者 (3) 水田面積概ね40ha以上かつ水稲面積20ha以上 (4) 法人の経営を担う農業者1人あたりに換算した水稲面積が5ha以上		

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 6. 水田農業経営力強化事業費

【※】別表の附表2

水田農業経営力強化事業（経営基盤強化交付金）関係

○法人運営

- ・経営理念、会社組織体制、資金力の向上、など構成員の合意形成や方針決定に必要な旅費、需用費、使用料および賃借料、講師への報償費
- ・認定農業者が法人登記に必要な経費（登記費用、定款等書類作成費用）
- 人材の育成・確保、経営管理能力の向上
- ・経営、労務管理の向上のための税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等への報酬、旅費等
- ・新規就業者の雇用・労災保険料等
- ・常時雇用者又は就農している後継者の先進経営研修等費用
- ・雇用者の作業環境条件を改善するために必要な経費（作業場等のリース料）
- 経営規模の拡大・コスト低減
- ・圃場の広区画化、排水対策の実施のため機械の賃借料等
- ・機械の集約化計画に基づいた構成員からの機械の賃借料等
- ・農業機械の耐用年数延長の修理、改修費用（税務上資本的支出に該当するもの）
- ・肥料農薬の一括購入など経費削減に必要な経費
- 経営の複合化
- ・新技術、新規作物導入にかかる種苗、肥料、諸材料費、賃借料等初期的経費
- ・パッケージや洗浄など調製作業に必要な経費（施設機械のリース料）
- 経営の多角化
- ・直売、契約栽培等の実施に向けた事前調査、商談等に必要な旅費、謝金等
- ・消費者を招いた農業体験や交流会等を行うための食糧費、賃借料、材料費等
- ・加工品開発に係る試作材料費、パッケージデザイン下作成費、PR 資材作成費や指導経費等
- ・異業種との連携による農産加工委託経費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 6. 水田農業経営力強化事業費

(3) 意見

①成果指標の目標値の設定と事業の実施について

水田農業経営力強化事業費の成果指標である「法人化した集落営農組織数」は、農業生産総合対策事業費でも使用されている指標であるが、同じ目標値になっていない。水田農業経営力強化事業費では平成26年度の目標値が160件であるのに対して、農業生産総合対策事業費では188件となっている。

【成果指標の達成状況】（単位：経営体）

成果指標	基準 (H22)	H23	H24	H25	H26
法人化した 集落営農組織数	目標 —	110	120	140	160
	実績 95	108	131	142	180

以下は、農業生産総合対策事業費における成果指標の達成状況である。

【成果指標の達成状況】（単位：経営体）

成果指標	基準 (H22)	H23	H24	H25	目標 (H26)
法人化した 集落営農組織数	目標 —	110	135	170	188
	実績 95	108	131	142	180

水田農業経営力強化事業費の「法人化した集落営農組織数」は、目標160件に対して実績180件と目標達成。これに対して、農業生産総合対策事業費では、「法人化した集落営農組織数」の目標188件に対して実績180件と達成率95.7%である。

このように同一の成果指標を採用しているながら、水田農業経営力強化事業費では目標達成、農業生産総合対策事業費では目標未達成と結果が異なっている。農業生産総合対策事業費は後発の事業であり、目標を設定した平成24年度時点では既に目標を上回る実績があったため、新たに目標を設定し直したものであるが、新規事業において成果指標を設定する際は既存の事業との関連性に留意し、PDCAサイクルを有効に機能させる必要があると思われる。

また、当事業は特定の事業者へ3ヶ年に亘り補助金を交付する事業である。当年度では新規対象者の受付はなく、2年目及び3年目の事業者への交付のみであり、平成27年度で

- II. 各論（結果及び意見）
 - [6] 水田農業振興課
- 6. 水田農業経営力強化事業費

終了となる。

これまで当事業で直接補助金を支給した事業者について、一定の効果を測定できてはいないが、公平性の観点から、県内で対象となり得る事業者に対して公平に補助の機会が与えられたのか留意し、施策を遂行すべきである。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 7. 力強い水田農業確立事業費

7. 力強い水田農業確立事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

水田農業の持続的発展のためには、永続性のある担い手である個別大規模農家や法人化された集落営農組織が中心となる生産構造の実現が必要。

農地中間管理機構を積極的に活用し、担い手への農地集積を加速化するため、現場に精通した集落リーダー等による活動や、集落段階での話し合いを通じて、貸付けに消極的な農家からの農地提供を促進する仕組みづくりが重要。併せて、農地の出し手に対する独自の支援策により、担い手に集積する農地を確保。

本県水田農業の国際競争力強化を図っていくため、大規模経営体が行う経営安定・発展の取組に対する支援が必要。

飼料用米等の非主食用米への交付金の拡充により飼料用米への転換を図る国の方針を踏まえ、本県でも飼料用米の生産拡大の取組に対応できるように、生産・流通体制の構築が必要。

【事業内容】

事業名	実施主体	採択基準	補助対象経費	補助率
農地集積活動推進費	地域水田農業推進協議会 地域農業再生協議会	重点推進地区を設置し、人・農地プランに基づき、中心経営体へ農地集積を図ること	1 地域ぐるみで農地集積を行うために必要な次の(1)から(3)に掲げる経費 ただし、1地区あたり85万円以内 (1) 農地集積に係る話し合いに必要な報償費、旅費、需用費、食糧費、使用料および賃借料委託料 (2) 貸付農地の土壌分析費 (3) 農地の出し手の余剰農業機械の処分費	定額

II. 各論 (結果及び意見)
 [6] 水田農業振興課
 7. 力強い水田農業確立事業費

農地集積 交付金	農地所有者	農地中間管理機構に対し、 期間3年以上の水田の貸付 けを行い、かつ受け手に新 たに貸し付けられること ただし、国の機構集積協 力金交付事業のうち、経営 転換協力金及び耕作者集積 協力金との重複受給は不可	1 農地集積交付金 交付単価 (10 アール あたり) は次のとおり (1) 期間3年以上6年未 満の貸付けの場合：1.5 万円 ただし、1戸あた り 15 万円を上限とす る。 (2) 期間 6 年以上の貸 付けの場合：3万円 た だし、1戸あたり 30 万 円を上限とする。 ※(1)、(2)を合わせた貸 付けの場合は、1戸あた り 15 万円を上限とす る。	定額
大規模経 営体に対 する経営支 援	個別経営体	1 個別経営体は、次に掲げ る要件をすべて満たすこと。 (1) 農業経営基盤強化促進 法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 12 条第 1 項の認定を受け た者 (以下「認定農業者」 という。) (2) 自作地及び借地を合わ せた水田 (期間借地は除く) 面積 (以下「水田面積」と いう。) が 10ha 以上	1 農業経営の基盤強化 に必要な、下記の(1)、 (2)に掲げる事業 補助対象経費は別表 の附表 3【※】によるも のとする。 ただし、1 経営体あた りの交付額は次のとお り ・ 個別経営体 75 万円以 内	1/2 以 内
	組織経営体	2 組織経営体は、次に掲げ る要件をすべて満たすこと。 (1) 農業生産法人 (2) 認定農業者 (3) 水田面積概ね 40ha 以上 (4) 法人の経営を担う農業 者 1 人あたりに換算した水 稲面積が 5ha 以上	・ 組織経営体 150 万円 以内 (1) 農地集積に対応す る体制整備 (2) 生産、販売体制の整 備	

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 7. 力強い水田農業確立事業費

【※】別表の附表3

力強い水田農業確立事業（大規模経営体に対する経営支援）関係

○農地集積に対応する体制整備

- ・規模拡大に対応するための機械の賃借料、改修費
- ・農地情報や栽培履歴を管理するシステム整備、導入費
- ・新規従業員の雇用、労災保険料等
- ・省力栽培技術の導入に係る新規資材等の諸材料費

○生産、販売体制の整備

- ・販路の拡大、確保に向けた事前調査、商談等に必要な報償費、旅費、需用費、委託料
 - ・有利販売に向けた特長のある米づくり（特別栽培米等）の取組に係る肥料代等初期的経費
 - ・需要のある作物の新規導入に係る経費（種苗代、肥料代、諸材料費等）
 - ・飼料用米の実証及び栽培先進事例の調査費
 - ・直接販売の実施に向けた取組経費
- （オリジナルパッケージ作成、インターネット販売のためのホームページ開設等）
- ・加工品の開発に係る試作材料費、加工委託費等

（2）監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

（3）意見

①予算の策定と事業の実施について

当事業は予算額が87,507千円であったのに対し、決算額は33,866千円と執行率が38.7%である。当初の予算策定が適切であったかどうか疑問に思われる。内訳を見ると、それぞれの項目において予算額と決算額に差がある。特に、農地集積交付金については、予算額は185haの貸付に関する補助金として38,250千円を計上していたが、実績は7.99ha、2,124千円であり、貸付面積ベースでは達成率4.3%であった。

事業の初年度であり、事業の枠組みが固まっていない中での事業開始であったことと当初は様子見していた農家が多かったことなどが要因のようであるが、平成27年度は1,800ha程度の申込があることから一定のニーズのある事業と思量される。今後の予算の積算に当たっては、年度別に適切に実施する必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 7. 力強い水田農業確立事業費

当事業は、成果指標として、「法人化した集落営農組織数」及び「担い手への水田の集積率」を採用しているが、目標に関してははいずれも達成し、予算では185haの農地貸付を計画していたところ、7.99haの貸付実績にもかかわらず成果指標の達成となっている。当事業における目標設定については今後の検討を要すると思われる。

【成果指標の達成状況】

成果指標	基準 (H22)	H23	H24	H25	H26
法人化した集落営農組織数（単位：経営体）	目標	110	120	140	160
	実績	95	131	142	180
担い手への水田の集積率（単位：％）	目標	－	45	46	50
	実績	43	45	49	52

また、当事業の事業内容は、①農地集積の促進、②経営安定化の支援、③飼料用米の推進である。

このうち、②経営安定化の支援については、大規模経営体に対する経営支援と水田農業経営アドバイザー派遣により実施されているが、大規模経営体に対する経営支援（低コスト化の促進、複合化・多角化等経営安定・発展のための取組に対し、必要な経費を交付金として交付する）の実績報告資料を見ると、8市町、34件の補助の実績があり、このうち30件は、トラクター・コンバイン等農業機械の補修費用を含んでいた。農業機械の補修費用については、農地集積に対応する体制整備のためのメニューではあるが、一部のメニューに実施が偏っていることについては、今後検討が必要と思われる。

さらに水田農業経営アドバイザー派遣事業の派遣実績については、予算上は、50件、延べ150回の派遣をベースに積算しているが、実績報告資料には年間派遣回数が報告されていない。なお、定期監査調査には「平成26年度経営安定化の支援実施状況」として、アドバイザー派遣件数25件と記載しており、達成率は50%である。

事業を実施するに当たっては、アドバイザー派遣のニーズを十分に調査した上で実施すべきである。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 8. 経営所得安定対策関連事業費

8. 経営所得安定対策関連事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

経営所得安定対策の推進とともに、農地の受け手となる地域の中心的な経営体への農地の集積を促す仕組みを構築することにより、本県農業の競争力・体質強化を図る。

【事業内容】

①経営所得安定対策直接支払推進事業

県段階及び地域段階における制度の実施に必要な経費の助成及び法人化した集落営農に対する交付金の交付

区分	実施主体	補助対象経費	補助率
県段階推進事業費	福岡県水田農業推進協議会	直接支払推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3の1【※】に基づいて行う事業に要する経費（実施要綱第6の別表に掲げるもの（謝金、旅費、事務等経費、委託費、助成費）に限る。） 【※】 実施要綱第3の1本対策の推進活動 (1) 都道府県段階における推進活動 ①本対策の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等） ②需要に応じた作物の生産方針等の策定 ③産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導 ④荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動 ⑤その他本対策の円滑な実施に必要な活動	定額
地域段階推進事業費	市町村 地域水田農業推進協議会 地域農業再生協議会	実施要綱第3の2【※】に基づいて行う事業に要する経費（実施要綱第6の別表に掲げるものに限る。） （監査人注：実施要綱第3の2を参照しているが、正確には実施要綱第3の1(2)である。） 【※】 実施要綱第3の1本対策の推進活動 (2) 地域段階における推進活動 ①本対策の普及推進活動（説明会の開催、普及広報資料の作成・配布等） ②需要に応じた作物の生産方針等の策定 ③申請書類等の配布、回収、整理取りまとめ、受付	

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 8. 経営所得安定対策関連事業費

	④対象作物の作付面積等の確認事務 ⑤農業者情報のシステム入力・集計事務 ⑥産地交付金の要件設定・確認事務 ⑦荒廃農地又は遊休農地の再生利用に必要な活動 ⑧農業者の水田情報等の収集・整理事務 ⑨営農継続支払を当年産の作付面積に基づき支払うための準備に必要な活動 ⑩その他本対策の円滑な実施に必要な活動
--	---

②人・農地問題解決加速化支援事業

地域農業のあり方や地域を中心となる経営体等を定めた人・農地プラン見直しの支援、
 集落営農の法人化及び複数個別経営体の法人化の支援等

区分	補助対象経費	補助率
人・農地プランの見直し支援等事業	人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という）第2の1【※】に基づいて行う事業に要する経費（実施要綱別表2に掲げるもの（謝金、旅費、事務等経費、委託費）に限る。） 【※】実施要綱第2の1 人・農地プランの見直し支援等事業 市町村は、集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いにより、 (1) 今後の地域を中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか (2) (1)からみて地域の担い手は十分確保されているか (3) 将来の農地利用のあり方 (4) (3)に向けての農地中間管理機構の活用方針 (5) 近い将来の農地の出し手の状況（誰がいつ頃、どのくらい出す意向か） (6) 地域を中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化） 等を定めた人・農地プランを作成及び更新するための取組を行う。	定額

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 8. 経営所得安定対策関連事業費

<p>地域連携推進員の活動支援事業</p>	<p>実施要綱第2の2【※】に基づいて行う事業に要する経費（実施要綱別表2に掲げるもの（連携推進員活動費、委託費）に限る。） 【※】 実施要綱第2の2 地域連携推進員の活動支援事業 市町村は、人・農地プランの作成・更新・実行に向け、地域内の合意形成を効果的・効率的に進められるよう、市町村段階の地域農業支援組織の連携・役割分担を前提として、地域連携推進員の設置及び派遣活動を行う。</p>
<p>農業経営の法人化等支援事業</p>	<p>実施要綱第2の3【※】に基づいて行う事業に要する経費（実施要綱別表2に掲げるもの（農業経営の法人化等支援経費（専門家に関する経費等））に限る。） 【※】 実施要綱第2の3 農業経営の法人化等支援事業 (1) 市町村は、地域の中心となる経営体の育成・確保のため、農業経営の法人化及び集落営農の組織化の支援のための取組を行う。 (2) 都道府県及び市町村は、法人経営に必要となる労務・財務管理等の取組を行う。 (3) 都道府県は、障害者雇用の意識啓発活動の取組を行う。</p>

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
- 9. 多面的機能支払事業費

9. 多面的機能支払事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

担い手に集中する、食料の安定供給、国土保全や自然環境保全等農業の有する多面的機能を支える農地・農地周辺の水路、農道などの地域資源の保全管理を地域で支え、農地集積を後押しする。

さらに、これらの活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の補修・更新等を一体的に取り組み、施設の長寿命化や質的な向上を図る。

【事業内容】

農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱に定める以下の交付金に係る事業に要する経費に対し、市町村及び福岡県農地・水・環境保全協議会（以下「協議会」という。）に交付金を交付する。

区分	補助対象経費	交付率
農地維持支払交付金	多面的機能支払交付金実施要綱【※】及び多面的機能支払交付金実施要領により協議会が活動組織及び広域活動組織に対し農地維持支払交付金を交付するのに要する経費 【※】農地維持支払交付金 事業実施主体により、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動に取り組み広域活動組織又は活動組織に対して交付される交付金をいう。	活動組織及び広域活動組織に交付する支援交付金の1/4
資源向上支払交付金(共同活動)	多面的機能支払交付金実施要綱【※】及び多面的機能支払交付金実施要領により協議会が活動組織及び広域活動組織に対し資源向上支払交付金（共同活動）を交付するの要する経費 【※】資源向上支払交付金 事業実施主体により、地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等に取り組み広域活動組織又は活動組織に対して交付される交付金であり、以下の活動に対して交付される交付金をいう。 ア 地域資源の質的向上を図る共同活動 イ 施設の長寿命化のための活動	活動組織及び広域活動組織に交付する支援交付金の1/4

II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 9. 多面的機能支払事業費

資源向上支払交付金(長寿命化)	ウ 地域資源保全プランの策定 エ 組織の広域化・体制強化 多面的機能支払交付金実施要綱【※】及び多面的機能支払交付金実施要領により協議会が活動組織及び広域組織に対し資源向上支払交付金（長寿命化）を交付するのに要する経費 【※】資源向上支払交付金 上段と同じ	活動組織及び広域組織に交付する支援交付金の1/4
多面的機能支払推進交付金	多面的機能支払交付金実施要綱【※】及び多面的機能支払交付金実施要領により市町村が行う事業に要する次の経費 ア 協定認定・締結に要する経費 イ 確認事務に要する経費 ウ 推進・指導に要する経費 エ その他推進事業の実施に必要な事項に要する経費 【※】 以下に基づき、多面的機能支払交付金の適正かつ円滑な実施に資するため、地域協議会又は都道府県に対して交付される交付金をいう。 (1) 第三者機関の設置、運営 (2) 多面的機能支払の実施に関する基本方針の策定 (3) 協定締結 (4) 確認事務 (5) 推進・指導 (6) 交付・申請事務 (7) その他推進事業の実施に必要な事項	定額

(2) 監査の結果
 監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①目標の設定について

当事業の目的は、「担い手に集中する、食料の安定供給、国土保全や自然環境保全等農業の有する多面的機能を支える農地・農地周辺の水路、農道などの地域資源の保全管理を地

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 9. 多面的機能支払事業費

域で支え、農地集積を後押しする。さらに、これらの活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の補修・更新等を一体的に取り組み、施設の長寿命化や質的な向上を図る。」とされている。この目的に関する成果指標は「取組集落数」となっている。取組集落数が多いほど目的の達成に近づくことは想像できるが、取組集落数には本事業を活用せず、農業用施設の維持管理を行っている集落も含んでいることから、適切な地域資源の保全が行われなかったかの確認ができない。

成果指標である「取組集落数」の達成状況は以下のとおりであり、毎年度目標を達成できていない。

【成果指標の達成状況】（単位：集落）

成果指標	目標	基準 (H24)	H25	H26	H27	目標 (H30)
取組集落数		—	1,600	1,720	1,760	1,800
		1,566	1,585	1,686	—	—

成果指標においては、それぞれ農地面積が異なる集落数を指標とするより、農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同活動、長寿命化）の対象となった農地の面積を指標とした方が適切ではないかと考えられる。予算の積算資料では、予算額の大半が、交付金対象農地面積×面積当たり交付金により積算されているためである。中期目標としての農地面積を基準とし、現在の交付金対象面積を比較することにより、当事業の進捗率がより正確に把握できる。また、単価を変更しない限りは、農地面積当たりの事業コストの多寡を判断できる。

以上のことから、目標とすべき成果指標は、取組集落数から取組面積へ見直すべきである。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 10. 農業委員会指導費

10. 農業委員会指導費

(1) 事業概要

【事業目的】

農業委員会系統組織の地域に密着した主体的な活動に対して強化を行い、また農業委員会の委員及び職員等の資質の向上を図るため、各種研修、補助事業を行う。

担い手への農地の利用集積の現状や目標達成のための活動等に基づき、地域の実情に応じた支援内容を選択できるよう総合メニュー方式により支援するとともに農地の利用集積に関するデータ、資料等を整理する事務をサポートするための支援を行う。

【事業内容】

農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農業者の地位の向上に寄与するため、市町村、福岡県農業会議が実施する次に掲げる事業に要する経費に対し、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の規定に基づき、補助金、交付金又は負担金を交付する。

区分	実施主体	補助対象経費	補助率
農業委員会 会交付金	農業委員会	農業委員会が農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定する事項に関する事務に要する経費の財源に充てるための経費 (1) 委員手当 (2) 職員設置費 (3) 農地調査・資料整備費	定額
県農業会議 手当等負担金	福岡県農業会議	(1) 会議員手当（常任会議員会議等）等 農地法（昭和27年法律第229号）等によりその所掌に属させた事項の処理に要する会議員手当（常任会議員会議等）及び職員の給与費（棒給等）並びに法定福利費（厚生年金保険料、特例業務負担金、労災保険料、児童手当拠出金、雇用保険料及び健康保険料）に要する経費 (2) 会議員手当（総会） 県農業会議の会議員手当（総会）に要する経費	予算の範囲内 事業費の10分の10以内
機構集積 支援事業	(1)(2)農業委員会 (3)福岡県農	農地集積・集約化対策事業実施要綱第3の4に規定する事業に掲げる事業に要する経費 (1) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援	定額

II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 10. 農業委員会指導費

農地台帳システム整備事業	業会議	事業	
農地台帳システム整備事業	農業委員会	(2) 農地の有効利用を図るための支援事業 (3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業 農地集積・集約化対策事業実施要綱第3の3(2)に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1) 農地台帳システムの新規導入作業 (2) 農地台帳システムの改修事業 (3) 農地台帳システムのデータ更新等システム管理事業	定額

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①農地台帳システム整備事業の自治体別交付額について

農地台帳システム整備事業は、総額 127,556 千円を各市町村へ交付しているが、市町村により交付額が異なる。たとえば、福岡市は 2,052 千円、北九州市は 2,052 千円に対して、久留米市は 6,480 千円と福岡市、北九州市の約3倍となっている。

久留米市の場合、合併自治体であるため、支所が多いなど、各自治体の置かれる状況により、もともとのシステム環境の差異が大きいため、整備コストにばらつきが生じるのは理解できるが、コスト管理には十分留意すべきである。

なお、本事業は平成26年度限りの事業である。

- II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 11. 水田農業担い手機械導入支援費

11. 水田農業担い手機械導入支援費

(1) 事業概要

【事業目的】

水田農業の担い手に大型機械等を導入し、効率的な農業経営、農作業の集約化を促進するとともに、生産コストの低減等に取り組み営農組織等の育成を進め、競争力ある水田事業を確立する。

【事業内容】

事業実施主体	採択基準	補助対象経費	補助率
地域水田農業 ビジョンに位 置付けられて いる（ただし、 中山間地域は 除く）集落営 農組織、農業 生産法人及び 認定農業者 種子生産団体	1 集落営農組織、種子生産団体、農業生産法人及び認定農業者（以下各欄において「農業者団体等」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。 (1) 生産コスト低減対策として、農業機械の効率的な活用による生産コスト低減の目標値を定めること。 (2) 集落営農組織及び農業生産法人にあつては、受益戸数は事業実施年度の翌々年度までに認定農業者になることが見込まれる者を1戸含む3戸以上。 (3) 集落営農組織は、事業実施年度の翌々年度までに法人化が見込まれること。 (4) 実施地区の面積は、概ね20ha以上。（ただし、中山間地域及び種子生産団体は概ね10ha以上、個人若しくは一法人の認定農業者は概ね15ha以上）	農作業の集約化や生産コストの低減に取り組み営農組織等の育成を図る次の1及び2に要する経費 1 農業者団体等が下記1～10に掲げる機械・施設を導入する事業 2 農業協同組合が下記9～11に掲げる機械・施設を導入する事業 〔補助対象機械・施設〕 補助の対象とする機械・施設は、耐用年数が7年以上で、50万円以上のものに限る。 1 トラクター（概ね40ps以上、ただし、中山間地域及び種子生産団体は概ね30ps以上） 2 乗用型田植機（5条植え以上、ただし、中山間地域及び種子生産団体は4条植え以上）	1/3 以内 （但し、 事業実施 主体が農 業者団体 等の場合 は、市町 村が当該 事業費の 1/6 以上 を負担）

II. 各論（結果及び意見）
 [6] 水田農業振興課
 1 1. 水田農業担い手機械導入支援費

事業実施主体	採択基準	補助対象経費	補助率
農業協同組合	<p>実施地区の面積は農業者団体等が所有若しくは借入している面積及び基幹作業を受託している面積（重複を除く）の合計とする。</p> <p>(5) ほ場整備が(4)の面積の概ね8割以上完了していること。(ただし、中山間地域及び種子生産団体は除く。)</p> <p>(6) 実施地区は農業振興地域の整備に関する法律第8条に定める農業振興地域内の農用地区域とする。</p> <p>2 農業協同組合は次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 実施地区の面積は概ね20ha以上。(ただし、乾燥機(種子用に限る)については、概ね3ha以上とする。)</p>	<p>3 栽培管理ビークル</p> <p>4 農業用無人ヘリコプター</p> <p>5 普通型コンバイン（刈幅120cm 以上でグレンタンク付）</p> <p>6 自脱型コンバイン（4条刈り以上でグレンタンク付、ただし、中山間地域及び種子生産団体は3条刈り以上グレンタンク付き。なお、中山間地域においてほ場条件等によりこれによりがたい場合には、2条刈りを補助の対象とする。)</p> <p>7 大豆コンバイン</p> <p>8 1～3の付属機械器具耕起、整地、代掻き、排水、播種、移植、防除、中耕・培土、施肥及びその他水田管理に必要な機械</p> <p>9 乾燥機（種子用に限る）(ただし、種子生産団体及び農業協同組合のみ補助の対象)</p> <p>10 自走式マニユアスプレッダ</p> <p>ー</p> <p>11 温湯消毒器及びその附帯施設</p>	

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
〔6〕水田農業振興課
1 1. 水田農業担い手機械導入支援費

(3) 意見

①実績の検査について

小郡市から申請された5件について、「福岡県農業振興対策事業実施状況確認調査」によると、機械の購入に関する入札結果が、5件とも落札率100%となっている。

上記に関連して、他自治体からの申請分も含めて、落札率100%の案件を抽出したところ、全87件中19件、全体の2割超が落札率100%であった。(久留米市2件、小郡市5件、うきは市2件、大刀洗町1件、朝倉市2件、筑前町1件、飯塚市1件、岡垣町3件、嘉麻市1件、大牟田市1件、計19件)

どの案件も3社入札となっているが、このような状況になっている原因を分析し、競争性を高める必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
 [7] 経営技術支援課
 1. 普及活動総合推進事業費

〔7〕 経営技術支援課

1. 普及活動総合推進事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

本県農業は、所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力の低下等、厳しい状況に直面している。県内の生産基盤の維持、発展及び県民への食料の安定的供給を図っていくためには、産地の収益力向上に関する取組や農業経営体の体質強化に関する取組を推進する必要がある。本事業は、下記の実施により、本県における農業を普及・促進することを目的とする。

【事業内容】

事業	内容
現地活動強化特別事業費	先進技術への対応、地域農業の振興等を図るため、生産現場で迅速かつ的確な技術指導・経営診断に要する高度指導用機材の整備を行うとともに、普及センターの情報発信機能の強化のための経費。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度指導用機材の整備 ・ 一般社団法人全国農業改良普及支援協会会費
巡回指導車整備事業費	地域農業の振興を図るため、地域と密着した普及活動を効率的かつ迅速に実施するため、センターに公用車を整備するための経費。
新技術導入普及支援事業	国や県の試験研究機関の試験研究成果の革新的な生産技術のうち早急な現地普及が重要なものについて、普及組織が中心となって現地実証・技術確立の取組を促進し、産地の収益力を向上させるための経費。
産地ブランド発掘事業	国や県の試験研究機関の試験研究成果の革新的な品種・生産技術のうち早急な現地普及が重要なものについて、普及組織が中心となって現地実証・技術確立の取組を促進し、産地の収益力を向上させるための経費。
全国システム化研究会 現地実証事業	本県農業が抱える課題の解決を図るため、国や県の試験研究機関の試験研究成果を現地実証することにより生産性を向上させ、農業経営体の体質を強化するための経費。

- II. 各論（結果及び意見）
〔7〕経営技術支援課
1. 普及活動総合推進事業費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①成果指標の設定について

上記事業内容に記載の事業のうち、全国システム化研究会現地実証事業に関する成果指標が設定されていない。福岡県においては、PDCA サイクルを繰り返すことにより、効率性と有効性を向上させていく旨が「福岡県総合計画」に明記されている。適切な PDCA サイクルを実施するためには、計画段階からの目標値（成果指標）を設定したうえで、実績値と目標値とを比較する必要がある。

事業を適切に評価するためにも、全事業について網羅的に成果指標を設定する必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
 [7] 経営技術支援課
 2. 女性農業者活動支援事業

2. 女性農業者活動支援事業

(1) 事業概要

【事業目的】

家族経営が中心である農家において、女性の果たす役割は大きく、経営のなかで重要な位置を占めている。しかし、女性農業者は農作業以外に家事・介護等の負担が大きく、近年、女性の農業就業人口は大きく減少している。

そこで、女性農業者の営農及び家庭上の負担を軽減し、その能力を発揮することにより、園芸農業の維持・発展を図ることを本事業の目的とする。

【事業内容】

区分	内容
基本計画の策定	農協中央会において女性農業者の負担軽減のための基本計画を策定する。
アクションプログラムの策定	農協中央会において策定された女性農業者の負担軽減のための基本計画に基づき、農協ごとに女性農業者の負担軽減策を計画的、効率的に進めるためのアクションプログラムを策定、実践する。
営農ヘルパー制度の創設	女性農業者が家族の病気や事故などの要因により、一時的に営農活動に支障を来した場合等に農協内の生産部会相互の応援体制づくり、農業者以外の近隣住民を活用した応援体制づくりを支援する。
「あんしんの広場」の設置	農協が、女性農業者と同居する高齢者を日中預かる「あんしんの広場」を定期的に開催し、女性農業者の負担軽減を図る仕組みに対して支援する。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [7] 経営技術支援課
 3. 女性農業者能力発揮事業費

3. 女性農業者能力発揮事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

女性が起業に取り組む際に必要となる、実践に関する支援を行う。たとえば、起業の際に必要な実践的なノウハウについては、専門家によるマンツーマン指導や新商品開発に向けた支援を行うことにより、女性の起業活動を促進する。また、起業に向けた基礎知識の習得や農作業や家事の役割分担、労働報酬を決める家族経営協定の締結・見直しによる家族のバックアップ体制の整備を行うことで、起業活動をさらに推進する。

【事業内容】

区分	内容
専門家（中小企業診断士等）によるマンツーマン指導の実施	女性農業者自身が作成した起業計画では見えてこなかった課題（利益剰余金の分配、労災保険加入の必要性など）を解決して、取組を促進する。
新商品開発に向けた支援	新商品開発に係るデザイン開発や試作品製造、商談会参加に係る経費について助成する。
起業に向けた基礎技術が必要とする女性農業者への支援	経営管理に関する成功事例の調査や研究を実施する。
起業活動に意欲的な女性農業者の環境改善に向けた支援	女性農業者の積極的な起業活動の実践事例のうち、すぐれた事例を表彰し、全国コンクールへ推薦する。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
〔7〕経営技術支援課
4. 女性の視点を活かした農業経営発展支援事業費

4. 女性の視点を活かした農業経営発展支援事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

女性農業者のライフステージに応じた研修を実施し、女性独自の視点・発想を活かせる女性農業者の育成を通じて農業経営の発展を図る。

【事業内容】

女性のライフステージに合わせ、女性農業者の能力が最大限発揮されるように、各種研修を実施することにより支援する。

区分	内容
実践的な体験型研修	実践的な体験型研修を通じて、ビジョンを策定する。
経営発展講座	商工業者等との交流講座やワークショップを実施。
他産業派遣研修	他産業の経営的な視点を習得するための派遣研修を実施。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
〔7〕経営技術支援課
5. 生産資材対策事業費

5. 生産資材対策事業費

（1）事業概要

【事業目的】

病害虫の発生状況調査の手法や基準の策定、生産者レベルで実施できる調査手法の策定により、適期適切な防除を推進する。また、新規に開発された農薬や登録はされているが使用方法がない農薬を普及させるために、その特性や効果、薬害等について使用試験を行い、データを得る。

さらに、農業生産資材に関する事業の推進を図り、県農業の健全な発展と安全・安心な農作物の生産に寄与するため、当該事業を実施する県農業生産資材協会に財政的支援を行う。

【事業内容】

- ①福岡県農業生産資材協会に対する助成
- ②新たな病害虫の出現等に対応するため、病害虫の発生予察に必要な実施基準を見直し、農薬だけに頼らない総合的な病害虫防除（IPM）を推進
- ③農薬展示は設置事業
新規農薬について、現地試験を行い、県内の作物の作型や栽培方法に適したものであるかの検討、及び農薬に登録がない作物で使用試験を行い、登録拡大に必要なデータの入手のための展示ほ（圃場）設置

（2）監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

（3）意見

①成果指標の設定について

上記事業内容に記載の事業のうち、農薬展示は設置事業に関する成果指標が設定されていない。福岡県においては、PDCA サイクルを繰り返すことにより、効率性と有効性を向上させていく旨が「福岡県総合計画」に明記されている。適切な PDCA サイクルを実施するためには、計画段階からの目標値（成果指標）を設定したうえで、実績値と目標値とを比較する必要がある。なお、他の課の類似事業（食の安全・地産地消課、土壌健全化対策事業費（カドミウム低減技術確立事業））においては、「実証ほの設置箇所数」という具体的な成果指標が設定されているため、当事業において成果指標の設定が困難であるとは思えない。事業を適切に評価するためにも、全事業について網羅的に成果指標を設定する必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
 [7] 経営技術支援課
 6. たくましい農業人材育成事業費

6. たくましい農業人材育成事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

農業者の高齢化が進行し、県農業の構造が脆弱化している。農業の生産力低下に歯止めをかけるためには、産地の将来を担う新規就農者や農業法人等を支える雇用就農者など、本県農業を担う人材の確保・育成が大きな課題となっている。そこで、新規就農者等の早期の経営確立を支援することにより、農業人材の確保・育成を実現する。

【事業内容】

区分	内容
営農基礎力強化事業	農業教育を受けないままに就農した新規就農者等を対象に、就農後間もない時期に重要な農業の基礎知識・技術に関する講座を実施して早期の経営確立を支援する。また女性農業者を対象に経営管理能力向上のための講座を実施して経営参画を支援する。
青年農業者等育成確保推進事業	就農希望者等への相談活動、情報提供、就農支援資金貸付事務等に対する助成。
農業大学校研修科運営費	農業大学校研修科において農業の基礎から専門にわたる講義、実習指導や就農計画策定、就農準備等の支援に必要な専任の嘱託職員を設置。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [7] 経営技術支援課
 7. 若い農業者育成対策事業費

7. 若い農業者育成対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

農業青年の自主的グループである「県農業青年クラブ連絡協議会」が実施する事業を助成し、研修の強化と自主的活動を促進することにより、農業・農村社会の担い手を育成する。

また、若い農業者の育成を確保するためには、農業者リーダーの育成が必要不可欠である。農業青年の確保育成に熱意のある農業者や、指導農業士または青年農業士として認定し、農業青年に対する指導援助活動を強化するとともに、農業者の意欲を高揚して農業の発展に資するものとする。

【事業内容】

区分	内容
県農業青年クラブ連絡協議会研修事業	会議・研修会の開催やクラブ活動促進事業
農業士活動支援事業	青年・指導農業士の知事による認定・解除及び研究会活動の助長 (例) 農業士（青年・指導）の認定、新任者研修、3年度研修、5年度研修

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①成果指標について

平成26年度における当事業の実績は以下のとおりである。

成果指標	目標	平成26年度実績
農業士数	160名	150名
新任者研修参加率	100%	62%
5年目研修参加率	100%	30%

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
〔7〕経営技術支援課
7. 若い農業者育成対策事業費

成果指標のうち、5年目研修参加率の実績が特に低くなっている。また、事業概要説明資料や実施状況によると、3年目研修が開催されているが成果指標が設定されていない。事業の実態を正確に把握し効果的にPDCAサイクルを実施するためにも、他の研修同様、3年目研修における成果指標も設けるべきである。

さらに、研修の詳細をみると、3年目研修と5年目研修の両方に参加しているメンバーが2名いた。これは、研修に参加したいと積極的に手を挙げるメンバーが少なく、代表者等が出席している状態とのことであった。しかしながら、当事業の目的は、農業リーダーを育成することであり、より多くのメンバーが研修に参加することによって、当該目的が達成される。研修の内容が農業士のニーズに合っているのかどうか等について再検討する必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
 [7] 経営技術支援課
 8. 若者の農業参入定着支援費

8. 若者の農業参入定着支援費

(1) 事業概要

【事業目的】

農外からの意欲ある参入希望者を着実に就農させるための仕組みを、本県の実情に適応した形で確立し、担い手の拡大を図る。

【事業内容】

区分	内容
新農林漁業者就業促進事業	県内外の新規就業希望者を対象とした相談・情報発信により、広く他産業からの参入を一層促進する。 (例) セミナー相談会、全国フェア参加（東京・大阪等）、就業者定着促進支援事業（短期就業体験研修）、JR博多駅への看板広告
就農情報発信強化事業	情報発信の強化、優れた農業経営者等の事例集作成（先進農業者、事例等の紹介）
地域就農支援体制構築促進事業	市町村事業（就農支援組織の設置・運営、相談・支援活動）、推進計画の策定・実践、個別支援の実施、県事業（県段階の支援体制の構築・活動）、就農支援研究会開催、先進農家実践研修
青年就農給付金事業（準備型・経営開始型）	収入が不安定な就農前後の所得を確保するための給付金（年間150万円、準備型2年以内、経営開始型5年以内）
農大就農支援・教育体制強化事業	高度農業経営者教育機関への研修派遣、就農支援研修会の実施、就農支援専門員の配置

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [7] 経営技術支援課
 9. 農業人材確保支援事業

9. 農業人材確保支援事業

(1) 事業概要

【事業目的】

農業法人等に対し、雇用型農業の導入促進を図ることにより経営力に優れた担い手を育成し、地域農業の活性化を図ると共に、農業法人等へ就業した者が将来的に新規就農者として独立・定着することを目的に、本事業を通じて労使双方への支援を行う。

【事業内容】

区分	内容
農業人材確保支援事業	雇用型農業経営の推進に向けて農業法人等への雇用経営の研修と雇用者の派遣を行うと共に、農業分野への人材移転を図るため雇用された求職者に農業の基礎的な研修を行う。労使双方へのきめ細かなフォローのため、事業は人材派遣会社に委託する。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [7] 経営技術支援課
 10. 女性の力を活かす園芸農業強化事業費

10. 女性の力を活かす園芸農業強化事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

きめ細やかな作業を担える女性の労働力を確保したいという園芸農家のニーズと、家庭との両立のため自宅近くで短時間でも働きたいという女性のニーズをマッチングすること、農業経営の安定を図り、雇用型経営への転換を促すとともに、女性の新たな就業機会創出と地域農業の振興を図る。

【事業内容】

区分	内容
女性の力を活かす園芸農業強化事業	女性の求職者を新たに雇用し、必要な生産技術や調整技術の習得を図る事業を人材派遣会社に委託する。 人材派遣会社は求職者と雇用契約を締結し、農業現場や調整現場で必要とされる基礎的な研修や園芸農家等のほ場や調整場での作業に従事させ、生産技術等の習得を図るとともに、園芸農家等に対しても女性雇用・経営の研修会を行い、園芸農家等での安定雇用を目指す。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 1. 畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業費

[8] 畜産課

1. 畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

平成21年度に国の緊急経済対策として「畜産経営維持緊急支援資金」が措置され、大家畜・養豚経営の償還が困難な借入金の一括借換に要する長期・低利資金の融通を行う融資機関に利子補給を行っており、事業を円滑に推進するため、県においても利子補給を行い、農家経営の安定と体質強化を図っている。

最近の配合飼料価格の高騰及び畜産物価格の低迷により、負債の償還に支障を来す大家畜・養豚経営が生じている状況に対応するため、国の平成24年度補正予算において、平成21年度に措置された資金と同様の資金である「畜産経営改善緊急支援資金」が措置された。

平成21年度に措置された資金と同様に県が利子補給を行い、農家経営の安定と体質強化を図る。「無担保・無保証人」で福岡県農業信用基金協会が債務保証を引き受けるため、当該リスクの緩和と同協会の財政基盤の強化を図ることを目的として特別準備金の出捐を行う。

【事業内容】

事項名	内容
畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業	①貸付年度：平成21～22年（新規貸付終了） ②償還期間：25年以内（うち措置5年以内） ③限度額：原則なし（負債総額まで）
畜産経営改善緊急支援資金利子補給事業	①貸付年度：平成25～26年度 ②融資枠：800,000千円 ③償還期間：25年以内（うち措置5年以内） ④利子補給期間：25年以内 ⑤限度額：原則なし（負債総額まで） ⑥貸付日：5月31日、8月31日、11月30日、2月28日（年4回） 利子補給：3月 新規貸付分217千円
農業信用保証制度円滑化対策事業	①出捐金算定基礎：（保証事故準備必要額－現積立額）×2/3 ②無担保・無保証人の限度額 個人1,500万円（認定農業者1,800万円） 法人3,000万円（認定農業者3,600万円） 新規貸付分378千円

- (2) 監査の結果
 監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 2. 養鶏経営安定対策事業費

2. 養鶏経営安定対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

- ① 鶏卵生産者の経営安定
- ② 配合飼料価格安定基金事業への加入促進

【事業内容】

事項名	内容
養鶏経営安定対策事業	リース事業等の国庫補助事業の実施及び配合飼料価格安定基金への加入促進を行う経費の助成

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

① 成果指標について

当事業の事業説明資料における事業目標等の欄には記載がなく、空欄のままとなっている。これでは事業の目的として掲げられている、鶏卵生産者の経営安定、配合飼料価格安定基金事業への加入促進についての評価が困難である。

さらに、当事業の実施状況確認調書において、「2. 確認内容」として、当該事業が年度内に完了していることを確認したとある。

しかしながら、「4. 実施状況（2）施工状況」には、補助金の用途が記載されているだけで、事業目的の達成状況が分からない。

以上により、事業の実施とその効果に関するPDCAサイクルを運用することが望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 3. 博多和牛ブランド強化対策費

3. 博多和牛ブランド強化対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

肉用牛経営を取りまく情勢が厳しさを増す中、早急に「博多和牛」の認知度を向上させて、他のブランド牛肉に引けをとらない県産ブランド牛肉としての地位を確立。販売量の拡大、市場取引価格の上昇を図り、県内肉用牛農家の経営安定に資する。

事項名	内容
博多和牛ブランド強化対策費	「博多和牛」の認知度を大きく向上させるため、需要が高まる時期に重点的な対策を実施するとともに、その後継続した広告宣伝を行うことで県民への浸透を図る。

【事業主体】 博多和牛販売促進協議会

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業の必要性について

「博多和牛ブランド強化対策費」と類似の事業として、「ふくおかのひと味ちがう畜産物推進事業費」がある。両者の異同点につき表にまとめられたものが下表である。

	博多和牛ブランド強化対策費	ふくおかのひと味ちがう畜産物推進事業費
目的	肉用牛経営を取りまく情勢が厳しさを増す中、早急に「博多和牛」の認知度を向上させて、他のブランド牛肉に引けをとらない県産ブランド牛肉としての地位を確立。 販売量の拡大、市場取引価格の上昇を図り、県内肉用牛農家の経営安定に資する。	福岡県産ブランド牛肉「博多和牛」の販売促進活動により、新たな顧客獲得の推進を図り、福岡県産牛肉の競争力強化による県内肥育経営の安定に資する。

- II. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 3. 博多和牛ブランド強化対策費

	博多和牛ブランド強化対策費	ふくおかのひと味ちがう 畜産物推進事業費
事業内容	博多和牛ブランド強化対策費	博多和牛のブランド力強化、販売促進活動
事業主体	博多和牛販売促進協議会	

両事業の目的は、販売促進、肥育農家の経営安定を図る点で共通しており、事業内容もブランド力強化という点で共通している。加えて、事業主体は両方とも博多和牛販売促進協議会である。

以上により、両事業は極めて類似しているため、補助金の効率的運用を検討する必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 4. 九州一へ「はかた地どり」倍増事業費

4. 九州一へ「はかた地どり」倍増事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

産地間競争に打ち勝ち地鶏で九州一のシェアを獲得するため、「はかた地どり」の生産羽数を31万羽から60万羽に倍増する。

【事業内容】

事項名	内容
九州一へ「はかた地どり」倍増事業費	「はかた地どり」増産対策の実施 ①ヒナ農場の衛生設備及び生産農場への輸送設備の整備 ②新規参入に伴う既存施設の改造 ③飼養マニュアルに沿った技術指導体制の整備 ④処理体制整備

【事業主体】 県、福岡県はかた地どり推進協議会、農業者、農業生産法人等

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 5. 畜産経営総合指導事業費

5. 畜産経営総合指導事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

県内畜産経営の安定と経営感覚に優れた担い手の育成を目的とし、関係機関が一体となった経営指導体制がとれるように県域で委員会及び専門部会を設置する。地域ごとに推進委員会を設置し、地域の課題を的確にとらえた経営指導を行える体制を整備する。

予防接種の円滑な実施により家畜伝染病の発生を抑制し、畜産経営の安定化を図る。

指定協会（公益社団法人福岡県畜産協会）における肉用子牛生産者補給金制度の円滑な実施体制の確保を図る。

【事業内容】

事項名	内容
畜産経営技術指導推進事業	畜産経営に係る飼養管理技術、経営管理などの専門的な知識の深い人材の確保 ア. コンサルタント設置費の補助 イ. 畜産経営技術指導推進費
安全安心な畜産物の生産 支援対策事業	家畜所有者への5種及び6種混合ワクチン接種の助成 家畜所有者への牛炭疽ワクチン接種の助成 指定獣医師の事業推進に係る往診経費の補助 畜産物安全性確保推進協議会の設置に係る経費
畜産経営技術推進委員会	委員会設置、県出先機関等による農家個別ごとの巡回指導、配布資料の作成
畜産経営支援指導体制の 確立および総合支援指導	専門部会の設置、技術資料の作成、指導用機器の整備、調査研究 経営診断及び技術指導に係る現地指導、経営セミナーの開催 実施事例収録の作成
基本財産の返戻に伴う補助	肉用子牛生産者補給金制度の円滑な実施体制の確保

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 6. 高能力牛群改良推進事業費

6. 高能力牛群改良推進事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

遺伝的に優秀な乳用雌牛の導入、受精卵移植における新技術の開発と民間への普及により、高能力牛群形成への改良速度を促進。

乳用牛1頭毎の産乳能力及び乳質の検定を実施し、その検定成績に基づき、適正な飼養管理の実施。

高能力牛群を育成し、生産性の向上による酪農経営の安定と良質で安全な生乳の県民への安定供給に資する。

意欲ある酪農家による規模拡大により経営体質を強化することで、酪農経営の安定を図る。

【事業内容】

事項名	内容
乳用牛群検定普及定着化	<ul style="list-style-type: none"> 各農家の乳用雌牛1頭毎の能力及び乳質検定を実施 牛群能力検定の推進
家畜導入事業	<ul style="list-style-type: none"> 優秀な乳用雌牛を導入し、農家に貸し付ける際の利子相当額を助成 意欲ある酪農家による緊急増頭を支援 推進会議の開催
受精卵移植普及定着化	受精卵移植技術の課題等を各県で共同研究
受精卵移植民間普及体制整備	受精卵移植を行っている技術者を対象に研修を実施

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 7. ふくおかのかの畜産競争力強化対策費

7. ふくおかのかの畜産競争力強化対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

規模拡大を目指す生産者が必要とする経営基盤の強化に対し、県が支援することにより競争力強化を通じた県内産地の維持を図る。

【事業内容】

区分	内容
生産拡大対策	規模拡大を指向する生産者が必要とする経営基盤の強化に対し、県が支援することにより競争力強化を通じた県内産地の維持を図る。 畜産物の生産拡大及びブランド畜産物生産に係る畜舎等施設機械及び環境保全の促進に必要な施設機械に対する助成。
省エネ対策	畜産施設の省エネ化を促進し、本県農業分野におけるエネルギー削減に寄与するとともに、生産コスト削減による畜産経営の安定を図る。 畜産施設において電力使用量 20%以上の削減が見込める省エネ機器等を整備する経費の補助。
酪農生産性向上対策	酪農家において、効率的に次世代雌牛を確保するとともに、受精卵移植の和牛子牛を増産し、所得確保を図る。 雌雄判別精液の普及加速化への取組に対する助成。
肉用牛生産性向上対策	「博多和牛」農家において、良質な牛肉を安定的に生産する早期発育技術を確立し、飼料コスト低減を図る。 「博多和牛」の飼育期間を短縮できる早期発育技術の現地実証。
自給飼料利用拡大対策	自給飼料生産組織との連携により、自給飼料の利用を拡大し、飼料コスト低減を図る。 自給飼料の利用促進に必要な機械整備に対する助成。

【事業主体】 認定農業者、営農集団等

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[8] 畜産課
7. ふくおかのかの畜産競争力強化対策費

(3) 意見

①補助金を受けるための事前審査について

当補助金は、要綱上、1件当たりの補助金額は予算総額の範囲内ならば上限はなく、費用対効果が高いこと、その他の要因を考慮して承認していくこととなっている。

農業者等からの要望額は、予算額を上回るとのことであり、平成26年度の補助金額は当期予算総額65,597千円に対し、大きいもので、1農業者が20,676千円を受給しており予算の約3分の1を占める結果となっている。これに対して、小さいものは76千円と大きく開きがある。

県では、当補助金の申請を受けるにあたり、事前に調査を実施し審査している。審査のポイントとなる費用対効果の測定では、様式に沿った書類の提出を受け、それを基にヒアリングを実施。これにより、投資効率を数値化し、費用対効果を判定した資料を作成のうえ、審査資料としているということである。

しかしながら、補助交付先の選定にあたっては、単純に費用対効果が高いものから補助を決定するのではなく、補助金申請者の状況等の要因を考慮して交付の決定をしていることである。その判断基準は特に明確化されているものではないため、申請者間の公平性を確保する体制が望まれる。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 8. 自衛防疫強化総合対策事業費

8. 自衛防疫強化総合対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

畜産農家における自衛防疫体制、自主管理体制を強化し、家畜伝染病発生予防を図るとともに要指示医薬品の適正指導及びその指示書の取りまとめを行うことで、安心安全な畜産物の生産に資する。

事項名	内容
特定医薬品適正使用推進事業	県域獣医師団体である福岡県獣医師会に要指示薬の適正使用対策を委託 家畜の損耗防止、生産性向上による畜産経営の安定
自衛防疫推進事業	自衛防疫事業を実施している福岡県畜産協会に補助金を交付 安全で安心な畜産物の生産流通

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①実績報告書類について

自衛防疫推進事業において、福岡県畜産協会に対する補助金15,200千円に関する補助金実績報告書類について、誤解を招く恐れのある書類が添付されていた。

補助金につき「平成26年度家畜自衛防疫推進事業実施状況確認調書」のうち、事業完了確認のための書類として「当初予算確認リスト」がある。当リストは、当然のことながら家畜自衛防疫推進事業に関するものが添付されるべきであるが、当該事業とは別の「家畜伝染性疾病発生予防事業」の「当初予算確認リスト」が添付されていた。

確認すると、家畜伝染性疾病発生予防事業の当初予算確認リストは、自衛防疫推進事業の材料費や技術料確認のための書類であることがわかった。

一見すると、当事者以外が確認する際には、誤認の恐れがあることから、適切な補助金交付のためにも提出書類が何のために添付されているか等につき明らかにすることが望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 9. 農林水産物鳥獣害防止対策費

9. 農林水産物鳥獣害防止対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

農林水産物の鳥獣被害低減を図るため、鳥獣被害防止特措法に基づき被害防止施策を推進する。

【事業内容】

事項名	内容	実施主体
協議会活動、研修会、生産者指導	協議会、研修会の開催、生産者指導により効果的な防除対策の確立を図る。	県
鳥獣被害防止総合支援事業	①ソフト事業 捕獲機材導入、狩猟免許講習会 等 ②ハード事業 侵入防止柵整備、鳥獣処理加工施設整備 猟銃所持許可及び技能向上、実地指南の各種研修会開催。	地域協議会等
鳥獣被害防止県活動支援事業	地域ぐるみの有害鳥獣対策モデル集落への支援等	県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 10. 有害鳥獣対策強化費

10. 有害鳥獣対策強化費

(1) 事業概要

【事業目的】

鳥獣捕獲マイスター制度により、わな猟者育成に加え、減少傾向にある銃猟者の育成を強化し、広域的・効果的な捕獲活動を推進することを目的とする。

【事業内容】

事項名	内容	実施主体
新規銃猟者育成活動の実施	銃猟免許試験に必要な経費を助成（補助率1/2）。 「福岡県鳥獣被害対策強化事業費補助金」	市町村
銃猟者育成のための専門研修会開催	猟銃所持許可及び技能向上、実地指南の各種研修会開催。	県
鳥獣捕獲マイスターの編成による捕獲対策の強化	広域協議会に登録された鳥獣捕獲マイスターによる重点捕獲地域での捕獲対策強化（補助率1/2）。 「福岡県鳥獣被害対策強化事業費補助金」	市町村等

「福岡県鳥獣被害対策強化事業費補助金」の概要

区分	補助対象経費	補助率	実施主体
有害鳥獣広域捕獲対策事業	有害鳥獣広域捕獲活動経費 捕獲されたサルに対する麻酔薬投与による殺処分経費	定額	協議会等
		1/2以内	
銃猟免許取得助成事業	銃猟免許の取得経費	1/2以内	市町村
鳥獣捕獲マイスター事業	広域協議会に登録された鳥獣捕獲マイスターによる捕獲活動経費	1/2以内	協議会

- II. 各論（結果及び意見）
[8] 畜産課
10. 有害鳥獣対策強化費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①狩猟免許取得助成事業の事業計画について

福岡県鳥獣被害対策強化事業費補助金交付要綱第4条において、「補助金の交付を受けようとする補助事業者は、福岡県鳥獣被害対策強化事業実施計画承認申請書（以下「実施計画書」）の承認を受けるものとする」としている。

しかしながら、市町村からの実施計画書の提出時期は11月上旬で、既に事業実施済みの領収書等証拠が添付されている。

県としては、補助事業の申込者の見込みが立たないことから、本来的な計画策定は省略し、事業実施後に書面を整理するという運用によっているとのことである。しかしながらこのような運用では、必要とする狩猟者育成のための事業の周知につながらず、成り行きの実績となる可能性がある。

適切な実施計画の提出を求め、計画と実績との対比により、市町村の取組を推進することが望まれる。

②鳥獣捕獲マイスター事業の成果について

当事業は、鳥獣マイスターによる広域的な捕獲活動により、農林水産物被害軽減対策を強化しようとするものであるが、平成26年度の鳥獣捕獲マイスター事業により補助を受けている団体は、4団体に限られている。

当事業は、鳥獣被害防止措置法に基づく被害防止計画を作成している市町村、農林業団体などで構成する協議会を補助対象団体としているが、農林水産省の集計によると、福岡県では平成27年4月末時点において57市町村が被害防止計画を作成済みであり、事業対象を拡大する余地はあるものと思われる。

また、各団体の実施状況を見ると、糸島市については、活動日数は計画時と変わらないものの、捕獲頭数は計画に対し大幅に減少している。また、大牟田市についても計画に對し、捕獲頭数が減少している。当然のことながら、自然動物を相手にするため、計画どおりに進捗しないことは想定されるが、活動日数は概ね計画どおりであるのに対して捕獲頭数は低迷している。現在の制度は捕獲活動経費に対して補助を行っているが、捕獲頭数に応じた補助とすること等で、改善の余地はあるものと思われる。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 10. 有害鳥獣対策強化費

なお、当事業は平成26年度で終了しているが、上記の考え方は他の補助事業においても適用できる考え方であると思われるため、参考としてほしい。

<鳥獣捕獲マイスター事業の計画と実績>

	計画			実績			補助額 (円)
	活動 日数	捕獲 頭数	事業費 (円)	活動 日数	捕獲 頭数	事業費 (円)	
糸島市鳥獣害 防止対策協議会	35日	1,630頭	2,198,000	35日	190頭	2,198,000	1,099,000
大牟田市	16日	20頭	490,500	16日	5頭	490,500	245,000
豊前市	92日	200頭	2,000,000	133日	319頭	2,311,000	1,000,000
みやこ町	30日	20頭	1,000,000	23日	26頭	1,000,000	500,000

※ 大牟田市、みやこ町はイノシシのみを対象。糸島市、豊前市は複数種の合計のため単
 純比較はできない。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 1.1. 獣肉等利活用推進費

1.1. 獣肉等利活用推進費

(1) 事業概要

【事業目的】

県内に必要な獣肉処理施設数を把握し、広域的な市町村の連携体制を確立し、捕獲頭数の増加に繋げる。

獣肉処理施設の広域的利用の実施により、施設を有しない市町村における捕獲を推進し、捕獲後の処理負担軽減による農家等による捕獲頭数の増加を図る。

解体技術の向上と販路開拓によって獣肉利用を推進し、捕獲意欲の向上による捕獲対策の推進を図る。

事項名	内容
獣肉処理施設の広域的利用の検証	施設の広域的利用を検証し、肉質の均一化とロットの確保を図る。 報告書の作成
獣肉の品質確保と販路開拓	解体技術講習会の実施 福岡県鳥獣被害対策協議会獣肉等利活用推進作業部会の開催 製品調査会（試食会）の実施 ジビエフェアの開催

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

① 「獣肉処理施設の広域的利用事業」の特命随意契約の公表について

獣肉処理施設の広域的利用の検証について、特命随意契約を締結している。

特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱 第4章 公表 第11条より、「所属長は、一者から見積書を徴して行う随意契約（特命随意契約）のうち、政令167条の2第1項第2号及び第6号による契約においては、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。

しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
 [8] 畜産課
 1 2. 狩猟費

1 2. 狩猟費

(1) 事業概要

【事業目的】

広域捕獲の推進や捕獲活動に対する助成等により、有害鳥獣捕獲効果を向上させるとともに、特定保護管理計画により、イノシシ・シカの積極的な管理捕獲を行う。

【事業内容】

事業	内容
有害鳥獣広域捕獲事業	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲の効果をあげるため、隣接県との捕獲活動を実施。 ・捕獲活動に対する助成。 ・捕獲しすぎると地域個体群の絶滅のおそれのある鳥獣の生息調査等。
特定鳥獣保護管理計画に基づくモニタリング調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定鳥獣保護管理計画の実行にあたり、生息数、捕獲状況、被害状況等のモニタリング調査を行い、専門家による検討委員会にて管理目標や施策の検討を行う。
野生鳥獣情報システムの管理委託	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣情報システムに係る開発業者とのサポート契約。狩猟等に関するデータ管理、操作研修会、障害時対応等。

【事業主体】 県、市町村等

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[9] 農村森林整備課
1. 土地改良施設維持管理適正化事業費

〔9〕農村森林整備課

1. 土地改良施設維持管理適正化事業費

（1）事業概要

【事業目的】

土地改良区等による資金の拠出と国及び県の助成により土地改良施設の適正な維持管理を徹底させ、施設機能の維持と耐用年数の延長を図る。

【事業内容】

土地改良区等が、全土連が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金から交付を受け、土地改良施設の定期的な整備補修を行う。

【事業実施地区】

両筑土地改良区外19団体

【事業主体】

土地改良区等の施設管理団体

（2）監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[9] 農村森林整備課
2. 土地改良事業計画決定調査費

2. 土地改良事業計画決定調査費

(1) 事業概要

【事業目的】

県営土地改良事業計画の決定又はその重要な部分の変更に当たり、土地改良法第87条第2項等において準用する同法第8条第2項の規定により、土地改良事業に関する専門的知識を有する技術者に土地改良事業の調査及び報告を委嘱する。

【事業内容】

新規地区 9地区
重要変更地区 18地区

【実施主体】 県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[9] 農村森林整備課
3. 土地改良事業換地費

3. 土地改良事業換地費

(1) 事業概要

【事業目的】

農地の区画整理などの換地を伴う県営土地改良事業について、土地改良法に基づく換地清算金に関する事務の適正かつ円滑な実施を図るため、県と土地改良区との間で清算金額の支払・徴収を行い、事業の推進・早期完了に資するもの。

【事業内容】

予定換地区数 18 地区

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [9] 農村森林整備課
 4. 土地改良事業推進費

4. 土地改良事業推進費

(1) 事業概要

【事業目的】

近年における農村の都市化、混住化の中で土地改良事業の計画的推進を図るとともに、土地改良区の育成指導・組織運営の基盤強化を図る。

【事業内容】

	内容	実施主体
土地改良区検査	県下172土地改良区に対して3年に1度の割合で事務検査を実施する。	県
土地改良施設管理円滑化事業	土地改良施設の円滑な管理に当たって施設の診断、管理指導及び苦情・紛争対策を実施するため、国要綱に基づき福岡県土地改良事業団体連合会が行う事務経費に対し補助を行う。	県土地改良事業団体連合会
土地改良換地等強化事業	換地処分及び交換分合による農用地集団化の促進及び農用地の利用集積を推進するため、国要綱に基づき福岡県土地改良事業団体連合会が行う事務経費に対し補助を行う。	県土地改良事業団体連合会
換地事務推進対策事業	換地を伴う土地改良事業を実施する各事業主体に対する換地設計基準の作成及び基準に基づいた県土地改良事業団体連合会の指導事務に対し、助成を行う。	県土地改良事業団体連合会
土地改良区基盤強化事業	ア 土地改良区合併の指導等に係る事務経費	県
	イ 土地改良区の合併に係る経費	土地改良区
	(ア) 合併推進協議会	
	(イ) 合併計画の策定	
(ウ) 管理施設情報電子化整備		

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [9] 農村森林整備課
 5. 国営造成水利施設管理体制整備事業費

5. 国営造成水利施設管理体制整備事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

農業水利施設を持つ多面的機能を発揮する土地改良区の実管理体制を定着させるため、地域住民等を含めた管理計画の組織化、施設管理協定の締結等を行う。

【事業内容】

地域計画による土地改良区の実管理体制の定着を図るため、下記の3事業を実施する。

	内容	実施主体
計画策定事業	地域住民等との施設管理協定及び管理体制を構築するための管理体制整備計画書を策定。	県
推進事業	協議会を組織し、協定の協議・検討	県
支援事業	農外効果に対する管理費の助成（補助率 1/2）	市町

【対象地域】 筑後川中流域地区（6土地改良区、4市2町）

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [9] 農村森林整備課
 6. 県営かんがい排水事業費

6. 県営かんがい排水事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

農業用水の安定確保や農地の排水条件の整備により、農地の高度利用化を図る。

【事業内容】

事業実施地区	内容	関係市町村名
三養基	佐賀県施行地区であり、別途協定に基づき福岡県側に係る事業費について、負担するもの。	久留米市

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [9] 農村森林整備課
 7. 農業水利施設保全対策事業費

7. 農業水利施設保全対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

基幹的な農業水利施設について、機能診断等による機能保全計画を策定し、これに基づく機能保全対策工事を実施することにより、施設の長寿命化、経済的な維持管理、施設の有効活用を図る。

【事業内容】

内容	
事業実施地区	17 地区
採択要件	(1) 国営及び県営で造成された基幹的水利施設であること。 (2) 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。 (3) 対策工事を行う場合は、機能保全計画が策定されていること。 (4) 合理化対策を実施する場合は、以下を満たすこと。 ①施設整備事業を実施する場合は、受益面積 20ha 以上（県営のみ） ②施設計画策定事業を実施する場合は、事業費が 200 万円以上 ③管理省力化施設整備事業を実施する場合は、事業費が 200 万円以上 ④機能保全計画策定事業を実施する場合は、末端支配面積が 10ha 以上

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[9] 農村森林整備課
8. 一般農道整備事業費

8. 一般農道整備事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

農業の振興を図る地域において、基幹的な農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資する。

【事業内容】

- ・ 農業生産の近代化及び省力化を図るため、農業生産個々の農用地と集出荷施設などの農業施設、農業施設と幹線道路などを連絡する農道を整備する。
(事業期間：平成24年度～平成29年度)
- ・ 農道施設（トンネル、橋梁等）の現状把握、耐震点検及びハザードマップの作成。
(事業期間：平成24年度～平成27年度)

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 - [9] 農村森林整備課
- 9. 県営農村総合整備事業費

9. 県営農村総合整備事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

農村は農業を中心とする生産の場であるとともに、農業者をはじめとする地域住民の生活の場であり、農業・農村の有する多面的な機能の発揮を図るためには、農業生産基盤の整備と同時に、担い手農家やそれを支える農家及び土地持ち非農家などの農村生活者の定住条件の整備として、一定の文化的で利便性のある生活基盤の整備を行う必要がある。このため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施し、豊かで住みよい、美しい農村づくりを行う。

【事業内容】

事業	内容
農業生産基盤整備事業	ほ場整備、農用地の改良または保全、農業用排水施設整備、農道整備、実施計画
農村生活環境基盤整備事業	農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、農業施設等用地整備、集落防災安全施設整備、自然環境・生態系保全施設整備、地域農業活動拠点施設整備、情報基盤施設整備

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①検査調書の文書化について

検査調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていないかった。特に年度末近くに完成することが多い公共工事の性質を勘案すると、撮影年月日は、予定された年度内での工事完了・検査されたことを示す証拠となるため、検査調書や実施報告書等に添付される写真に明記することが望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
 [9] 農村森林整備課
 10. 県営中山間地域農村活性化総合整備事業費

10. 県営中山間地域農村活性化総合整備事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

農業の生産条件等が不利な地域であって、農業を中心とした地域の活性化に意欲のある地域で農業生産基盤の整備を効率的に行うとともに、農村生活環境等の整備を併せて総合的に行うことにより、農業農村の活性化を図り、地域における定住の促進、都市との共通社会基盤の形成及び国土・環境の保全等に資することを目的とする。

【事業種類及び内容】

中山間地域総合整備実施計画に基づき実施する。

区分	内容
農業生産基盤整備事業	農業用排水施設整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業、農用地開発事業、農地防災事業、客土事業、暗渠排水事業、農用地の改良又は保全事業
農村生活環境整備事業	農業集落道整備事業、宮農飲雑用水施設整備事業、農業集落排水施設整備事業、用地整備事業、活性化施設整備事業、集落環境管理施設整備事業、交流施設基盤整備事業、情報基盤施設整備事業、市民農園等整備事業、生態系保全施設等整備事業、交換分合事業
特認事業	

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[9] 農村森林整備課
1 1. 農地環境整備事業費

1 1. 農地環境整備事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

長期的に営農が見込まれない耕作放棄地を含む農地と今後とも営農を継続し生産性の向上を図る農地を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去と優良農地の保全を計画的、一体的に進め、県土の効率的利用を図る。

【事業種類及び内容】

- ・農地環境整備事業実施計画に基づき実施する。

- ① 区画整理事業
- ② 水田転換を行う事業
- ③ 農業用排水施設整備事業
- ④ 農地保全事業
- ⑤ 農道整備事業
- ⑥ 暗渠排水事業
- ⑦ 高付加価値農業基盤整備事業
- ⑧ 附帯事業
- ⑨ 用地整備事業
- ⑩ 市民農園等整備事業
- ⑪ 生態系保全施設等整備事業
- ⑫ 遊水地整備事業
- ⑬ 土地改良施設の撤去及び跡地事業
- ⑭ 交換分合事業
- ⑮ 特認事業

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[9] 農村森林整備課
12. 農村環境整備事業費

12. 農村環境整備事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

国庫補助事業により大規模な農地や農業用施設を対象に農村の整備事業を進める一方、これを補完する小規模な施設について本事業により早急に整備し、事業効果の早期発現を図る。また、担い手農家やそれを支える農家及び土地持ち非農家など農村生活者の、一定の文化的で利便性のある生活環境基盤整備を行い、併せて親水施設等を整備することによって豊かで活力に満ちた農村づくりを行う。

【事業内容】

- ・かんがい用水
- ・ほ場整備
- ・農道整備
- ・ため池
- ・農業集落道整備
- ・農業集落排水施設整備

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業の緊急性・優位性の判断について

事業実施に際して地区毎に作成するチェックシートでは、当該事業の緊急性・優位性を記載してはいるものの、他の地区との差異を明確に示すものとはなっていない。

事業の緊急性・優位性の判断については、市町村から提出された実施計画書に基づき、まず農林事務所による実施計画ヒアリングによって、更に、本庁においても厳格な検討を行い、県内のバランスを考慮して事業実施の承認を行っているということであった。

今後はその緊急性・優位性についての判断結果や根拠資料を適切に保管することが望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
[9] 農村森林整備課
13. 県代行林道開設費・県営林道開設費

13. 県代行林道開設費・県営林道開設費

(1) 事業概要

【事業目的】

- ・林道を活用し森林整備コストの低減を図ること、林業経営の安定に寄与
- ・森林整備の推進により森林の有する多面的機能の持続、発揮
- ・森林の総合利用の推進、山村の生活環境の整備、地域産業の振興

【事業区分】

- ・森林基幹道整備（県代行林道開設費・県営林道開設費）
- ・森林管理道整備（県代行林道開設費）

【事業要件】

(共通)

- ①地域森林計画に記載された林道
- ②林道規定に規定する自動車道
- ③利用区域200ha以上
- ④着工後10年以内に、利用区域内森林面積に対し延べ面積で10%以上に相当する森林整備が見込まれること
(県代行林道開設費のみ)
- ⑤過疎法、山振法に基づく代行制度のよる路線

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①同一路線に対する複数財源の交付について

当該開設費と他の林道整備事業費（ふるさと林道緊急整備緊急整備事業費）について、各事業で複数の路線に分散して交付しているが、事業要件が類似していることもあり、両事業が同一路線に重複して交付する一方で、入札は事業ごとに行うため別々の業者が受注している事例が散見された。

- II. 各論（結果及び意見）
[9] 農村森林整備課
13. 県代行林道開設費・県営林道開設費

しかしながら、同一路線であれば、同一業者にまとめて発注した方が、複数の業者に発注するより工事間接費等の重複計上は回避され、全体の工事費用は低減されると考えられる。加えて、県側の入札・検査等の手続面や進捗確認等の管理面でも効率化が図られると考えられる。

地場企業の育成という観点や、国からの財源の負担によっては、計画どおり事業を進められなくなるといふ制度上の問題等が複雑にからむため、県単独で容易に解決できる課題ではないが、事業効率化の視点から抱いた事業実施方法の意見を記載したので参考としてほしい。

②検査調書の文書化について

検査調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていないかった。特に年度末近くに完成することが多い公共工事の性質を勘案すると、撮影年月日は、予定された年度内での工事完了・検査されたことを示す証拠となるため、検査調書や実施報告書等に添付される写真に明記することが望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
[9] 農村森林整備課
14. 森林環境保全整備事業費

14. 森林環境保全整備事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

- ・林道を活用し森林整備のコストの低減を図ること、林業経営の安定に寄与
- ・森林整備の推進により森林の有する多面的機能の持続・発揮
- ・森林の総合利用の推進、山村の生活環境の整備、地域産業の振興

【事業区分】

林道の開設、改良、舗装

【事業要件】

ア. 開設

- ①地域森林計画に記載された林道
- ②林道規程に規定する自動車道
- ③利用区域 50ha 以上（過疎等では 30ha 以上）
- ④全体計画延長 1.0 km（過疎等では 0.8 km 以上）

イ. 改良

- ①地域森林計画に記載された林道
- ②林道規程に規定する自動車道の改良
- ③利用区域 幹線 500ha 以上（過疎等では 200ha 以上）
その他 50ha 以上（過疎等では 30ha 以上）

ウ. 舗装

- ①地域森林計画に記載された林道
- ②林道規程に規定する自動車道の舗装
- ③利用区域 幹線 500ha 以上（過疎等では 200ha 以上）
その他 500ha 未満

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[9] 農村森林整備課
15. 県単林道事業費

15. 県単林道事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

- ・森林整備の基礎である林道の開設を行い、路網基盤の改善を図ることで、林業及び地域の振興に寄与する。
- ・林道改良及び舗装事業を行い、路網の機能向上を図り、善良な林道管理を促す。
- ・用地の補償費の一部補助を行い、円滑な事業の進捗をはかる。

【事業区分】

県単独林業事業

【事業メニュー】

通常県単 (①開設②改良③舗装) ④開設促進条件整備

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
[9] 農村森林整備課
16. ふるさと林道緊急整備事業費

16. ふるさと林道緊急整備事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

- ・林道を活用し森林整備のコストの低減を図ることで、林業経営の安定に寄与。
- ・森林整備の推進により森林の有する多面的機能の持続・発揮。
- ・森林の総合利用の推進、山村の生活環境の整備、地域産業の振興。

【事業内容】

- ・森林基幹道整備及び森林管理道整備（地方債の措置により県代行事業及び県営事業の実施）
山村地域の振興と定住環境の改善に資するため、集落間の連絡、橋梁、トンネル等の重要構造物の設置等、地域が緊急に対応しなければならぬ課題に応じて早急に行う必要がある基幹的な林道を自然環境の保全に配慮しつつ整備するもの。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①同一路線に対する複数財源の交付について

「13. 県代行林道開設費・県営林道開設費（3）意見 ①」参照

②検査調書の文書化について

検査調書について、添付された工事現場の写真に撮影年月日が明記されていなかった。特に年度未近くに完成することが多い公共工事の性質を勘案すると、撮影年月日は、予定された年度内での工事完了・検査されたことを示す証拠となるため、検査調書や実施報告書等に添付される写真に明記することが望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 1. 林業関係団体育成強化費

[10] 林業振興課

1. 林業関係団体育成強化費

(1) 事業概要

【事業目的】

林業関係団体の育成強化を図るため、関係団体に対する事業費等を補助する。

【補助名称】

福岡県森林・林業・木材産業関連団体育成強化事業補助金

事業種目	事業目的	事業主体
水源の森基金事業	水資源安定確保のため、森林整備の推進及び林業の振興を図る。	公益財団法人福岡県水源の森基金
木材産業振興対策事業	木材需要の安定的拡大のため、木材産業の組織化、経営の改善及び技術の向上を図る。	一般社団法人福岡県木材組合連合会
森林組合振興対策（指導）事業	林業生産の増大及び林業就業者の福祉の向上のため、森林組合系統組織の振興を図り、林業経営の協業化を促進する。	福岡県森林組合連合会
苅田港外材輸入対策事業	木材需給の安定のため、苅田港における木材団地の整備及び貯木施設の管理を行い、外材の適正な入荷調整を図る。	苅田港貯木事業協同組合
特用林産振興・人材育成対策事業	特用林産物の安定的な生産の振興及び人材育成を図る。	福岡県特用林産振興会
樹苗農業協同組合振興対策事業	優良林業用種苗等の効率的な生産、販売及び経営技術の向上を図る。	福岡県樹苗農業協同組合
樹芸林業振興・対策事業	緑化樹木の生産振興及び緑化の推進を図る。	公益社団法人福岡県樹芸組合連合会
森林土木事業推進対策事業	森林土木事業の推進及び拡充強化を図る。	福岡県治山林道協会

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
〔10〕林業振興課
1. 林業関係団体育成強化費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①補助事業における事業計画及び事業実績報告の記載について

補助事業にかかる事業計画および事業実績報告の記載について、不十分な点が見受けられるものがあつた。

ア. 木材産業振興対策事業

交付申請および事業報告において、実施内容の記載はあるものの、その規模については明らかではない。

活動量や規模に関して記載された計画・実績を入手する必要がある。

イ. 森林組合振興対策（指導）事業

交付申請において、実施内容の記載はあるものの、事業規模については明らかではない。活動量や規模に関して記載された計画を入手する必要がある。

ウ. 樹芸林業振興・対策事業

事業報告における実施内容の記載が、事業計画に記載された実施内容に対応する記載となっておらず、実績を確認する上で困難なものがある。

県としては、補助の内示前に前年度の実績も踏まえた事業内容の聞き取りや、履行確認時において、事業内容の聞き取りを行い、事業が適切に実施されていることを確認していることから、実態の把握はできているということであるが、これらを事業計画や実績報告に適切に反映させることが望まれる。

②森林組合振興対策（指導）事業における人件費の計上方法について

事業実績報告は、以下のとおり事業内容の活動量が従事日数および指導回数で報告されているが、その記載に不十分な点が見受けられる。

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 1. 林業関係団体育成強化費

事業実績報告（要約）

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

①振興対策指導

指導に要する人員		指導の対象	
従事実人員	従事延日数	組合数	延回数
5名	59日	9組合	40回

(2) 経費の配分

区分	内訳	事業費
振興対策指導	人件費	6,000,000円
	旅費	347,601円
	需用費	238,100円
	役員費	276,726円
	使用料及び賃借料	306,252円
計		7,168,679円

ここで、上記実績報告を基に、1日あたりの人件費を算定してみた。人件費6,000,000円を従事延日数59日で割ると、1日あたり人件費は100,000円程度となり、比較的高額になるため、県に確認した。

事業実績報告に記載の従事延日数59日については、主要な用務の出張日数のみを記載した誤りであり、このほか用務に伴う資料作成、内部協議、出張、報告等への従事があるため正確には264日であったとのことであった。このため1日あたり人件費は高額とはならないことが分かった。

また、人件費の計上方針について、県では、事業管理費の人件費総額に占める指導部門の最低割合が30%にあたと想定し、必要な額を適切に計上していることを確認しているということであった。しかしながら、実績報告に添付の計上根拠資料においては、A氏、B氏、C氏、各人の年間給与の30%を当事業の人件費として計上しており、人件費の計上方針と実績報告に添付の計上根拠資料とが相違していた。

実績報告においては、適切な計上根拠資料に基づき、実態を適切に反映させたものとする必要がある。

II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 1. 林業関係団体育成強化費

事業報告に添付の経費配分根拠資料（要約）

旅費

氏名	期間
A氏	4日
B氏	6日
C氏	15日
D氏	31日
E氏	3日
計	59日

人件費

氏名	人件費
A氏	年間給与×30%
B氏	年間給与×30%
C氏	年間給与×30%
計	6,000,000円

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 2. 県産材競争力強化費

2. 県産材競争力強化費

(1) 事業概要

【事業目的】

県内需要に対応できる原木及び製材加工品の供給体制を整備することにより、県産木材の競争力を強化し、県内消費の拡大を図る。

【事業内容】

事業名	内容	実施主体
民間事業者技術力向上推進事業	高性能林業機械導入に係るリース費用に対する助成（補助率40%）	民間事業者
JAS 製品供給拡大推進事業	①JAS 制度に関する説明会の開催 ②JAS 認定取得に係る費用に対する助成（補助率1/2）	①県 ②製材工場
製材工場再編促進事業	県内製材工場の再編に向けた協議に係る費用に対する助成（補助率1/2）	(社)福岡県木材組合連合会等

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 3. 県産材シェア増対策費

3. 県産材シェア増対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

県内木材需要に占める県産材シェアの拡大を図るため、主伐を推進し木材供給量を増大させるとともに、需要拡大に向け公共建築物や店舗等の住宅分野以外の木造・木質化を推進する。

【事業内容】

事業名	内容	事業主体
主伐材流通促進事業	①主伐に対する助成（県単造林事業費 18,448 千円） ②コンテナ苗の植栽を実践する現地研修の開催 ③主伐に関する情報発信	①協議会 ②③ 県
木造・木質化推進事業	①モデル的な木造・木質化建築物の表彰 ②県産材を活用した製品の展示会の開催 ③木造設計の手順などを解説した技術書の作成 ④木造設計に係る講習会の開催	県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 4. 森林整備加速化・林業再生事業費

4. 森林整備加速化・林業再生事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

路網の整備やバイオマス利用施設等の整備、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、森林整備の加速化と森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図る。

【事業内容】

当事業は、以下の複数の補助事業より構成されている。

事業名	主な内容	事業主体
森林整備加速化・林業再生推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営 ・協議会の開催に要する経費、間伐や路網整備、木材の利用拡大など総合的な計画を策定するために必要な経費等を補助。 ・路網整備の実施 	福岡県森林整備加速化・林業再生事業推進協議会
森林整備事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養機能・山地災害防止機能の維持推進を図るため、また木材等森林資源の循環利用に資するための森林施業や木材の効率的な供給に向けた路網整備を行う。 ・森林獣害防止等対策 ・野生鳥獣の被害対策等を行う。 	市町村、森林組合等
林業機械の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・高性能林業機械等の整備を補助。 	森林組合、林業者の組織する団体、林業事業者等
木材加工流通・地域材利用開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・木材加工流通施設等整備 ・効率的な木材製品の生産を行うため、製材工場等の加工流通施設を整備する。 	製材工場等
木質バイオマス利用施設等整備	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスエネルギーの利用拡大を図るため、木質資源ボイラー等を整備する。 ・公共建築物の内装木質化および木造公共建築物等の整備 	市町村、森林組合、民間事業者等
木造公共施設等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域材の利用を促進する上で効果的な公共施設の整備について、その一部を助成する。 	市町村、民間事業者等

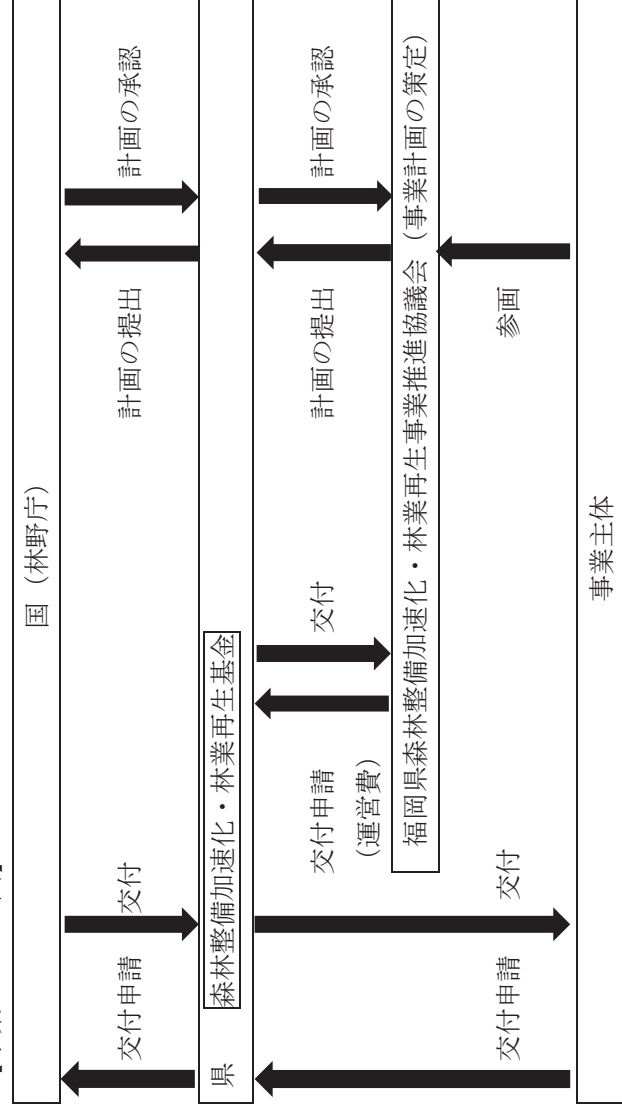
II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 4. 森林整備加速化・林業再生事業費

事業名	主な内容	事業主体
森林・林業人材育成加速事業	<ul style="list-style-type: none"> ・素材生産を低コストで行える人材の緊急育成 素材生産作業に必要な安全講習等の受講に対する支援 素材生産業者への安全装備等の購入支援 素材生産業者の班長等へのキャリアアップ研修の受講の支援 	県、林業労働力確保支援センター
原木しいたけ再生回復緊急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・原木しいたけ振興・新需要創出支援 新商品の開発など販路開拓に向けた活動等に対する支援 	市町村、森林組合、生産森林組合等

【根拠法令】

福岡県森林整備加速化・林業再生事業補助金交付要綱

【事業スキーム図】



- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 4. 森林整備加速化・林業再生事業費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①補助申請書類における残高証明書入手の意義について（事業全体）

当事業では、補助の交付申請において、補助交付団体より1口座分の残高証明書や融資証明書の提出を受けている。

補助事業を遂行する能力を持っているかを判断するために入手しているということであるが、提出を受けたもの以外にも口座を保有している可能性があり、一時的な口座間の移動や、預金の預け入れや引き出しにより、残高の調整も可能なため、1口座のみの残高証明書を提出させる意義は乏しいものと思われる。

②概算払いに伴う収支計画について（原木しいたけ再生回復緊急対策）

補助交付団体から提出された平成27年1月8日付事業遂行状況報告書によると、平成26年12月31日時点における支出済額は9,100,000円と記載されている。

事業報告では、平成26年11月18日にイベントを実施しており、実際には第3四半期において事業費の支出があったと想定される。

一方、平成27年2月に提出された第4四半期の概算払請求時における収支計画書では以下のように、第3四半期には事業費の支出はなく、実際の支出状況と異なる記載となっていると思われる。

区分	事項名		収入・支出計画			
	事業種目	補助金額	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
収入	県補助金	10,000	0	6,300	0	3,700
	事業主体負担金	0	0	0	0	0
	計	10,000	0	6,300	0	3,700
支出	事業費	10,000	0	6,300	0	3,700
	計	10,000	0	6,300	0	3,700

以上より、事業実施時期と整合した適切な収支計画の作成の指導が望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
[10] 林業振興課
4. 森林整備加速化・林業再生事業費

③補助事業の履行確認について（原木しいたけ再生回復緊急対策）

当事業の福岡県森林整備加速化・林業再生事業補助金交付要綱では、実施内容ごとに助成額の上限を設定している。

事業計画においては、この上限の助成単価に実施回数を掛け合わせ、助成額を算定している。

しかしながら、実績報告においては、実施回数を把握することができず、また事業費の内訳が示されていないことから、同補助金交付要綱における助成額の上限の要件を満たしているのか否か、また事業計画に則り適切に事業を実施しているのか否か確認できない。

県出先機関において、実施回数や事業費の内訳が確認できる根拠資料に基づき調査し、事業が適切に実施されていることを確認しているということであるが、事業の実施状況を具体的に把握できる実績報告の提出を求めることが望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 5. 林業労働力確保対策費

5. 林業労働力確保対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、公益財団法人福岡県水源の森基金内に設置した福岡県林業労働力確保支援センターの事業を助成することにより、林業労働力の育成・確保及び林業事業者の経営基盤の強化を図る。

【事業内容】

事業名	内容	補助率
林業就業者確保対策事業	林業架線作業講習に要する経費	国 1/2 県 1/2
林業労働力確保支援センター運営事業	林業労働力確保支援センターの運営に要する経費	定額
林業安全研修事業	安全衛生教育、林業資格取得促進、技術取得研修に要する経費	県 1/2

【事業主体】

福岡県林業労働力確保支援センター（(公財)福岡県水源の森基金）

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 6. 森林調査等活動支援費

6. 森林調査等活動支援費

(1) 事業概要

【事業目的】

森林所有者等による森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認等の諸活動に対しての支援

【事業内容】

区分	内容	事業主体
森林整備地域活動支援交付金	森林経営計画の作成及び森林の集約化に必要な諸活動に対する助成。 交付率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4	市町村
森林整備地域活動支援交付金推進事務費	交付金の交付を適正かつ円滑に実施するための必要事務費。	市町村 県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 7. 森林整備推進対策事業費

7. 森林整備推進対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

間伐材の利用促進にも資する林業機械作業システムの整備を行うことにより、効率化・低コスト化を図る。

【事業内容】

メニュー	高性能林業機械等の整備	種苗生産施設の体制整備
事業種目	林業機械作業システム整備	—
政策目標	森林整備の推進	被災した森林の再生に必要なマツ等苗木を供給
対象とする事業	林業機械導入	種苗生産施設の体制整備
交付率	4.5/10	1/2
事業実施主体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、森林整備法人、林業公社等	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、その他知事が認める団体、林業用苗木の生産者等

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 8. 造林事業費・県単造林事業費

8. 造林事業費・県単造林事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

森林の多面的機能の回復を図るため、森林整備に係る経費の一部を助成し、林業生産意欲を増進させ、森林の健全化を推進する。

【事業内容】

事業名	内容
造林事業費	<p>①森林環境保全直接支援事業 流域における水源かん養機能・山地災害防止機能の維持増進を図るため、また木材等森林資源の循環利用に資するための搬出間伐等の森林施業及びこれに必要な路網整備を行う。</p> <p>②環境林整備事業 森林災害の復旧等諸々の条件に応じた森林資源の造成または整備を行う。松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換を行う。</p> <p>国の補助対象外の造林についての補助。 森林整備等の内容は、人工造林等、間伐、くぬぎ等造林、森林作業道、鳥獣被害防止施設。</p>
県単造林事業	

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 9. 緑化推進事業費

9. 緑化推進事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

地域緑化の推進に寄与するとともに、緑化木産業の振興を図る。

【事業内容】

県有施設における緑化木の植栽工事等

事業名	内容	実施主体
県有施設緑化事業	○事業目的 地域緑化の推進に寄与するとともに、緑化木産業の振興を図る。 ○事業内容 県有施設における緑化木の植栽工事等	県
緑化推進事業 (福岡県植樹祭)	○事業目的 県民の森林に対する愛情を培うとともに、県土の保全、森林資源の確保、環境緑化の推進等に寄与する。 ○事業内容 福岡県植樹祭負担金	福岡県植樹祭 実行委員会
緑化推進事業 (九州北部三県み んなの森林づくり)	○事業目的 九州地方知事会で制定された「九州森林の日」において、九州北部三県（福岡・佐賀・長崎）合同で、ボランティアによる森林づくりを実施する。 ○事業内容 「九州北部三県みんなの森林づくり」の開催	福岡県 佐賀県 長崎県 (共催)

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 10. 荒廃森林再生費

10. 荒廃森林再生費

(1) 事業概要

【事業目的】

県内の荒廃した森林を再生し、森林の有する公益的機能を回復させ、これを十分に発揮できる緑豊かな森林として次世代へ引き継ぐことを目的とする。

【事業内容】

事業名	内容
荒廃森林再生事業	<p>①森林の整備 15年以上施業がなされおらず、林内に十分な光が入らないため、下層植生が消滅又はその恐れがあり、森林の有する公益的機能が低下している人工林を対象に、間伐、枝落し、除伐、作業路等の開設を行う。</p> <p>②森林の造成 伐採後、植栽されず3年以上放置され、植栽によらなければ森林の再生が困難と見込まれる林地を対象に広葉樹の植栽、下刈、作業路等の開設を行う。</p> <p>③荒廃森林の公的取得 荒廃森林のうち、水源かん養、土砂災害防止などの公益的機能を高度に発揮させる必要があるがあり、やむを得ず公的 management が必要な森林を対象に荒廃森林の取得を行う。</p>
環境の森林保全 交付金	<p>荒廃森林再生事業により再生した森林を「環境の森林」として長期間保全していくことを目的とし、「環境の森林」を長期間保全するために必要な管理経費を交付する。</p>
松くい虫被害対策 強化事業	<p>松くい虫を早急かつ徹底的に駆除し、被害のまん延を防止するため、市町村が実施する被害対策を支援し、松林が持つ公益的機能を維持することを目的とし、松くい虫被害を受けて枯れた松の伐倒駆除に要する経費を支援する。</p>

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [10] 林業振興課
 11. 県民参加の森林づくり推進費

11. 県民参加の森林づくり推進費

(1) 事業概要

【事業目的】

森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運の向上を図るため、県民参加による森林づくりを推進する。

【事業内容】

事業名	内容
森林づくり活動 公募事業	ボランティア等が自ら企画立案し、実行する森林づくり活動を広く公募し、採択されたものに対して支援 ①対象となる森林づくり活動 森林の整備・保全、里山の保全、森林環境教育等 ②応募資格（事業主体） 県内に事務所を有するボランティア団体、NPO等
情報発信事業	県民の森林に関する知識や理解を深め、森林に親しむ機会を増やすと共に、森林環境税による事業の透明性を高める。 ①森林に関する普及啓発 ・森林の働きや荒廃森林の再生の必要性についての普及啓発 ・森林に関する行事やボランティア活動に役立つ情報の発信 ②森林環境税事業の公表と啓発 ・事業の透明性の確保及び事業実績の公表 ・森林環境税事業についての啓発 ③森林環境税事業評価委員会の開催 ・森林環境税事業の実績評価や提言 ・森林づくり活動公募事業の審査

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
[10] 林業振興課
12. 林業労働力確保支援費

12. 林業労働力確保支援費

(1) 事業概要

【事業目的】

林業就業に意欲がある者に対して、安全で効率的な林業の実施に必要な技術を付与することにより、幅広く担い手を確保し、林業への就業意欲・定着を進める。

【事業内容】

林内作業は、危険を伴い熟練を要することから、林業就業に意欲がある者に対し安全かつ効率的な作業に必要な基本的な知識・技術等を習得させるための研修を森林組合等に委託。

区分	内容
基本研修	森林・林業に関する基本的な知識を習得させるための座学及び実習等による研修。
実践研修	知識、技術、技能の習得を図るための森林組合等における現場作業を通じた実践的な研修。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [11] 漁業管理課
 1. 水産関係団体強化育成費

[11] 漁業管理課

1. 水産関係団体強化育成費

(1) 事業概要

【事業目的】

水産関係団体との連携を強化し、今後の水産業振興に係る諸施策の円滑な推進を図る。

【事業内容】

区分	内容
水産関係団体強化育成費	水産関係団体の育成強化を図るため、関係団体に対する補助

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①実績報告書について

実績報告書の提出書類について、記載内容に不整合があった。

福岡県水産団体指導協議会から提出を受けた、水産団体指導事業協議会指導強化費補助金実績報告書における別表 1 「経費の配分」の記載は以下のとおりである。

区分	補助事業に要した経費
研修事業費	
(イ) 役員研修	3,916,458 円
(ロ) 内水面研修	413,797 円
(ハ) 漁村女性研修	639,261 円
(ニ) 後継者研修	5,395,378 円

これに対し、別表 3 「平成 26 年度事業実績」においては、(イ) 役員研修、(ロ) 内水面研修、(ニ) 後継者研修の記載はあるものの、(ハ) 漁村女性研修の記載は確認できなかった。

Ⅱ. 各論（結果及び意見）
〔11〕漁業管理課
1. 水産関係団体強化育成費

この点につき県の担当者に質問したところ、(ハ)漁村女性研修は水産振興課で所管しており、当該研修に係る事業実績は水産振興課に提出され、研修は適切に実施されていることを確認しているとの回答を得た。

しかしながら、補助金は当事業において交付しているものであるから、漁村女性研修についても当事業の実績報告書において報告を受けなければならないと考える。

「福岡県水産関連事業費補助金交付要綱 第14条（実績報告）」によれば、補助事業者は、補助事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに水産関連事業費補助金実績報告書により知事に報告しなければならない。」と規定されている。

よって、補助金の適正な支出を確認するため、他の部署において何らかの報告がなされているとしても、当補助事業における実績報告書において管理すべきである。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
〔1 1〕 漁業管理課
2. 漁業調査船「ずいよう」代船建造費

2. 漁業調査船「ずいよう」代船建造費

(1) 事業概要

【事業目的】

老朽化した漁業調査船「ずいよう」の代船建造を行うことにより、安全かつ効率的な調査業務の遂行が可能となり、有明海域における水産振興に寄与する。

【事業内容】

事業名	内容
漁業調査船「ずいよう」代船建造費	漁業調査船「ずいよう」の代船建造

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [1 1] 漁業管理課
 3. 漁業近代化資金利子補給費

3. 漁業近代化資金利子補給費

(1) 事業概要

【事業目的】

漁業者等の資本整備の高度化と経営の近代化を推進するため、県が利子補給を行うことで、信漁連が行う資金の融通の円滑化を図る。

【事業内容】

事業名	内容
漁業近代化資金利子補給	<p>漁業者が水揚げの拡大や効率化を図るため、漁船や養殖施設等の購入・改良を行うために信漁連等から借入れた資金に係る金利の一部を県が負担する。</p> <p>本県では後継者不足や漁業者の高齢化対策のため、漁業所得など一定の要件を満たす漁業者に「基幹的漁業者育成資金」として、利子補給の上乗せを行っている。</p> <p>基準金利はほぼ毎月改定され、これに連動して利子補給率も変更される。</p>

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
[1 1] 漁業管理課
4. 沿岸漁業改善資金業務費

4. 沿岸漁業改善資金業務費

(1) 事業概要

【事業目的】

沿岸漁業改善資金助成事業の事務費及び委託料

【事業内容】

区分	内容
沿岸漁業改善資金の事務費	沿岸漁業改善資金の事務執行に必要な所要経費
沿岸漁業改善資金の委託料	沿岸漁業改善資金の事務委託に必要な所要経費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [11] 漁業管理課
 5. 沿岸漁業改善資金貸付金

5. 沿岸漁業改善資金貸付金

(1) 事業概要

【事業目的】

漁業者の経営及び生活の改善、青年漁業者の養成を図る。
 沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業従事者の福祉の向上に資する。

【事業内容】

事業名	内容			
沿岸漁業改善資金の 沿岸漁業従事者に対 する貸付金	(参考)			
	年度	融資枠 (千円)	実績件数 (件)	実績金額 (千円)
	18	123,000	8	122,080
	19	201,500	7	93,970
	20	220,229	15	198,880
	21	128,000	6	80,300
	22	150,000	4	51,800
	23	161,000	8	102,770
	24	210,000	5	76,700
	25	171,000	3	41,970
26	139,000	3	14,180	
沿岸漁業改善資金貸 付金の自主納付	国の基準により資金規模の適正額を算定し、資金造成額693,404千円（平成24年度末）から90,138千円の自主納付を行う。 資金造成と同割合で自主納付を行うため90,138千円のうち、2/3に当たる60,092千円を国庫補助金へ返還、1/3に当たる30,046千円を県一般財源へ返還する。			

- II. 各論（結果及び意見）
[11] 漁業管理課
5. 沿岸漁業改善資金貸付金

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

① 予算額の執行残について

平成26年度の沿岸漁業改善資金の沿岸漁業従事者に対する貸付金は、予算額139,000千円に対して、実績は14,180千円と実行率は約10%と大幅に予算額を下回っている。

また、平成18年度から平成25年度までの平均貸付実行率は、対予算比で56.3%となっており、実績件数は平均7.0件/年となっている。

当該貸付事業の利用実績が低迷している要因について、平成21年度から、国において、近代化資金を借り入れの際に利子助成を行い、近代化資金の金利負担が軽減され実質無利子になる事業が実施されたため、近年、近代化資金のメリットが大きくなり、改善資金の借入需要が減少しているとのことである。

しかしながら、当該国の事業は平成27年度で終了し、これに代わる平成28年度から平成30年度までの新規事業の予算を国会で審議中であるが、国の事業がこれで最後となれば、今後、元々無利子である改善資金の借入需要は増加すると見込まれるとのことである。

上記内容を踏まえるならば、今後の国の事業の動向や、改善資金や近代化資金の貸付、返済の状況などを踏まえながら、長期的なスパンで必要に応じ事業規模等の見直しを行うべきであると考ええる。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [11] 漁業管理課
 6. 有明海漁場再生対策事業費

6. 有明海漁場再生対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

有明海の漁業生産の回復と漁場環境の保全及び回復に向けた措置を講じる必要があり、県内沿岸域の地先性の高い魚種に関する調査・技術開発を実施する。

有明海特別措置法が平成14年に制定され(平成23年改正)、同法に基づき、有明海の再生に関する福岡県計画を策定した。平成15年度までの原因究明調査の結果を受け、16年度以降、再生計画を着実に推進するために本事業を実施している。

【事業内容】

区分	内容
漁場環境モニタリング調査(国委託)	漁場における水質、気象、海況調査を行い、ノリ網の張り込み次期、赤潮発生予察、貧酸素水塊等の基礎資料とする。
ノリ漁場利用高度化開発試験	あかぐされ病菌の早期検出技術を確立し、病害の早期対策を行うことで、生産性の向上を図る。
赤潮発生被害対策調査	ノリ色落ち対策として、珪藻等の赤潮プランクトンを摂餌する有明海産カキの生態ならびに増殖手法の検討を行う。
タイラギ成熟状況調査	資源減少要因を明らかにするため、タイラギの稚貝から成貝までの成熟状況の把握および水質、底質の調査から、タイラギの斃死要因を検証する。
シジミ管理手法の開発	有明海筑後川河口域における重要貝類であるシジミの資源状況、生息環境を把握し、持続的な漁獲を得るための資源管理手法を開発する。
ナルトビエイ広域生態調査	二枚貝類の食害種であるナルトビエイの移動生態を把握し、より効率的な駆除、防除対策に資する。

- II. 各論（結果及び意見）
[11] 漁業管理課
6. 有明海漁場再生対策事業費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、以下の指摘事項が検出された。

①特命随意契約の公表について

有明海再生を図るための国（水産庁）の補助事業（国庫補助10/10）として行われている「特産魚類の生産技術高度化事業」に係る「エツ種苗生産技術の改善に関する試験に係る業務委託契約」がある。

当該契約は下筑後川漁業協同組合との「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に基づく随意契約である。

特命随意契約の場合、「福岡県随意契約取扱要綱 第4章 公表 第11条より、「所属長は、一者から見積書を徴して行う随意契約（特命随意契約）のうち、政令第167条の2第1項第2号及び第6号による契約においては、契約締結後その契約内容を速やかに福岡県のホームページで公表するものとする」と規定されている。

しかしながら、当該特命随意契約については公表されていない。規定を順守し、公表する必要がある。

- II. 各論（結果及び意見）
 [11] 漁業管理課
 7. 有明海環境改善事業費

7. 有明海環境改善事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

有明海再生を図るための国（九州農政局）からの受託事業。沖合域での広域回遊魚や複数県が関係する漁場での調査及び技術開発。

- ・有明海魚介類の生息環境改善のため、次の調査を実施。
- ・タイラギ漁場の環境改善のための実証試験調査および漁場造成適地選定のためのデータ収集を実施

平成16年大臣談話に係る、開門調査に代わる再生のための調査についても、平成25年以降も引き続き調査を実施し、データ収集に努める。

これらの受託事業は、有明沿岸4件で実施され、環境データの継続的な収集に重要な役割を果たしている。

【事業内容】

区分	内容
タイラギ潜水器漁場改善実証事業	<ul style="list-style-type: none"> ・過去にタイラギの主要な漁場であった峰の洲のタイラギ資源を回復増大のために、覆砂による環境改善効果を検証する。 ・沖合漁場の環境改善策を検討するための基礎データとなるプランクトン等の基礎生産力等の生態調査を実施する。
重要二枚貝調査	タイラギの生息に影響を及ぼすとされる沖合域の流況や貧酸素、浮泥の動向等の環境を把握することにより、斃死原因究明のためのデータを得る。

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [11] 漁業管理課
 8. 漁場環境保全対策費

8. 漁場環境保全対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

県内主要漁場の水質・底生生物等を継続して調査し、その結果を関係漁業者等に情報提供し、漁業被害を未然に防止するとともに安全な水産物の出荷に資する。

また、漁場に影響を与える漂着物や有害生物を駆除・除去する活動に対し支援を行い、漁場機能の維持・回復を図る。

【事業内容】

事業名	項目	内容
漁場環境監視等 強化対策事業費	水質環境調査	水質を定期的かつ長期的に調査する。
	生物モニタリング調査	底質（底生生物の育成の場）、藻場（海藻類の生息域）を定期的かつ継続的に調査する。
	赤潮発生監視調査	赤潮プランクトン、赤潮発生状況を定期的・臨時的に調査する。
	貝毒発生監視調査、 貝毒調査・検査	貝毒原因プランクトン調査と貝毒検査を行う。
漁場環境保全総 合化推進事業	有明海クリーンアップ事業	有明海沿岸における漁場者による有明海沿岸4県一斉清掃事業に対する支援
	筑前海・豊前海漁場クリーンアップ事業	筑前海・豊前海沿岸における漁業者による一斉清掃活動及び、一般市民に対する環境美化意識の啓発活動に対する支援
	水産多面的機能発揮対策事業	漁場環境保全活動に対する支援
水産多面的機能 発揮対策事業	水産多面的機能発揮対策協議 会等運営事業（県）	市町村への指導 漁業者グループへの技術的な指導
	水産多面的機能発揮対策協議 会等運営事業（市町村）	漁業者グループと協定を締結 書類審査や活動の現地確認
有明海沿岸漂着 物臨時回収・処理 対策事業	有明海沿岸漂着物臨時回収・ 処理対策事業	干潟の漂着物回収・処理費用及び事業執行 に要する市事務経費の助成

- II. 各論（結果及び意見）
[11] 漁業管理課
8. 漁場環境保全対策費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①実績報告書について

水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業において、市町村からの実績報告書に、活動内容の欄が空欄のものが2件あった（福岡市からの水産多面的機能発揮対策事業費交付金実績報告書、糸島市からの水産多面的機能発揮対策事業費交付金実績報告書）。

この点につき県の担当者に質問したところ、水産多面的機能発揮対策事業費交付金実績報告書と同時に福岡市、糸島市から県を経由して国に提出されている「水産多面的機能発揮対策事業実施要領の運用」に基づく水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業市町村推進事業実績報告書には、その活動内容や要した経費も記載されており、その内容をもって福岡市、糸島市の活動内容について確認出来たことから、事業が適切に実施されていることを確認しているとの回答を得た。

しかしながら、交付金は当事業において交付しているものであるから、「水産多面的機能発揮対策事業実施要領の運用」に基づく実績報告書の提出を同時に受けているとしても、「水産多面的機能発揮対策事業費交付金交付要綱」に基づく実績報告書においても報告を受け、確認する必要がある。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 1. 我が国周辺漁業資源調査費

[12] 水産振興課

1. 我が国周辺漁業資源調査費

(1) 事業概要

【事業目的】

我が国周辺漁業資源の基礎的・継続的データを蓄積するとともに、より精度の高い資源状況の推定を可能にするための調査を行い、資源状況の把握、資源診断、資源評価の算出及び資源管理方針の検討を行う。

【事業内容】

事業名	内容
資源評価基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業別漁獲状況調査 (漁場別の漁獲状況及び漁獲努力量のデータ収集) ・資源量調査 ・資源調査対象魚種の基礎調査 ・生物情報収集調査 (魚種別の年齢組成、体長、体重、性別判断、成熟状態の測定) ・標本船調査 (漁業実態の聞き取り等による情報収集) ・沿岸資源動向調査 (沿岸回遊性魚種の資源動向調査)
資源評価高度化調査	<ul style="list-style-type: none"> ・沖合海域海洋観測等調査 (沖合海域の海洋観測、卵稚仔の測定) ・魚群量調査

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[12] 水産振興課
- 2. 資源増大技術開発事業費

2. 資源増大技術開発事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

関係県（福岡県、佐賀県、熊本県、長崎県）が連携して種苗放流と放流効果調査を実施し、資源の回復と漁家所得の向上を図る。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
広域回遊魚放流実施体制整備事業	広域回遊魚共同放流推進会議、同推進ワーキンググループに参加し、政策連合を実施。	本庁 水産海洋技術センター
共同放流モデル事業推進事業	有明四県クルマエビ放流事業を実施主体に完全移行するために必要な放流及び調査検討を行う。	本庁 水産海洋技術センター 有明海漁連
次期連携魚種検討事業	クルマエビに続く魚種として、トラフグ共同放流について体制の整備と実施に必要な放流及び調査検討を行う。	本庁 水産海洋技術センター 沿岸漁業出漁者協議会

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 3. 栽培漁業センター運営費

3. 栽培漁業センター運営費

(1) 事業概要

【事業目的】

沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規定に基づき、福岡県にて策定した「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」に定める魚種毎に設定した放流数量の目標を達成し、安定した漁獲量の確保と漁家所得の向上を図る。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
種苗生産・配布事業	<ul style="list-style-type: none"> 栽培漁業センターの施設を利用して放流用種苗を生産、県内漁協等に配布する。 	ふくおか豊かな海づくり協会
栽培漁業センターの施設補修	<ul style="list-style-type: none"> 海水取水先端清掃・取水管調査 トイレ改修工事 	福岡県
基本財産の返戻に伴う補助金	<ul style="list-style-type: none"> ふくおか豊かな海づくり協会が県に基本財産を返戻することに伴い、県が当協会に対して、返戻額の運用益相当分を補助する。 	福岡県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 4. 資源管理型漁業対策事業費

4. 資源管理型漁業対策事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

- ・コスト削減、品質管理、流通対策等による総合的な資源管理を実施し、漁家経営を改善する。
- ・重要魚種の資源管理方針を作成、進行管理することで、資源の早急な回復、適切な管理及び持続的利用を実現する。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
資源管理方針管理対策	<ul style="list-style-type: none"> ○資源管理方針の実施・検証 ・重要魚種について、資源・漁獲の実態調査、単価向上・漁具改良等の試験、資源管理のための普及啓発及び漁業者による自主的取組の支援。 ・小型魚の保護、流通対策等の取組を行うことで漁業者による自主的な資源管理を実施。 ・関係漁業者が現場サイドで協議するための漁業者協議会を開催。 ○調査検討活動事業 ・資源管理方針について、関係者との連絡調整、協議を行い、県内で実施可能な計画を検討。 ・資源管理方針対象種または候補種に関する基礎調査を実施し、必要な管理措置や支援策等について検討。 ・漁業者に対し、資源管理方針制度に対する普及指導を行い、計画に対する合意形成を目指す。 ・TAE制度に関する現場指導を行い、管理報告体制を整備。 ・TAEに基づく漁獲状況等の報告聴取・集計・管理及び水産庁への報告。 ○漁調委等指導費 ・広域漁業調整委員会が資源管理方針に関する協議を行うにあたり、必要な調査、意見聴取を実施。 	福岡県等
資源管理所 所得補償対策	<ul style="list-style-type: none"> ○資源管理・所得補償対策 ・所得補償に関する資源管理指針、資源管理計画策定及び運用 ・資源管理協議会の指導・徹底 ・所得補償に関する資源管理措置履行確認及び情報収集 	福岡県

- II. 各論（結果及び意見）
 [1.2] 水産振興課
 4. 資源管理型漁業対策事業費

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

(3) 意見

①事業の成果指標について

当事業において行われている目標と実績の比較・検討には下記のような問題がある。

成果指標	目標
サワラ瀬戸内海系群資源回復計画	左記計画の実施
周防灘小型機船底引き網漁業対象種資源回復計画	左記計画の実施
九州山口北西海域トラフグ資源回復計画	左記計画の実施
福岡湾口域イカナゴ資源回復計画	左記計画の実施
有明海ガザミ資源回復計画	左記計画の実施
ハマグリ資源管理指針	左記計画の実施

上記成果指標は、計画を策定し、継続実施することによって管理効果を高めるという考え方に基づくものである。しかしながら、当該成果指標によれば、事前に立てられた計画を実施すれば目標が達成されることとなってしまふ。適切な成果指標の設定が望まれる。

- II. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 5. 保護水面管理事業費

5. 保護水面管理事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

- ・保護水面の適正な管理により、アワビ資源の保護増殖を図る。
- ・アワビ資源の保護増殖により、漁業経営の安定化を図る。

【事業内容】

区分	事業内容	事業主体
管理の実施	保護水面管理に基づく指導により、漁業協同組合の保護水面管理を技術的に支援する。	県
管理の実施	県からの管理委託に基づき、海上監視、広報活動等を行い、保護水面の管理を行う。	漁業協同組合
調査の実施	保護水面及び周辺海域のアワビ調査を実施し、保護水面管理を効率的に実施するための基礎データを収集する。	県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- Ⅱ. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 6. 豊前海アサリ資源回復対策費

6. 豊前海アサリ資源回復対策費

(1) 事業概要

【事業目的】

漁業者と連携し「かぐや方式」の技術を確立し、実用化することで、早期に本県豊前海のアサリ資源回復を図り、アサリ漁業を基軸とした漁船漁業等との複合的な操業による漁業経営の改善を図る。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
アサリ稚貝育成装置の実証及び普及	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業者と連携したアサリ稚貝育成に最適な装置の実証及び普及 ・干潟面から装置までの高さの検討 ・装置の長さに関する検討 ・装置内のネットの目合いの検討、ネットの段数の検討 ・漁業者に対する現地研修（普及指導・調査結果報告） 	本庁 水産海洋技術センター

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[12] 水産振興課
7. 大規模沿岸漁業経営改善支援費

7. 大規模沿岸漁業経営改善支援費

(1) 事業概要

【事業目的】

漁業量を増やすことにより収入を増加させようという意識が強い漁業者の意識改革を図り、経営感覚に優れて漁業者を育成することで、鮮度向上、経費削減による収益向上の取組を推進する。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
大規模漁業の経営改善に関する支援	○脱血装置を用いたブリの鮮度向上効果の検証 ○まき網の省コスト型網の実証 ・網構造の改良 ・試験操業の実施	県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [1.2] 水産振興課
 8. 福岡の魚競争力強化促進事業

8. 福岡の魚競争力強化促進事業

(1) 事業概要

【事業目的】

小規模漁業の漁獲物が、流通・消費ニーズにあったものとなるよう、鮮度保持マニユアルや出荷基準を策定し、これらに沿った組織的な出荷に取り組むことで県産水産物の市場評価及び単価の向上を図る。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
小規模漁業で漁獲された水産物の高鮮度出荷	<ul style="list-style-type: none"> ・鮮度保持マニユアルの作成 ・出荷物を均質化させるための出荷基準の策定 ・マニユアルや出荷基準に則した市場出荷の効果検証 ・マニユアルや出荷基準に沿った試験出荷の実施 	県
		漁協

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 9. 明日を担う漁業者育成事業費

9. 明日を担う漁業者育成事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

- ・ 漁村女性の育成を図るために研修会を開催し、経営感覚のある人づくりを目指す。
- ・ 漁村の漁業就業状況の把握と新規漁業就業希望者への情報提供及び受入体制を整備し、新規漁業就業者の確保を図る。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
漁村女性研修会	漁村女性を対象として、販売及び経営についての研修を行う。	福岡県水産団体指導協議会
新規漁業就業者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県下全漁協における漁業就業、離職者実態調査、求人動向調査 ・ 就業希望者への就業情報提供 ・ 検討会の開催（地元の受入体制づくり） ・ 漁協・就業希望者合同面談会の開催 ・ 就労環境の整備等 	県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 10. 県産水産物消費拡大事業費

10. 県産水産物消費拡大事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

食機会の減少や食の安心、安全に対する意識の高まり、「食」の重要性の認識の高まり等に対応するため、食育及び地産地消を推進する取組に対する支援を行い、県産水産物の消費拡大を図る。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
食育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自校式学校給食実施校への給食用食材の提供及び漁業者等による食育活動の実施 ・魚料理教室や出前授業、釣りや漁業体験等の魚体験活動の実施 	福岡県魚食普及協議会
地産地消推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用・低利用水産物に付加価値を付けた加工品の開発 ・福岡県学校給食会や自校学校給食実施校への食材供給体制の整備 ・流通・販売業者等と連携した県産水産物の消費拡大の取組への支援 	福岡県魚食普及協議会

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 11. 内水面環境保全活動事業費

11. 内水面環境保全活動事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

KHV 感染状況の把握とまん延防止対策の実施を行うとともに、在来減少種（スイゼンジノリ、アユ等）の増殖手法を開発し、天然資源量を回復させ、内水面における環境・生態系の保全を図る。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
在来減少種増殖事業開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在来減少種（スイゼンジノリ、アユ等）の再生産状況を把握し、効果的な増殖手法・放流手法を開発する。 ・漁場の環境保全・整備を行い、在来減少種の再生産に効果的な漁場造成方法を検討する。 	内水面研究所
コイヘルペス病検査体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 14 か所のコイについて、年 6 回 PCR 検査を実施する。 ・検査の結果、陽性が確認された場合、周辺域の検査を実施する。 ・検査結果に基づき、まん延防止対策を実施する。 	内水面研究所

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 12. 内水面水産資源増殖事業費

12. 内水面水産資源増殖事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

河川・湖沼への主要魚種の種苗放流を行い、内水面資源の増殖を図る。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
内水面水産資源増殖事業	内水面有用魚種の種苗放流（9魚種） ○放流魚種・数量 ・うなぎ 12,280尾 ・やまめ 8,900尾 ・おいかわ 66,700尾 ・ふな 15,000尾 ・てながえび 40,000尾 ・もくずがに 44,300尾 ・わかさぎ卵 962万粒 ・えつ卵 10,000万粒 ・あゆ 268,000尾 ○委託内容 種苗放流、漁協・業者間調整、放流指導、防疫対策	内水面漁業協同組合連合会

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[12] 水産振興課
1.3. 沿岸漁場整備開発事業調査費

1.3. 沿岸漁場整備開発事業調査費

(1) 事業概要

【事業目的】

事業対象海域の海底地形や水質、底質環境、対象生物の生息状況を調査し、事業実施に適した箇所や施工方法を決定する。

【事業内容】

事業名	事業内容	事業主体
水産基盤整備調査事業	水産基盤整備調査補助金事業 ・筑前海地区の計画策定のために事前調査として、 海底地形や環境の調査、対象生物の生息状況調査等 を行う。	県

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 14. 地先型（大規模）増殖場造成事業費

14. 地先型（大規模）増殖場造成事業費

（1）事業概要

【事業目的】

比較的近場の漁場に増殖場を設置することにより、経費の削減、作業時間の短縮、近隣漁場での過密操業の緩和等が図られ、水産資源の継続的な有効利用が可能となる。

【事業内容】

国の水産基盤整備事業に基づき、沿岸域における漁場の整備及び藻場・干潟の造成を行う。

① 採択要件

- [計画事業費] 3億円以上（漁港施設の整備が含まれる場合は5億円以上）
 [規模] 魚礁 5,000 空 m³、増殖場 5 千万円以上（市町村 3 千万円以上）

② 国費補助率 1/2

③ 県費補助率（市町村事業 1/3～1/10）

【事業計画】

地区名	事業費	内容
関門沖合 (測量試験費)	18,600 千円 (15,000 千円)	投石
船越 (指導監督費)	27,000 千円 (400 千円)	鋼製魚礁 6 基
関門沿岸 (指導監督費)	75,000 千円 (200 千円)	投石
豊前北部 (測量試験費)	85,300 千円 (2,000 千円)	鋼製魚礁 18 基

（2）監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 15. 人工礁漁場造成事業費

15. 人工礁漁場造成事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

沖合域に魚礁を設置し、魚類の滞留及び誘導を図るとともに沖合域の操業を促進することにより、沿岸域での過密操業緩和や小型魚の保護等が図られ、水産資源の継続的な有効利用が可能とする。

【事業内容】

沖合域の魚礁及び増殖場の造成を実施する。

① 採択要件

[計画事業費] 3億円以上

[規模] 魚礁 30,000 空 m³、増殖場 5 千万円以上

② 補助率 1/2

【事業計画】

- ・ 水産環境整備補助金事業

事業費	設置物
筑前沖合整備補助金 246,700 千円	鋼製魚礁 12 基 3.25FP 魚礁 200 基
筑前浅海整備補助金 141,000 千円	梯型魚礁 48 基 タートル魚礁 96 基
測量試験費 5,000 千円	

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [12] 水産振興課
 16. 漁場環境改善事業費

16. 漁場環境改善事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

豊前中南部地区、豊前中部沿岸地区等において、底質環境悪化により泥化した海域を覆砂することによって栄養塩の溶出を防止し、水質の改善を図るとともに、クルマエビやカレイ等の育成場や漁場として機能することにより、漁業生産量の増大を図る。

【事業内容】

国の水産基盤整備事業に基づき、漁場環境の改善のために覆砂、海底移転及び構造物の設置を行う。

- ① 採択要件 [計画事業費] 5千万円以上
- ② 国費補助率 1/2

【事業計画】

地区名	事業費	内容
豊前中南部 (測量試験費)	194,400 千円 (4,000 千円)	覆砂
豊築沖 (測量試験費)	70,700 千円 (2,000 千円)	覆砂 タートル礁 17 基
豊前中部沿岸 (測量試験費)	65,460 千円 (3,000 千円)	覆砂

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[12] 水産振興課
17. 漁港修築事業費

17. 漁港修築事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

漁港漁場整備長期計画及び農村漁村地域整備計画に基づき、計画的・継続的に漁港整備を図り、漁港の生産性・効率性を高め、県水産業のさらなる発展を目指す。

【事業内容】

地域における水産資源の維持・増大、水産物の生産機能、流通機能の強化のため、漁港施設の新設、改良、機能保全等の国庫補助事業を活用し、漁港の整備事業を実施する。

【事業主体】 県管理漁港：県、市町管理漁港：市町

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[12] 水産振興課
18. 漁港海岸保全事業費

18. 漁港海岸保全事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

農山漁村地域整備計画に基づき、継続的かつ着実に事業の整備完成を図り、国土強靱化の観点から、一層の防災・減災対策に取り組む。

【事業内容】

地域社会の核である農山漁村地域のうち、漁村地域を高潮、波浪、津波等による被害から守るため、貴重な国土を海岸浸食から守るため又は国土強靱化のための老朽化対策について、海岸保全施設の新設・改良を行う。

【事業主体】 市町管理漁港：市町

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
[12] 水産振興課
19. 漁港環境整備事業費

19. 漁港環境整備事業費

(1) 事業概要

【事業目的】

農村漁村地域整備計画に基づき、計画的かつ着実に事業の整備完成を図り、快適にして潤いのある漁港環境及び豊かな漁村環境を目指す。

【事業内容】

漁港施設のうち、漁港環境整備施設（緑地・防災施設、休憩所、便所等）、漁業集落環境施設（漁業集落排水施設・水産飲雑用水施設、漁業集落道、防災安全施設等）の新設・改良等を実施する。

【事業主体】 市町管理漁港：市町

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

- II. 各論（結果及び意見）
 [1 2] 水産振興課
 20. 漁港施設改修費

20. 漁港施設改修費

(1) 事業概要

【事業目的】

県管理漁港における漁港施設の改修を行い、円滑な漁業活動が行える環境を提供する。

【事業内容】

県管理 6 漁港（沖端、宇島、津屋崎、大島、沖の島、小呂島）について、国庫補助事業の対象とはならないような施設改修工事を実施する。国庫補助事業の対象とはならないような工事とは、全体事業費 3 億円未満の新設、改良工事、浚渫（河口部は対象）、舗装工事、表示板、防舷材の設置等。

（単位：千円）

漁港名	事業費	県費	市費	工事内容
沖端	25,975	20,975	5,000	航路浚渫
宇島	4,676	3,776	900	舗装補修
津屋崎	4,676	3,776	900	舗装補修
大島	4,676	3,776	900	舗装補修
沖ノ島	5,371	5,371	0	舗装補修 夜間安全表示板設置
小呂島	22,134	22,134	0	浮棧橋補修 防波堤補修工

(2) 監査の結果

監査を実施した結果、指摘事項は検出されなかった。

福岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月10日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	縣 善彦

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
石橋 幸登	久留米市宮ノ陣四丁目11番34-3号
村中 政夫	福岡市中央区草香江二丁目2番12-302号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成28年6月10日から平成29年3月31日まで

収用委員会**福岡県収用委員会告示第2号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年6月10日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡都市計画道路事業3・6・95号老司片江線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地 番	地 目	地 積 [() は公簿地積]
-------	-----	-----	-----------------

福岡市南区老司一丁目	466番7	宅 地	213.02 (204.00) 平方メートルのうち収用しようとする土地の面積 20.94 平方メートル
------------	-------	-----	---

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

株式会社アラタ産業

福岡市南区花畑一丁目4番6号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 長谷川智秀

福岡市南区老司三丁目5番28-704号

土地使用借権

(2) 株式会社西日本シティ銀行

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

根抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年5月27日

福岡県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成28年6月10日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡都市計画道路事業3・6・95号老司片江

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡市南区屋形原三丁目	583番1	宅地	789.67(622.66)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積0.39平方メートル、4.09平方メートル
福岡市南区屋形原三丁目	584番1	宅地	28.23(28.53)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積1.31平方メートル
福岡市南区屋形原三丁目	585番1	宅地	37.66(36.48)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積5.09平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

藤原裕子

福岡市南区屋形原三丁目36番17号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 後藤文雄

福岡市南区鶴田四丁目3番1-603号

土地賃借権

(2) 株式会社サークルKサンクス

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

土地賃借権

(3) 明永諒平

福岡市南区井尻一丁目9番28号

土地転借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年5月27日

再 掲

公告

福岡県が発注する政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年6月8日

福岡県知事 小川 洋

1 事業名

御笠川那珂川流域下水道御笠川浄化センター下水汚泥固形燃料化事業

2 事業場所

福岡市博多区那珂四丁目

3 事業概要

御笠川那珂川流域下水道御笠川浄化センターから供給する脱水汚泥を対象に、下水汚泥固形燃料を製造する施設（以下「本施設」という。）を設計・施工し、完成後に本施設の維持修繕、運転管理、本施設で製造される下水汚泥固形燃料の買取り、利用先の確保及び供給（以下「維持管理・運営」という。）を実施するものである。

本事業は、本施設の設計・施工及び維持管理・運営を事業者に委ねるDBO方式（県が資金を調達し、施設の設計（Design）、施工（Build）及び維持管理・運営（Operate）を一括して民間に委託する方式）で行う。

なお、本事業は、維持管理・運営の実施のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、そのSPCにより本施設の維持管理・運営を行うものである。

(1) 施設概要

脱水汚泥を炭化又は乾燥することにより、下水汚泥固形燃料を製造する施設。

(2) 施設規模

100トン/日とし、年間稼働日数を330日以上とする。なお、系列数は問わない。

4 事業期間

(1) 設計・施工期間

平成28年12月定例県議会に係る契約の効力発生の日から平成31年3月31日（日曜日）まで

(2) 維持管理・運営期間

平成31年4月1日（月曜日）から平成51年3月31日（木曜日）まで（20年間）

5 下水汚泥固形燃料化技術

下水汚泥固形燃料を製造する技術方式は、平成28年6月22日（水曜日）現在において、次のいずれかに該当するものに限る。

- (1) 日本国内の下水道事業での稼働実績を有するもの
- (2) 次のいずれかの評価又は証明を得ているもの
 - ア 地方共同法人日本下水道事業団による技術評価
 - イ 公益財団法人日本下水道新技術機構による建設技術審査証明又は新技術性能評価証明
- (3) (2)のア及びイの技術を発展、改善した技術であり、技術評価、技術審査証明又は性能評価証明を受けたシステムと同等以上の信頼性が認められるもの

6 事業の発注方式

- (1) 本事業は、設計・施工及び維持管理・運営に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（高度技術提案型）の対象事業である。
- (2) 本事業に係る工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置して、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

7 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 入札手続及び事業全般に関すること
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部下水道課（県庁行政棟7階）
電話番号 092-643-3728
- (2) 現場確認及び資料の貸与等に関すること
〒816-0943 大野城市白木原三丁目5番25号
福岡県流域下水道事務所設備課（筑紫総合庁舎2階）
電話番号 092-513-5592
- (3) 資料提出先
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3707

8 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

本事業の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、単独企業又は共同事業体とする。なお、共同事業体とは、設計・施工及び維持管理・運営を担う複数の企業から構成される事業体をいう。

- (1) 単独企業で参加する場合、次の条件を全て満たすこと。
 - ア 本施設の設計・施工及び維持管理・運営を担うこと。
 - イ 機械器具設置工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」（平成28年3月福岡県告示第219号）に定める資格を得ている者（平成28年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）掲載者。）であること。

なお、この資格については、技術提案書の再提出期限の日から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

ウ 業種品目大（中）分類「5-11 機械器具（諸機器）」又は「13-11 サービス業種その他（その他）」について、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成27年5月福岡県告示第534号）を得ている者（平成27年10月1日から平成29年9月30日競争入札参加資格者名簿（物品）（以下「入札参加資格者名簿（物品）」という。）掲載者。）であること。

なお、この資格については、技術提案書の再提出期限の日から契約の効力が発生する時まで継続して得ていること。

- エ S P Cに出資すること。
- オ 同一入札参加者が、使用する技術の内容等を変えて、複数の申請を行っていないこと。
- カ 入札参加者は、他の入札参加者の共同事業体の構成員（以下「事業体構成員」という。）でないこと。

(2) 共同事業体で参加する場合、次の条件を全て満たすこと。

ア 次に掲げる者が事業体構成員に含まれること。

(ア) 本施設の設計・施工を担う者（複数の企業の参加は特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）による共同施工方式とする。）

(イ) 本施設の維持管理・運営を担う者（複数の企業の参加を認める。）

イ (2)アの(ア)に掲げる者は、(1)イの条件を満たすこと。

ウ (2)アの(イ)に掲げる者は、(1)ウの条件を満たすこと。

エ 自主結成された共同事業体であること。

オ 事業体構成員から本施設の設計・施工を担う者を共同事業体の代表者（以下「事業体代表構成員」という。）として定め、事業体代表構成員が入札に係る申請手続を行うこと。

カ 本施設の設計・施工を担う者がJVを結成する場合、JVを結成する者（以下「JV構成員」という。）のうち、JVを代表する者（以下「JV代表構成員」という。）を事業体代表構成員として定めること。

キ 全ての事業体構成員がSPCに出資すること。ただし、事業体構成員にJVが含まれている場合、JV代表構成員以外のJV構成員には、SPCへの出資を求めないものとする。

ク 事業体代表構成員は、事業体構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

ケ 同一入札参加者が、使用する技術の内容等を変えて、複数の申請を行っていないこと。

コ 事業体構成員のいずれもが、他の入札参加者の事業体構成員でないこと。

9 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）（技術提案に関する入札参加条件を除く。）

入札参加者は、平成28年6月22日（水曜日）現在において次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) 全ての入札参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（設計・施工を担う者は、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿に登載されている者を除く。維持管理・運営を担う者は、更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）。

エ 本事業に係る技術援助業務の受託者でないこと、又は受託者と資本・人事面において関連がある者でないこと。

オ 次に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 本施設の設計・施工を担う者に対する条件

ア 本施設の設計・施工を単独で行う場合、次の条件を全て満たすこと。

(ア) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。

なお、指名停止期間中でないこととは、競争参加資格（技術提案に関する入札参加条件を除く。）確認申請書類の提出期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

(イ) 本施設の設計について、次の条件を満たす技術者を配置できること。

a 管理技術者及び照査技術者は、技術士法（昭和58年法律第25条）による技術士登録の総合技術監理部門（選択科目：下水道）若しくは上下水道部門（選択科目：下水道）の資格又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

b 担当技術者は、下水道法（昭和33年法律第79号）第22条に規定された資格を有する者であること。なお、管理技術者は担当技術者を兼ねることができるものとする。

c a及びbの技術者は、直接かつ連続して3ヶ月以上雇用関係にある者であ

ること。

- (ウ) 機械器具設置工事について、入札参加資格者名簿の格付がA等級であること。
- (エ) 機械器具設置工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- (オ) 平成13年度以降に元請として竣工した廃棄物に関する燃料化設備、乾燥設備、炭化設備、溶融設備又は焼却設備（いずれも設備処理能力50トン／日以上に限る。）のいずれかにおける機械設備工事（設置、改築に限る。）の施工実績（JVによる施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。
- (カ) 本施設の施工について、次の条件を全て満たす技術者を監理技術者として専任で配置できること（建設業法第7条第1号に該当する経営業務の管理責任者及び同法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、技術者として配置できない。）。
 - a 平成13年度以降に元請として竣工した廃棄物に関する燃料化設備、乾燥設備、炭化設備、溶融設備又は焼却設備のいずれかにおける機械設備工事（設置、改築に限る。）に技術者（主任技術者又は監理技術者）として工場製作及び現場施工の経験を有する者であること（ただし、工場製作と現場施工とで別の者を配置するときは、工場製作に係る技術者は工場製作の実績、現場施工に係る技術者は現場施工の実績を有すること。）。
 - b 機械器具設置工事業について、監理技術者資格者証及び過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - c 直接かつ連続して3ヶ月以上雇用関係にある者であること。
- イ 本施設の設計・施工をJVで行う場合、次の条件を全て満たすこと。
 - (ア) JV代表構成員は、JV構成員のうち設計・施工の中心的役割を担い、そのJVへの出資割合が最大であること。
 - (イ) JV代表構成員は、(2)のアの条件を全て満たすこと。
 - (ウ) JV代表構成員以外のJV構成員は、(2)アの(ア)、(ウ)及び(エ)の条件を全て満たし、また、機械器具設置工事業について、監理技術者資格証及び過去5年以内

に受講した監理技術者講習修了証を有する者又は主任技術者で、直接かつ連続して3ヶ月以上雇用関係にある者を、本施設の施工に専任で配置できること（建設業法第7条第1号に該当する経営業務の管理責任者及び同法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。）。

- (エ) JV構成員数は、最大で3者までとする。
- (オ) JV構成員の出資割合は、以下のとおりとする。
 - a JV構成員数が2者の場合は30%以上
 - b JV構成員数が3者の場合は20%以上

(3) 本施設の維持管理・運営を担う者に対する条件

ア 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。

なお、指名停止期間中でないこととは、競争参加資格（技術提案に関する入札参加条件を除く。）確認申請書類の提出期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

イ 入札参加資格者名簿（物品）の格付がAA等級であること。

ウ 平成13年度以降において、廃棄物に関する燃料化設備、乾燥設備、炭化設備、溶融設備又は焼却設備のいずれかにおいて1年以上連続した運転管理業務の履行実績を有すること。

エ 総括する配置技術者（以下「総括責任者」という。）は、下水道法第22条に規定された資格を有する者とし、かつウのいずれかの施設で総括責任者として1年以上の運転管理業務の履行実績を有する者を、運営開始から3年以上専任で配置できること。

オ 共同事業体において、本施設の維持管理・運営を担う事業体構成員が複数ある場合は、ア及びイの条件を全者が満たし、ウ及びエの条件を必ず1者が満たすこと。

(4) 事業体構成員の変更

事業体構成員の変更は原則として認めない。

10 入札説明書の交付

(1) 期間

平成28年6月8日（水曜日）から平成28年10月25日（火曜日）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

7の(1)に同じ。

また、福岡県ホームページからダウンロードすることによる交付も行う。

なお、郵送による交付を希望する場合は、返信用切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封の上、7の(1)に請求すること。

11 契約条項等を示す場所及び日時

本事業に係る基本協定書（案）、工事（設計・施工）請負仮契約書（案）、維持管理・運營業務委託契約書（案）、下水汚泥固形燃料売買契約書（案）、要求水準書、落札者決定基準及び様式集の縦覧を行うとともに、福岡県のホームページからダウンロードすることにより交付する。

(1) 縦覧場所

ア 基本協定書（案）、工事（設計・施工）請負仮契約書（案）、維持管理・運營業務委託契約書（案）及び下水汚泥固形燃料売買契約書（案）

7の(1)に同じ

イ 要求水準書、落札者決定基準及び様式集

7の(1)及び7の(2)に同じ

(2) 縦覧期間

平成28年6月8日（水曜日）から平成28年10月31日（月曜日）までの毎日（ただし、県の休日を除く。）、午前9時00分から午後5時00分まで

12 競争参加資格（技術提案に関する入札参加条件を除く。）の確認

入札参加者は、持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）により平成28年6月8日（水曜日）から平成28年6月22日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までに7の(3)に競争参加資格（技術提案に関する入札参加条件を除く。）確認申請書類を提出すること。

13 技術提案書の提出

12において競争参加資格を有すると決定された者は、持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）により平成28年7月7日（木曜日）から平成28年7月20日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までに7の(3)に技術提案書を提出すること。

14 見積書等の提出

12において競争参加資格を有すると決定された者は、持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）により平成28年7月7日（木曜日）から平成28年7月20日（水曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までに7の(3)に見積書及び内訳書等（以下「見積書等」という。）を提出すること。

15 技術ヒアリングの実施

技術提案書及び見積書等の提出後、平成28年8月17日（水曜日）から平成28年8月19日（金曜日）の期間に技術ヒアリングを実施する。

16 技術提案書及び見積書等の改善

15の技術ヒアリングにおいて、技術提案書及び見積書等の記載内容につき、県が入札参加者に改善を求めた場合、入札参加者は既に提出した技術提案書及び見積書等について、その内容の改善を行わなくてはならない。

17 技術提案書の再提出

16において技術提案書の再提出を求められた者は、持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）により平成28年8月29日（月曜日）から平成28年9月2日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までに7の(3)に技術提案書を再提出すること。再提出する技術提案書は、以下「再技術提案書」という。

18 見積書等の再提出

16において見積書等の再提出を求められた者は、持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）により平成28年8月29日（月曜日）から平成28年9月2日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までに7の(3)に見積書等を再提出しなければならない。再提出する見積書等は、以下「再見積書等」という。

19 下水汚泥固形燃料購入確約書等の提出

入札参加者は、持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）により下水汚泥固形燃料購入確約書及び下水汚泥固形燃料持込みに係る自治体への事前説明実施の証について、平成28年7月7日（木曜日）から平成28年9月2日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までに7の(3)に提出すること。

20 入札参加条件（技術提案に関する入札参加条件）

入札書を提出できる者は、12において競争参加資格を有すると決定された者であり、技術提案に関する入札参加条件を全て満たす者である。詳細は、入札説明書によるものとする。

21 競争参加資格（技術提案に関する入札参加条件）の確認

競争参加資格（技術提案に関する入札参加条件）の確認は、再技術提案書の提出期限日までに行う。

22 入札書の受領期間、提出場所及び提出方法

(1) 受領期間

平成28年10月27日（木曜日）から平成28年10月28日（金曜日）までの毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 提出場所

7の(1)に同じ

(3) 提出書類

入札説明書による。

(4) 入札の方法

ア 入札書は、持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

イ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札（以下「再入札」という。）を行うこととする。

ウ 再入札の執行回数は1回とし、詳細は、入札説明書によるものとする。

23 事業費内訳書の提出

入札書提出時に、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書を持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

24 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

平成28年10月31日（月曜日）午後1時00分

(2) 開札場所

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部会議室（県庁行政棟7階）

25 入札保証金

見税金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を7の(1)に納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

(1) 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 開札日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

26 契約保証金

(1) 設計・施工に関すること。

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 保険会社等と履行保証契約を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

(2) 維持管理・運営に関すること。

各年度の維持管理運営業務開始までに、当該年度の維持管理運営業務委託料の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- イ 保険会社等と履行保証契約を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合
- 27 入札の無効
- 次の入札は、無効とする。
- (1) 金額の記載がない入札
 - (2) 法令又は入札説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (6) 入札保証金が25に規定する金額に達しない入札
 - (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
 - (8) 入札書提出時に、事業費内訳書の提出がない入札
 - (9) 入札書に記載した入札金額に対応した事業費内訳書の提出がない入札
- 28 落札者の決定方法及び落札者決定通知
- (1) 落札者の決定方法
- 入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。総合評価点が同点の場合は、くじにより落札者を定めるものとする。
- 詳細は、入札説明書による。
- (2) 落札者決定通知
- ア 時期
- 平成28年11月1日（火曜日）
- イ 方法
- 落札者が決定した場合は、書面により通知する。
- 29 入札参加資格を得るための申請の方法
- 8の(1)のイ及びウに掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要な事項を記入の上、以下の部局へそれぞれ提出すること。

ただし、再技術提案書の提出期限の日までに本事業に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

- (1) 入札参加資格者名簿に関する申請書の提出場所、入手方法及び申請に関する問合せ先
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- 福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟7階）
- 電話番号092-643-3719（ダイヤルイン）
- (2) 入札参加資格者名簿（物品）に関する申請書の提出場所、入手方法及び申請に関する問合せ先
- 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- 福岡県総務部総務事務厚生課調達班（県庁行政棟1階）
- 電話番号092-643-3092（ダイヤルイン）
- 30 S P C の設立
- 落札者は、本施設の引渡しまでに、会社法（平成17年法律第86号）に従い、S P C を設立すること。
- 詳細は、入札説明書による。
- 31 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 本公告における落札者の決定にあたっては、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
- 政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 契約書の作成を要する。
 - (5) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）、入札心得書、その他入札契約に関する法令を遵守すること。
 - (6) 落札者は、契約の締結に当たって、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例

第59号) 第6条を遵守し、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係事業者」という。)に該当しないこと及び暴力団関係事業者を下請負人としなないこと等について誓約する誓約書を提出することとし、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

(7) 詳細は、入札説明書による。

32 Summary

(1) Subject matter of contract:

The Sewage Sludge Fuel Production Project at Mikasagawa Purification Center in the Mikasa River and Naka River Sewerage Area

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for confirmation of qualifications: 5:00 P.M. on 22 June 2016.

(3) Deadline for the submission of tenders: 5:00 P.M. on 28 October 2016.

(4) Contact:

Division of Sewer Infrastructure
Department of Structures and Urban Planning
Fukuoka Prefectural Government

7-7 Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, Japan 812-8577
TEL 092-643-3728

(Please contact the above department to request a copy of the tender document)

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
22・8・27	3153	告示	1402	2	○			表中	○○○ 27.0	●● 9.8
22・8・27	3153	告示	1402	2		○		表中	○○ 8.0 ○○○ 45.7	●● 7.5 ●●● 14.0